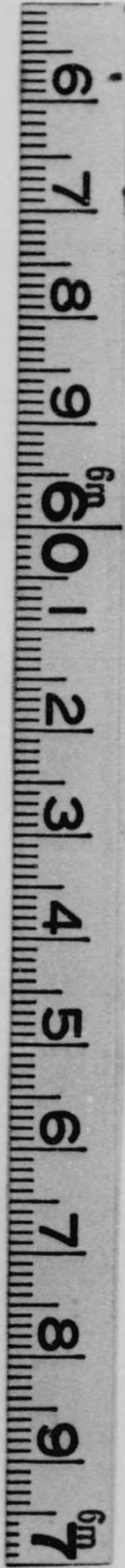
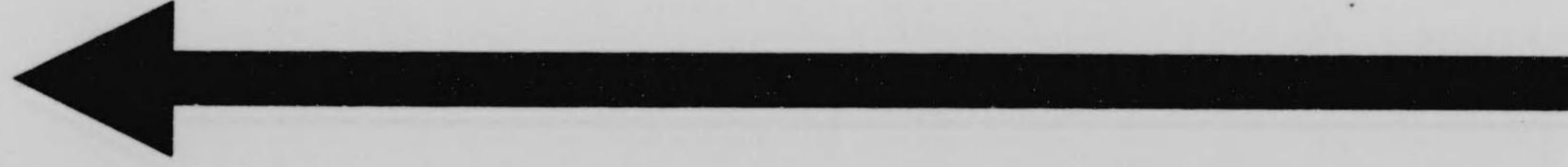


398
120



始



398-120



大阪府全志

卷之三

大正
11. 11. 28
内交

大阪府全志卷之三目次

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國（承前）

第二節 東成郡……………一

位置、面積、境界、河川、地勢及び平野川・玉造江の變遷、舊住吉・東成郡の由來、境界變更、舊郷莊名及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、新郡設置後の町村異動、舊石高・反別・人口の現在町村別、歴代郡長、

第一項 住吉村……………二七

住吉、墨江之津、磯齒津、住吉名所、忘草、住吉八景、住吉神社、攝末社、大海神社、船玉神社、玉出島、住吉公園、汐掛大道、高燈籠、生根神社、住吉岸、

濱松岸、住吉岸野、岸の松原、岸の姫松、阿部野神社、浄土寺、神宮寺の址、東大寺、東福寺、一運寺、松林寺、眞願寺、寶泉寺、帝塚山、播磨塚、小町塚、萱艸塚、

第二項 墨江村……………六

大字濱口 細江川、住吉水門、名吳門、住の江、住吉細江、名吳の入江、名吳の濟、往合橋、名吳繼橋、出見濱、住吉濱、住吉浦、住吉沖、長映浦、津守沖、長居浦、長居濱、長居瀨、敷津浦、名越濱、名吳海、名吳浦、名吳濱、

大字南濱口 大圓寺、

大字遠里小野 まはぎ、日本最初の製油地、正平三年の古戰場、安樂寺、西方寺、安養寺、極樂寺、西林寺及び西行庵の址、玉手箱、

大字澤の口 止々呂支比賣命神社、天水分豐浦命神社、寶樹寺、願生寺、教蓮寺、

大字殿辻 松寶寺、

大字千休 住吉行宮の址、津守寺の址、若一王子祠址、子安地藏尊、伶人富士が宅址、鷺住王隱居の址、

大字上住吉 淺澤沼、淺澤小野、忘水、住吉岸田、住吉御田、墨江池、慈恩寺の址、

西之坊、哀愍寺、地藏寺、淨光寺、床菜庵の址、善宗寺、

大字長峽

大字島

第三項 安立町……………1011

大字安立 霰松原、笠松、小町茶屋、龜林寺の址、阿彌陀寺、寶林寺、長法寺、

大字七道領

第四項 敷津村……………1012

大字北島 十三間川、高砂神社、祐貞寺、

大字南加賀屋 高崎神社、加賀屋甚兵衛及び子孫の新田開發、

大字村上

大字北加賀屋 押海堤、木津川砲臺、木津川燈臺、

大字櫻井

大字庄左衛門

大字櫻木

大字柴谷

大字釜口

天満宮、

第五項 依羅村……………三三

大字苅田 薬師寺、西光寺、

大字庭井 依羅の原、依羅の里、大依羅神社、依羅森、御神輿塚、依羅井、雨乞

井、依網池、安樂寺、

大字我孫子 網子濱、安胡浦、網子海、阿古の行宮、大聖寺、圓満寺、引接寺、我

孫子城址、

大字山の内 金林寺、

大字杉本 光明寺、圓覺寺、

大字杉本新田 教圓寺、

第六項 長居村……………一三七

大字寺岡 大御池、神須牟地神社、舊多米神社、慈光寺、臨南寺、眞光寺、西法寺、

大字堀 保利神社、瀧光寺、

大字前堀

第七項 田邊町……………一四三

大字南田邊 山坂神社、法樂寺、性應寺、安樂寺、恩樂寺、大念寺、百池、

大字松原

大字北田邊 西元寺、蓮花寺、

大字猿山

第八項 南百濟村……………一五〇

大字鷹合 酒君の墓、素盞鳴命神社、淨賢寺、雲莖寺、養善寺、

大字砂子

大字湯谷島 住吉神社、覺林寺、
大字中野 中井神社、林覺寺、佛願寺、

第九項 喜連村……………一五六

喜連城址、楯原神社、如願寺、法性寺、專念寺、專稱寺、寶圓寺、寶林寺、法
明寺、福田寺の址、傳了寺、教西寺、讚野皇山、中筋塚、廣住塚、浮山、大塚、
シンデン、ツブレ池の址、

第十項 平野郷町……………一七六

大字平野西脇 坂上家の邸址、長寶寺、光永寺、
大字平野背戸口 光源寺、觀音寺、正業寺、即法寺、本妙寺、
大字平野流 專念寺、山本好古、
大字平野野堂 政所、赤留比賣命神社、櫻井寺、全興寺、信行寺、願生寺、安藤正次
の墓、
大字平野市 末吉孫左衛門屋敷、河骨池舟入場、坂上廣野麻呂の墳、含翠堂、瑞興

寺、惠淨寺、

大字平野泥堂 杭全神社、坂上春子の墓、土井大炊頭陣屋の址、慧光寺、滿願寺、寬樹寺、
大字平野馬場 大念佛寺、永福寺、大融寺、淨永寺、

第十一項 北百濟村……………二二一

大字今在家 正念寺、
大字新在家 譏婦堤、源光寺、
大字今林 榮光寺、
大字桑津 天神社、末社八幡神社、舊金蓮寺、見性寺、京善寺、光琳寺、光律寺、

第十二項 天王寺村……………二三〇

大字天王寺 天神森、天滿宮、天下茶屋、壺天閣、安養寺、天下茶屋の復讐、正圓
寺、狂歌塚、寄松塚、泰清寺、淨明寺、義光庵、月光庵、兼好法師の古蹟、社
宮跡塚、大阪市立天王寺葬儀所、飛田遊廓、
大字阿部野 阿閉島、阿部晴明誕生地、北畠顯家塚、經塚、松虫塚、阿部王子神社、

印山寺、廣臺寺、西教寺、淨國寺、

第十三項 生野村……………二四五

大字國分 淨念寺、

大字舍利寺 舍利尊勝寺、菅沼甘谷の墓、眞光寺、素盞鳥尊神社、

大字林寺 光明寺、

大字林寺新冢 光福寺、

大字田島 田島神社、本行寺、本覺寺、

第十四項 鶴橋町……………二五三

大字猪飼野 鶴橋、漁父淵、天神社、安泉寺、圓龍寺、

大字岡 岡山、大小橋命の墳、岡山の森、速成寺、御館神社の址、

大字木野 五榎木山、彌榮神社、宗立寺、

大字東小橋 比賣許曾神社、茶山前、胞衣塚、安樂寺、

大字天王寺

第十五項 小路村……………二六六

大字中川 光泉寺、

大字大友 小路神社、妙信寺、

大字腹見 淨恩寺、光明寺、

大字片江 偏増寺、

第十六項 中本町……………二七一

大字森 城東練兵場、長久寺、

大字中道 中道の新道家、八阪神社、淨琳寺、

大字本庄 八王子神社、誓立寺、

大字西今里 玉造江、常善寺、

大字中濱 白山神社、稻荷神社、正圓寺、壽光寺、大藏局の宅址、

第十七項 神路村……………二八一

大字深江 笠縫島、深江笠、稻荷神社、法明寺、雁塚、眞行寺、長龍寺、光榮寺、
大字東今里 光照寺、
大字大今里 熊野大神宮、妙法寺、西蓮寺、觀光寺、良念寺、

第十八項 城東村……………二九一

大字鴨野 八剱神社、大日寺、開通寺、來通寺、光耀寺、
大字天王田 善福寺、
大字左專道 諏訪神社、友三寺、地藏庵、林照寺、大通寺、
大字永田 蓮乘寺、

第十九項 榎本村……………二九二

大字放出 放出の通川、阿遲速雄神社、放の池、道音寺、正因寺、
大字下の辻 八王子社、願生寺、
大字今津 德庵納豆、比枝神社、願教寺、圓通寺、稱恩寺、源正寺、
大字三組

第二十項 鯉江町……………三三三

大字今福 皇大神社、榮照寺、今福寺、
大字蒲生 蒲生の墓、若宮八幡大神宮、正福寺、
大字布屋
大字新喜多

第二十一項 榎並町……………三三三

野江南之町・野江中之町・野江東之町・野江角巽 榎並城址、水神社、來迎寺、
關 目 須佐之男尊神社、善福寺、
内 代 雲觀寺、

第二十二項 城北村……………三三八

大字赤川 日吉神社、可笑庵、佛現寺、專宗寺、
大字荒生 蓮生寺、常宣寺、

大字 中 大河尻、繩御殿の址、重誓寺、寒松寺、
大字 江野
大字 毛馬 善福寺、蕪村出生地、
大字 友淵 友末寺、

第二十三項

古市村

三三〇

大字 南島 大宮神社、善立寺、
大字 森小路 正嚴寺、
大字 今市 淨願寺、
大字 千林 強頸絶間、絶間池、眞光寺、

第二十四項

清水村

三四六

大字 貝脇
大字 上の辻 西光寺、
大字 馬場 不燒寺、八幡 神宮、願光寺、

大字 般若寺 誓願寺、
大字 別所 正光寺、

第三節

西成郡

三五四

位置、境界、面積、地勢、郡の由來、境界變更、舊郷莊名及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、舊石高・反別・人口の現在町村別、歴代郡長、

第一項

中島村

三七七

大字 江口 遊女妙故居の址、寂光寺、光照寺、教徳寺、光明寺、江口城の址、江口の渡、
大字 小松 瑞松寺、向稱寺、惠念寺、涙池、

第二項

新庄村

三九三

大字 上新庄 春日神社、信覺寺、
大字 下新庄 中川清兵衛の出城、明鏡寺、覺林寺、

第三項 大道村……………三九六

大字西大道 大隅島、大隅宮址、舊三寶寺、西寶寺、等正寺、
大字南大道 大隅神社、西福寺、大澤寺、澤田家の址、
大字北大道 瑞光寺、教照寺、圓乘寺、等覺寺、舊大道寺、

第四項 豊里村……………四一〇

大字菅原 天満宮、
大字三番 定專坊、法正寺、
大字天王寺庄 大宮神社、專宗寺、正泉寺、教應寺、教安寺、彩家址、馬洗池、
大字橋寺 橋本寺の址、橋多賀神社、專光寺、

第五項 豊崎町……………四二〇

南長柄 鶴満寺、玄妙寺、大阪市立長柄葬儀所、鶯塚、田安家陣屋の址、
北長柄 毛馬閘門、淀川改修紀功碑、長柄橋の址、長柄浦、長柄濱、八幡神社、

光明寺、松野登十郎の墓、

本庄 難波長柄豊碕宮の址、豊崎神社、教恩寺、
南濱 源光寺、濱の墓、龍田善達・齋藤鑾江・山本文龍・佐々木専林・富島
瑞峯の墓、慶住院、玉圓庵、明樂寺、提法寺、
川崎 安養寺、

第六項 中津町……………四五六

光立寺 富島神社、光徳寺、
小島新田
小島古堤
下三番 上小竹葉野、大日寺、導通寺、
成小路 十三渡、默庵、圓稱寺、淨圓寺、

第七項 鷺洲町……………四六五

海老江 八阪神社、南桂寺、

浦江 傳三好長慶城址、素盞鳴尊神社、傳王仁墓、大阪市立浦江葬儀所の址、
 了徳院、妙壽寺、萩原廣道の墓、勝樂寺、曉鐘成の墓、安樂寺、
 大仁 八阪神社、教願寺、圓勝寺、光專寺、光滿寺、
 塚本 超安寺、如來塚、都下塚、

第八項 西中島村……………四七七

大字藥師堂 藥師堂、舊安樂寺、
 大字川口
 大字濱 善教寺、
 大字南方 正福寺、徳藏寺、
 大字柴島 柴島城址、莖渡、柴島神社、法華寺、萬福寺、願力寺、大阪市上水道
 柴島水源地、
 大字淡路 劔工來國次の舊棲地、永春寺、佛圓寺、願照寺、光寶寺、
 大字南方新家 正覺寺、
 大字山口 中島惣社、崇禪寺、兩義士の墳、足利義教の墓、地藏院 源光院、

大字西 光用寺、勝圓寺、

第九項 北中島村……………五〇〇

大字南宮原
 大字東宮原 正徳寺、
 大字北宮原 圓光寺、
 大字宮原新家 正福寺、
 大字蒲田 大願寺、自教庵、常光寺、蒲田神社、
 大字十八條 榮仙寺、圓宗寺、覺壽寺、

第十項 神津村……………五〇九

大字今里 空樂寺、
 大字小島 神津神社、善久寺、
 大字堀 細川藤賢の據りし城址、康安元年九月の古戰場、長安寺、
 大字木川 正通院、金谷三石・同遷齋及び菰關月の墓、

大字三津屋 長樂寺、大恩寺、蓮正寺、壽光寺、光專寺、三津屋城址、
 大字堀上 西光寺、
 大字野中 専龍寺、妙眞寺、
 大字新在家 福泉庵、

第十一項 歌島村……………五三四

大字野里 野里川、大物崩の古戰場、住吉神社、成覺寺、圓光寺、常元寺、西勝寺、
 大字御幣島 住吉神社の址、光明寺、
 大字加島 鍛冶ヶ島、加島錢、香具波志社、富光寺、正恩寺、定秀寺、善福寺、
 神崎橋、康安二年八月の古戰場、

第十二項 稗島村……………五三九

姫島、姫島神社、遍滿寺、慈雲寺、

第十三項 傳法町……………五四二

南二丁目・二丁目・同三丁目・北二丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目

鴉宮神社、淨泉寺、正蓮寺、溶標住吉神社、寶泉寺、西光寺、安樂寺、慶善寺、
 西念寺、

北五丁目

第十四項 福島村……………五四九

大字福 住吉神社、正光寺、
 大字南西島

第十五項 千船村……………五五二

大字百島
 大字大野 住吉神社、乘願寺、
 大字大和田 住吉神社、安養寺、光明寺、善念寺、淨圓寺、判官松、大和田城址、
 大字蒲島
 大字佃 田蓑島、佃及び大和田の漁業、田蓑神社、正行寺、西法寺、明正寺、

第十六項 川北村……………五六六

大字北西島

大字西島

大字矢倉

大字西洲

大字出來島

大字中島

大字布屋

大字外島

五社神社、了願寺、

第十七項 今宮町……………五七三

大字今宮

大字木津

朝役、神役、飛田墓地の址、正樂寺、
木津砦の址、

第十八項 津守村……………五八〇

津守神社、

第十九項 玉出町……………五八二

勝間の浦、生根神社、光福寺、善照寺、誓源寺、長源寺、金剛寺、正福寺、

第二十項 粉濱村……………五八六

粉洲、住吉新家、松岸寺、西願寺、順照寺、靈松寺、

第四節 三島郡……………五九一

位置、境界、河川、面積、地勢、安威川改修、舊島上・島下郡の由來、境界變更、舊郷莊名及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、新郡設置後の町村異動、舊石高・反別・人口の現在町村別、歷代郡長、

第一項 島本村……………六七八

大字山崎 國界の明定、山崎驛、古今の戰場、山崎宮址、河陽宮址、山崎渡、山崎橋、椎尾神社、椎尾瀧、關大明神社、關戸院の址、疫神を祀りし所、山崎南門の址、勝幡寺、洞雲寺、宗鑑の宅址、

大字廣瀨 水無瀨野、水無瀨里、水無瀨渡、水無瀨湊、廣瀨山、水無瀨瀧、水無瀨川、惟喬親王別墅の址、後鳥羽院水無瀨新離宮の址、水無瀨宮、若山神社、

小島神社、稻荷神社、粟辻神社、天長寺、阿彌陀院、金照寺、妙本寺、

大字東大寺 春日神社、西福寺、

大字高濱 高濱渡、武内神社、常春庵、高濱砲臺の址、

大字櫻井 櫻井驛、櫻井の里、櫻井御所の址、待宵小侍従の墓、眞如院の址、兒

諫松、八幡神社、坂口八幡社の舊址、寶幢寺、寶城庵、地藏院、

大字尺代 諏訪神社、釋恩寺、西光寺、

大字大澤 大澤山、旗立峠、早尾神社、極樂寺、

第二項 五領村……………六七八

大字神内 神南備森、

大字井尻 圓正寺、

大字上牧 春日神社、本澄寺、眞如院、本立院、上牧關門の址、上牧堡址、

大字萩庄 日吉神社、成就寺、西教寺、

大字梶原 畑山神社、田中寺、一乘寺、西法寺、源覺寺、安穩寺、妙淨寺、小塚、

大字鶴殿

大字前島、本宗寺、

第三項 大冠村……………六九三

大字東天川 春日神社、大覺寺、西法寺、

大字西大川 高槻堡の址、春日神社、西教寺、足跡塚、都加母止塚、

大字野中 冠須賀神社、道祖神社、尊重寺、普賢寺、

大字中小路

- 大字 西冠 法善寺、
- 大字 土橋
- 大字 辻子 冠須賀神社、冠柳、安樂寺、
- 大字 大塚町 西證寺、法藏寺、
- 大字 大塚 大塚、大塚神小社、大塚神社、西應寺、善立寺、
- 大字 番田
- 大字 野田 春日神社、正覺寺、
- 大字 下田部 天滿宮、鎮守神社、一念寺、

第四項 磐手村

- 大字 川久保 高塚山、諏訪神社、西教寺、高塚、
- 大字 成合 春日神社、金龍寺、遷返池、能因櫻、釜飯岩、美人塚、淺茅ヶ原、千
人塚、西王寺、阿彌陀寺、
- 大字 別所 花之井、寶泉寺、本覺寺、
- 大字 安満 磐手里、磐手行宮の址、磐手杜神社、磐手の森、淨誓寺、長吏塚、荒

塚、百穴、千觀森、

- 大字 下 大泉寺、瑞應寺、法照寺、鏡井、小井、下村堡の址、妙法塚、
- 大字 古曾部 八町松原、三枚橋、日吉神社、伊勢寺、乾性寺、速德寺、淨教寺、能
能因法師の墳、能因櫻、文塚、不老井、功德水、七塚、古曾部焼、

第五項 清水村

- 大字 眞上 笠森神社、年足神社、五社神社、靈松寺、三好筑前守義興の墓、地藏
院、慈願寺、眞如寺、
- 大字 服部 浮島淵、神服神社、安岡寺、淨光寺、西蓮寺、萬福寺、開力寺、長樂
寺、正恩寺、唯德寺、服部連の墓、服部砦の址、
- 大字 原 大原驛、原ヶ池、城山、八阪神社、神峯山寺、本山寺、淨圓寺、圓證寺、
- 大字 萩谷 諏訪神社、西法寺、長賢寺、

第六項 阿武野村

- 大字 塚原 八十塚、八幡神社、經王寺、

- 大字土室 葉室の里、八幡神社、明覺寺、
- 大字宿名
- 大字氷室 關雞野、氷室の址、八幡大神宮、萬德寺、廣宣寺、
- 大字岡本 白山神社、法圓寺、前塚、車塚、岡本城址、
- 大字奈佐原 阿武山、稻荷神社、八幡神社、大將軍神社、淨正寺、
- 大字宮田 春日神社、淨流寺、
- 大字赤大路 鴨神社、子安神社、
- 大字靈仙寺 靈仙寺、白山神社、

第七項 芥川村

七七四

- 大字芥川 芥川驛、芥川、阿久刀神社、觀音寺、教宗寺、芥川驛の復讐、芥川城址、一里塚、
- 大字郡家 素盞烏尊神社、一位神社、八幡神社、村岡神社、久安寺、妙圓寺、今城塚、一本松塚、

第八項 高槻町

七九三

- 大字高槻 高槻城址、野見神社、藤井竹外の邸址、八幡大神宮、理安寺、久寶寺、
- 光松寺、本行寺、圓成寺、是三寺、
- 大字上田部 野身神社、船宮神社、道祖神社、廣智寺、淨因寺、光忠寺の址、無名塚、車塚、鼓塚、

第九項 如是村

八〇七

- 大字東五百住 素盞烏尊神社、八幡神社、常見寺、善照寺、明善寺、松永久秀の宅址、
- 大字西五百住 春日神社、八幡神社、圓覺寺、
- 大字津之江 筑紫津の水驛、步人山、稻荷神社、筑紫津神社、光專寺、西教寺、
- 大字芝生 八幡神社、光永寺、
- 大字庄所 素盞烏命神社、願行寺、

第十項 富田村

八二五

富田酒、富田漬、三輪神社、普門寺、細川晴元の閑居、足利十四代將軍滯留の所、本照寺、憶念寺、眞樂寺、長福寺の址、教行寺、永照寺、清蓮寺、藤田友閑・入江若水の墓、圓通寺、因光寺、慶瑞寺、彈正塚、富田堡の址、

第十一項 三箇牧村……………八三四

大字三島江 三島、三島江、三島江の玉江、三島川、三島沼、三島江浦、三島江岸、三島野、三島江渡、七瀬淀、三島菅笠、三島鴨神社、碧流寺、眞光寺、大字唐崎 信樂寺、皆念寺、大字柱本 中御牧の址、興樂寺、法光寺、長榮寺、船幸松、柱本堡の址、大字西面 玉川の里、玉川、東仙寺、正徳寺、

第十二項 見山村……………八五二

大字錢原 八幡大神宮、神明神社、春日神社、稻荷神社、乘雲寺、教止寺、大字長谷 極樂寺、大字清坂 素盞烏命神社、淨谷寺、

大字下音羽 素盞烏命神社、高雲寺、大字上音羽 天満宮、常福寺、大字忍頂寺 八所神社、市杵島神社、忍頂寺、淨福寺、寶池庵、大字車作 皇大神宮、八所神社、須賀神社、法林寺、

第十三項 石河村……………八六一

大字大岩 國見山、大歳神社、八幡神社、圓福寺、大字生保 諏訪神社、正覺寺、大字大門寺 十二神社、大門寺、木村常陸介の墓、高塚、大字安元 飯原神社、教誓寺、大字桑原 地福寺、

第十四項 清溪村……………八七〇

大字泉原 素盞烏尊神社、諏訪神社、長福寺、長徳寺、泉原壘の址、大字千提寺 天満宮、

大字高山 住吉神社、光明寺、西方寺、高山城址、
 大字佐保 高座神社、言代神社、教恩寺、教願寺、教圓寺、佐保城址、
 第十五項 豊川村……………八七

大字粟生 光明院の御陵、開成皇子の墓、勝尾寺、六角堂、徳本寺、帝釋寺、善
 福寺、法泉寺、本成寺、榮久寺、法然寺、素盞烏尊神社、春日神社、春日神社、
 五字神社、五字神社、天満神社、藤代神社、稻荷神社、古岩址、
 大字宿久庄 須久々神社、八阪神社、新屋座天照御魂神社、慧光院、教信寺、極樂
 寺、荒塚、井坂塚、青井、大將軍松、秀吉御座松及び藤の森、
 大字小野原 春日神社、須賀神社、天満神社、正念寺、理照寺、正成飲用の井、
 大字清水 春日神社、朝日寺、山井清水、暮露塚、
 大字道祖本 郡山驛、春日神社、道祖神社、西宗寺、玄通寺、正覺寺、
 第十六項 福井村……………九〇〇

大字福井 新屋座天照御魂神社、真龍寺、無量寺、遍照寺、福井堡の址、古塚、

大字中河原

第十七項 安威村……………九〇七

大字安威 阿爲神社、善永寺、大念寺、將軍塚、大織冠神社、越中塚、神祇塚、
 安威城址、

大字十日市

第十八項 三島村……………九一四

大字耳原 古墳(傳仁徳・履中・反正三天皇御陵)、幣久良神社の址、幣久良の杜、稻荷神社、安養寺、

法華寺、薬師寺の址、耳原壘の址、糟塚、御手座塚、大塚、

大字西河原 天照御魂神社、磯長神社、玉の井、西光寺、

大字田中 天満宮、光徳寺、

大字太田 繼體天皇御陵、太田神社、八阪神社、女九神社、安樂寺、西福寺、稱

念寺、太田城址、

大字中城 常稱寺、

大字總持寺 總持寺、藤原山蔭の墓、姫塚、樂王寺、光明寺、八幡大神宮、
 大字戸伏 牟禮神社、西法寺、春日神社、皇大神宮神社、誓源寺、日吉神社、本
 照寺支坊、素盞鳥神社、光照寺、西慶寺、
 大字鮎川 須賀神社、慈光寺、生房庵、

第十九項 茨木町……………九三九

大字茨木 茨木神社、天石門別神社、天滿神社、赤井、黒井、眞宗大谷派茨木別
 院、唯敬寺、淨教寺、妙德寺、稱名寺、本源寺、梅林寺、茨木城址、茨木童子
 貌見橋、
 大字上中條
 大字下中條

第二十項 春日村……………九五〇

大字郡山 正現寺、本頂寺、
 大字郡 白井川、郡神社、垂雲寺、妙壽寺、柿本塚、茶臼塚、馬塚、壘堡、

大字上野 白井川の古戰場、
 大字畑田 證西寺、
 大字五日市 德要寺、和田伊賀守惟政の墓、
 大字倍賀 春日神社、冷泉松井、專想寺、大塚、
 大字上穂積 春日神社、善照寺、
 大字中穂積 春日神社、慶徳寺、壘堡の址、
 大字下穂積 春日神社、慈明寺、
 大字奈良 春日神社、稻荷神社、明教寺、

第二十一項 玉櫛村……………九六五

大字澤良宜東 佐和良義神社、皇大神社、安樂寺、佛願寺、壘堡の址、
 大字澤良宜西 素盞鳥神社、道神神社、蓮花寺、蓮照寺、
 大字澤良宜濱 專念寺、
 大字眞砂 佐奈部神社、西方寺、
 大字内瀬 佛誓寺、彌勒堂、

大字水尾 素盞鳥尊神社、稻荷神社、猿田彦神社、勝光寺、壘堡の址、

第二十二項 溝咋村……………九七五

大字目垣 佛照寺、崇徳庵、壘堡の址、

大字平田 西養寺、

大字二階堂 地藏院、淨光寺、

大字十一 淨真寺、

大字馬場 溝咋神社、淨福寺、

第二十三項 宮島村……………九八四

大字野々宮 天神社、安樂寺、

大字 島 葦分神社、圓長寺、光善寺、

第二十四項 鳥飼村……………九八九

大字鳥飼中 勝安寺、長音寺、

大字鳥飼上 鳥飼院の舊址、宗慶島、西誓寺、誓覺寺、

大字鳥飼八町 西方寺、

大字鳥飼西 藤森神社、願生寺、三本松天神社の舊址、

大字鳥飼八坊

大字鳥飼下 馬島、鳥飼牧、安樂寺、妙樂寺、善勝寺、鳥飼堡址、

大字鳥飼野々 眞福寺、

第二十五項 味生村……………一〇〇〇

大字一津屋 神崎川の附替工事、味生神社、阿彌陀寺、誓源寺、一津屋堡址、

大字新在家 光蓮寺、

大字別府 味府神社、中眞神社、常願寺、

第二十六項 味舌村……………一〇〇九

大字味舌 慶徳寺、

大字正音寺

大字坪井 須佐之男命神社、正覺寺、
 永福寺、
 大字庄屋 蜂前寺、專稱寺、安樂寺、
 大字味舌上 天満宮、明善寺、明教寺、
 大字味舌下

第二十七項

三宅村

.....一、〇三八

大字藏垣内 井於神社、萬福寺、
 慈光庵、
 大字丑寅 常樂寺の址、三宅出羽守國政の墓、三宅城址、
 大字乙辻 勝久寺、
 大字太中 光徳寺、
 大字小坪井
 大字宇の邊
 大字鶴野

第二十八項

山田村

.....一、〇三六

大字山田中 紫雲寺、山田城の址、
 大字山田上 宗名寺、正業寺、蓮間池、
 大字山田別所 圓照寺、光源寺、
 大字山田小川 伊射奈岐神社、安養寺、
 大字山田下 似禪寺、光山寺、南林寺、

第二十九項

新田村

.....一、〇三六

大字上新田 天神社、徳林院、眞覺寺、首斬田、
 大字下新田 春日神社、西照寺、

第三十項

千里村

.....一、〇三九

大字佐井寺 伊射奈岐神社、愛宕神社、山田寺、西寶寺、山田兵庫頭の城址、
 大字片山 素盞烏命神社、玉林寺、淨念寺、照儀坊、西光寺、帝釋寺の址、圓塚、

第三十一項

岸部村

.....一、〇四六

大字吉志部

大字南 稱徳寺、

大字東 大光寺、

大字七つ尾 西教寺、

大字小路 吉志部神社、名次神社、常光寺、願成寺、西福寺、來光寺、

第三十二項 吹田町……………一、〇五二

高濱、高濱神社、蓮光寺、大雄寺、徳善寺、觀音寺、木下直三郎翁の墓、正福

寺、護國寺、正圓寺、光明寺、泉殿神社、淨光寺、常光圓滿寺、光徳寺、弘誓

寺、正善寺、吹田城址

第五節 豊能郡……………一、〇六五

位置、面積、境界、地勢、河川、舊豊島・能勢兩郡の由來、境界變更、舊郷莊及び村里の増減、幕末領主の分布、各領地の統一及び區畫の變遷、新郡設置後の町村異動、舊石高・反別・人口の現在町村別、歴代郡長、

第一項 池田町……………一、〇六六

猪名の里、猪名海、猪名浦、猪名濱、猪名沖、猪名湊、猪名川、吳服の里、伊居太の里、池田山、池田城址、吳服神社、伊居太神社、兩社縁起、染殿井、吳織野、織殿、絹掛松、星御門の址、舊星宮神社、梅室、姫室、兼好法師假居の址、荒木攝津守の墓、古墳、大廣寺、池田筑後守充正の墓、牡丹花宵柏亭の址、壽命寺、専藏坊、高法寺、法園寺、弘誓寺、西光寺、託明寺、本養寺、山川正宣の墓、源立寺、

第二項 細河村……………一、一三三

大字中川原 松雲寺、專行寺、
大字古江 無二庵、光明皇后塔、和泉式部塔、如來寺、等覺寺の址、
大字木部 絹舒里、天神社、超傳寺、永興庵、松操庵、木部堡址、
大字吉田 細川神社、陽松庵、慈恩寺、
大字東山 東禪庵、圓城寺、

大字伏尾 久安寺、善慶寺、八幡城址、

第三項 止々呂美村……………一、三五

大字上止々呂美 止々呂美神社、養谷寺、願生庵、止々呂美城址、
大字下止々呂美 青龍寺、鹽山城址、傳光明皇后陵、

第四項 秦野村……………一、三六

大字 畑 秦山、石燈瀧、天満神社、佛日寺、吉祥庵、西福寺、蚊なき家、安部
・ 晴明の墓、

大字上澁谷 自性院、

大字下澁谷

大字才田 五社大神、釋迦院、鉢塚、

大字尊鉢 一乘院、

第五項 箕面村……………一、三八

大字牧落 豊島牧の址、八幡大神宮、安養寺、

大字 櫻 金龍寺、古墳、

大字西小路 光明寺、

大字平尾 箕面山、箕面公園、箕面瀧、瀧安寺、西江寺、法輪寺、

大字新稻 榮松寺、古塚、

大字半町 阿比太神社、淨圓寺、

大字瀬川 瀬川驛、今井川原、天兒屋根命神社、願生寺、辨慶の鏡水、

第六項 萱野村……………一、三九

大字東坊島 藥師岩、太春寺、

大字西坊島 淨國寺、

大字如意谷 寶珠院、集雲寺、

大字石丸 法正寺、

大字白の島 爲那都比古神社、大宮寺の址、阿彌陀寺、常照寺、

大字外院 願生寺、

大字西宿 春日神社の址、
 大字今宮
 大字 芝 萱野三平、淨圓寺、善福寺、正願寺、
 大字 稻 教學寺、勝滿寺、

第七項 櫻井谷村……………一、二七九

大字柴原 安樂寺
 大字内田 千里山、地藏院、
 大字小路 見龍寺、
 大字南刀根山 梅林庵、刀根山堡の址、
 大字北刀根山 常樂寺、正安寺、
 大字野畑 春日神社、櫻井、報恩寺、安部攝津守陣屋の址、太鼓塚、

第八項 北豊島村……………一、二八九

大字神田 素盞烏尊神社、常福寺、法傳寺、法正寺、神田堡の址、御塚、
 大字西市場 豊島河原の古戰場、西市場城の址、豊島冠者の宅址、
 大字東市場 正國寺、
 大字井口堂 十王寺、二子塚、
 大字 野
 大字玉坂 玉坂里、玉坂山、待兼山、待兼川、
 大字中之島 正光寺、傳菅原峯嗣の宅址、
 大字北轟木 順正寺、
 大字北今在家 正福寺、西寶寺、受樂寺、今在家堡址、辨慶泉、
 大字宮の前 住吉神社、
 大字石橋 萬福寺、

第九項 麻田村……………一、三〇六

大字麻田 麻田城址、圓滿寺、長壽寺、
 大字箕輪 超光寺、如來寺、箕輪堡の址、
 大字走井 淨行寺、

第十項 南豊島村……………一、三三

大字原田 誓願寺、法華寺、東光院、原田城址、原田城主、

大字勝部

大字利倉 春日神社、正法寺、永照寺、利倉堡の址、正子塚、

大字上津島 蓮敬寺、

大字南今在家 専光寺、

大字穂積 住吉神社、常樂寺、忍法寺、徳用寺、専光寺、穂積堡の址、

第十一項 豊中村……………一、三六

大字新免 稻荷神社、金寺の址、金禪寺、法雲寺、明悟院、信行寺、

大字南轟木 看景寺、光源寺、

大字山の上 専敬寺、

大字櫻塚 櫻塚、荒神塚、古塚、原田神社、瑞輪寺、紹偵の墓、落月庵西吟の墓、

大字岡町

第十二項 熊野田村……………一、三四

島熊山、八阪神社、寶樹寺、佛眼寺、専宗寺、

第十三項 中豊島村……………一、四八

大字福井 西法寺、福井城址、

大字岡山 西琳寺、

大字曾根

大字服部 天神社、止々庵、神木塚、

大字長興寺 住吉神社、念佛寺、

第十四項 庄内村……………一、五二

大字野田 南昌庵、

大字牛立 正業寺、

大字三屋 善徳寺、明福寺、

大字鳥江 庄内神社、
 大字菰江 三國橋、三國渡、
 大字洲到止 最勝寺、
 大字庄本 棕橋神社、光國寺、新福寺、黄金の森、
 大字島田 源福寺、觀音堂、

第十五項 小曾根村……………一、二九〇

大字小曾根 住吉神社、福壽院の址、養照寺、西福寺、常光寺、
 大字濱 春日神社、今西玄芳、松林寺、
 大字長島 住吉神社、
 大字北條
 大字寺内 觀音寺の址、藤井三淳の墓、
 大字石蓮寺 石蓮寺の址、興法寺、北河原與吉兵衛の宅址、北河原與茂作の墳、

第十六項 豊津村……………一、二六六

大字垂水 雉子巖、垂水神社、垂水の岡、垂水の杜、垂水の水、明誓寺、憶念寺、
 大字板坂 素盞鳥尊神社、稻荷神社、福泉寺、法泉寺、

第十七項 吉川村……………一、二九五

八幡神社、高代寺、考圖寺、西方寺、吉川豊前守の城址、藤原仲光の城址、

第十八項 東能勢村……………一、二九六

大字余野 遊仙寺、幣木井、余野城址、幣木壘址、水牢古城山、
 大字野間口 淨福寺、淨光寺、烏坂城址、
 大字川尻 法輪寺、岩清水、
 大字木代 玄猪餅、走落神社、朝川寺、妙法寺、
 大字切畑 舊藤森神社の址、湯室の址、法性寺、貝川三位長乘の墓、

第十九項 東郷村……………一、三二一

大字地黄 野間神社、眞如寺、清善寺、持經寺、地黄地址、乗坂、妹が岡、

大字野間中 妙見山、妙見堂、圓珠寺、野間城址、
 大字野間稻地 大槌峠、法華寺、有無神社の舊址、
 大字野間出野 來見山、傳安徳天皇御陵、藤原塚、善福寺、
 大字野間四山 今養寺の址、釋迦堂、觀音堂、
 大字野間大原 興徳寺、

第二十項 歌垣村……………一、三五

大字山内
 大字吉野 關明神、妙華寺、傳吉野式部の古城址、
 大字倉垣 倉垣の里、歌垣山、天神社、歌垣神社、淨泉寺、妙法寺、正林寺、安
 穩寺、清正堂、
 大字杉原 佛稱寺、

第二十一項 田尻村……………一、三四六

大字上田尻 妙唱寺、
 大字下田尻 原林神社、長久寺、田尻御所の址、阿部泰氏の塔、松王兒童塔、

第二十二項 西郷村……………一、三五一

大字宿野 宿野土器、久々々神社、寛學寺、西方寺、常慶寺、桂林寺、寶琳寺、
 宿野城址、七星城址、
 大字大里 劔尾山、月峯寺の舊址、月峯寺、圓通寺、
 大字柏原 名月山、名月姫の墓、鬼王・團三郎兄弟の塔、
 大字平通 新南寺、本法庵、平通城址、
 大字片山 永春院、城山、片山城址、御門第、
 大字下田 福恩寺、
 大字栗栖 赤淵、大谷山、吉村城址、栗栖の古戰場、栗栖城址、洞雲寺、

第二十三項 枳根莊村……………一、三六六

大字山邊 鷹爪山、山邊城址、山邊神社、玉泉寺、大泉寺、廣福寺、西林寺、
 大字天王 高皇産靈神社、長杉寺、金閣寺、

- 大字長谷 臥龍院、妙圓寺、長谷城址、
- 大字山田 城山、山田城址、本光寺、
- 大字垂水
- 大字神山 三草山、清山寺の址、元暦元年の古戰場、源滿政の墓、慈眼寺、
- 大字今西 奥畑山、今西城址、蓮華寺、
- 大字森上 岐尼神社、林寺、森上城址、
- 大字平野 最明寺、
- 大字稻地 観音寺、法華寺、稻地邸の址、多田塚、
- 大字上杉 靈雲寺、義經陣屋の址、上杉城址、

大阪府全志卷之三目次 (終)

大阪府全志

井上正雄著



第參篇 國郡市町村志

第壹章 攝津國 (承前)

第二節 東成郡

本郡は地形狭長にして東西貳里參拾町・南北四里五町なり。四方里二分八厘の面積を有し、北は淀川を中心を以て西成郡に對し、東北は河内國北河内郡、東は同中河内郡に接し、南は大和川を中心を以て和泉國泉北郡及び堺市に界し、西は大阪市及び西成郡の今宮町・玉出町・粉濱村に連り、其の南西の一部のみ僅に海に瀕せり。十三間川は敷津村大字北島の大和川より分れて大阪市内に入り、寢屋川

第三篇 國郡市町村志 第一章 攝津國 第二節 東成郡

は中河内郡北江村大字鴻池より來り、榎本村大字今津の字德庵に於て北河内郡諸堤村大字三島より來る古川を入れて德庵川の名あり、中河内郡北江村大字鴻池より來る六郷川及び今津放出惡水井路と並行して西流し、鯉江町大字新喜多の新喜多橋の下に至りて其の六郷川及び惡水井路並に八箇莊井路を入れ、其の少し下手に於て古大和川を入れ、大阪市北區新喜多町と城東村大字鴨野の間を流れ、同大字の辨天島西端即ち大阪市北區相生町の南面に於て更に平野川を入れ、同相生町の西端京橋の下手に於て復た鯉江川を入れ、同區網島町の將棊島西端に出で、淀川に注げり。而して其の寢屋川に入れる上記諸川の内、鯉江川は北河内郡より來れる五箇莊井路及び門真井路の鯉江町大字今福に於ける三郷樋管を経て一川となりて初めて此の名あり。又古大和川は其の上流たる菱江川及び楠根川は中河内郡より來りて榎本村大字今津に會合して一川となり、同村大字放出及び鯉江町大字布屋を経て、同町大字新喜多に入りて、中河内郡高井田村大字新喜多より來れる長瀬川と隔流併行して天王田前に於て更に會合せり。又平野川は中河内郡より來りて當國東南部の諸涓流を入れ、生野村・鶴橋町を経て、中本町大字中濱の西端城東練兵場の北端西部砲兵工廠側に於て、北百濟村大字桑津の西北にて野水會注一渠となりて生野村大字國分・中本町大字森を経て來れる猫間川を入れて寢屋川に注げるなり。

地勢は、天王寺村より住吉村に亘りては難波岡陵の一部を爲せるも、全郡坦地にして畿内の平野なり。然れども東部より北部殊に舊東成郡の地に於て低下卑濕せり。其の舊東成郡に於ける古大和川は

地勢及び平野川・玉造江の變遷

論、寢屋川・鯉江川筋は共に上古に於ける大和川の流域なり。又其の平野川筋なる猪飼野村は往時の猪飼津にして、小橋江のありしも其の附近なるべく、舊新開莊の邊は復た玉造江の巨浸を爲せし所なり。玉造江は同川の會注に依りて、湛水の量を大ならしめしものなるべし。用明天皇の二年聖德太子は四天王寺を玉造の岸に建て給ひしに、洪水の爲に其の堂宇を破られしと傳ふるは、此の平野川筋の巨浸の溢水に依りしものならん。而して平野川の水勢大なりしは、河・攝南部涓流の會注せしのみならず、河内國舊丹南郡の狭山池及び當國舊住吉郡の依羅池の水を放瀉し來りしに依れり。同川舊時の水路を検するに、狭山池より發する東除川は、同國舊丹南郡の東野・菅生・平尾・河原城・島泉・大堀、同丹北郡川邊の諸村を経て、同澁川郡竹淵村に至りて了意川に入る。了意川は舊大和川の水の同志紀郡柏原村(鐵内治河記に「弓削村とて、思ふに」)の閘門を経て來れる井路なり。竹淵村を経て竹淵川の名を爲し、當國舊住吉郡平野郷に出で、平野川と呼ばれ、同東成郡舍利寺村に於て今川に入る。今川は狭山池より發する西除川にして、河内國舊丹南郡の南野田・餘部・太井を経て同八上郡大饗村を過ぎ、小寺村の界より同丹北郡の岡・高見・更池・向井を経て、高木村に至りて布忍川と呼ばれ、池内村を経て、富田新田に出で、天道川と呼ばれ、當國舊住吉郡喜連村の西を流れて息長川の名を爲し、桑津村の東に於て依羅池より流れ來れる巨麻川を併せたるものなり。其の今川といへるは河道の古と頗る異なるより呼びし新名にして、舊名は河内川なりと攝津志には記せり。今川を入れたる平野川は更に流れて

同郡猪飼野・新開莊を過ぎ、末は大和川に入れり。平野川を一に百濟川といへるは、其の經過せる舊百濟郡の名に因めるの古名にして、平野川といへるは後の名稱なり。水源水路其れ此の如し、故に往時にありては、平時尙流水滔々たりしを以て、降雨溢水に際して被害の大なるものありしは、天平勝寶二年に伎人堤の決潰せしことの史上に見ゆるに徴して知らる、伎人堤は息長川の堤防をいへるなり。平野川の注ぎし大和川は、仁徳天皇の十一年冬十月宮北の郊原を掘りて之を西海に入らしめられて、被害の度を減せしならんも、平野川筋なる玉造江は依然として存し、其の湛水は瀾漫漚洄せるが上に、降雨に依りて放瀉し來れる洪水を受けて澎漲横溢し、しかも大和川の水に支へられて快瀉を缺きしなるべければ、其の浸害は歴代に亘りて堪へられざるものありしならん。延暦七年三月攝津大夫和氣清麻呂の、攝津・河内の界に川を掘り堤を築き、荒陵の南より河内川を導きて西海に通ずれば、沃壤益廣可_レ以墾開と奏言せしは、河内川の水路を變更して之を西海に放瀉し、玉造江を乾涸せしめて川邊及び江邊一帶の墾開を期したるものと思はる。其の河内川といへるは、東除川・西除川の合流せる平野川即ち當時の河内川を指せしなるべし。攝津志は之を息長川即ち西除川に擬せるも、同志の所説の如くんば他の一川は残りて玉造江に注げるを以て、沃壤益廣くなるの効なかるべし、同志の記せる所俄に信すべからず。舊記にいふ、河内茨田郡の土居村より、東成郡の馬場・般若寺・下辻・放出・左専道・深江の諸村を経て、河内澁川郡の東足代村に至り、連亘して住吉郡の平野郷に至れる國界に長堤あり、

劔巖と呼べりと、堤跡は今も尙斷續的に存在せり。同堤築設の年紀等に關しては、書類の存せざるが爲め之を知るによしなきも、前記清麻呂の奏言あるに依りて之を考ふれば、當時清麻呂の築きて河内よりの浸水を防ぎしものにはあらざるか、即ち河内川の水は荒陵の南より川を掘りて之を西海に放瀉すれば、玉造江附近の低地に注がざることゝなるも、其の低地を乾涸するには、同川以外なる河内よりの浸水を防ぐの要ありて國界に築きし堤防にはあらざるか。多大の希望を抱き、單功二十三萬餘人を使役したる大工事の、遂に不成功に終りしといふは惜むべし。而して玉造江の埋没年紀は詳ならざれども、天正年中大坂城の築かれたる當時に於ては、平野川流域は沼澤たりしといへば、尙其の遺影を存せしものなるべし。然るに北部河内の茨田郡に連れるの邊は、同天正年間堤防を築き河道を制して京街道開かれ、寶永元年大和川の轉鑿行はれて其の舊河道は總て新田と化し、大和川の本流長瀬川・支川菱江川も小渠となりて古大和川の名を爲し、平野川も其の上流たる東除川・西除川は共に新大和川に中斷せられ、依羅池も埋立てられて縮少せしかば、同川は殆ど其の水源を失して、復た僅に新大和川に設けられたる柏原村青池樋の水を流せる小渠と變じ、其の川筋たりし低地は開墾せられて田圃と化し、沃壤遠く連り人煙繁榮して、玉造江の址も亦之を訪ふに由なし。

本郡はもと住吉・東成の兩郡なりしも、明治二十九年四月一日兩郡を合併して一郡を置かれたるものなり。故に新郡設置に至るまでの沿革は、舊郡別に依りて分記せん。

住吉郡

當郡は攝津風土記に眞住吉國まきよのくにと見え、又其の一部は津守國とも呼びしといふ。夫木集家隆の歌に「名もしるし年もつもの國を経てなほも八十路のさかそ越ゆへき」と見えたり。もと「すみのみえ」と訓せしが、後文字に依りて「すみよし」と呼べり、和名抄にも「須三與之」と訓せり。其の地は往時より住吉を以て稱せられ、住吉郡として見えざりしが、住吉郡として其の名の正史に見ゆるものは、日本後紀大同元年四月の條に「攝津國住吉郡住吉大神奉授從一位」と見ゆるもの、是其の初めならんか。三代實錄貞觀四年の條には「攝津國島下・住吉南郡古荒田三十五町九段、奉充中宮職」と見ゆ。天長二年三月攝津國江南の四郡を割きて和泉國に屬せしめられて、當郡も和泉國所屬となりしが、同年閏十月當國に復歸せり。貞觀年間河内國所屬たりし伎人郷は、同國を離れて當郡に入りしならん。後年紀不詳、百濟郡は其の名を没して、同郡所屬地の當郡に入りしものあり、當初は關郡たりしも、元祿年間に至りて悉く當郡名を冒せり。延喜式に住道・大羅・杭全・餘戸・榎津の五郷を載せ、後神戶郷・田邊郷・五個莊等の名あり。中古國郡界の錯亂に依りて、住道郷は河内國丹比郡に、又南花田村は同八上郡に轉屬せしが、慶長十四年勝間村・中在家村・今在家村は復た西成郡に轉出せり。もと南邊は和泉國大鳥郡に亘れるの平地たりしも、寶永元年大和川の轉鑿に依り、同川に横斷せられて南北に跨り、古來漸次洲渚と變じ來りし海濱の地は、同川の流出せる泥沙の爲め、急速の度を以て填塞せられ、

新地新田の開拓せられしもの少からず。明治の初年には住吉村・濱口村・南濱口村・澤口村・殿辻村・千体村・大領村・新町村・坂の井村・青蓮寺村・鳥居村・島村・安立町・遠里小野村・七道領・北島新田・村上新田・駒井新田・嬰木新田・加賀屋新田・柴谷新田・荊田村・庭井村・庭井村新田・庭井村流作新田・我孫子村・山の内村・杉本村・淺香山・淺香山流作新田・萬屋新田・奥村・花田新田・北花田村・大豆塚村・船堂村・彌三次郎新田・南島新田・西萬屋新田・北莊村・堺北莊(多數の町名を包含するも、今此の總稱に包含せしめて、假に一村として)・寺岡村・堀村・前堀村・南田邊村・北田邊村・松原新田・猿山新田・鷹合村・砂子村・湯谷島村・中野村・富田新田・東喜連村・西喜連村・中喜連村・平野野堂町・同流町・同市町・同背戸口町・同西脇町・同泥堂町・同馬場町・新在家村・今在家村・今林村・桑津村の六十七ヶ町村たりしが、同三年川上新田を加へたる爲め六十八ヶ町村となり、同四年七月國界の改定に依り、大和川以南に屬する遠里小野村の一部(七百四拾壹石五斗八合九勺)・七道領の一部(五拾五石七斗八升五合壹勺)・庭井村の一部(四拾貳石四斗壹合九勺)・庭井村流作新田(貳拾四石壹斗四合)・淺香山(五拾五石貳升九合)・淺香山流作新田(貳石八斗五升參合)・萬屋新田(九石五斗四升參合)・庭井村(壹拾四石壹斗四合)・花田新田(六石八斗壹升貳合)・北花田村(九百貳拾參石六斗參升參合)・大豆塚村(參百六拾七石九斗壹升九合)・船堂村(五百四拾石壹斗七升參合)・彌三次郎新田(四拾石貳斗參合)・南島新田(貳拾六石壹斗四升壹合)・西萬屋新田(八斗貳合)・北莊村(貳千七百九拾七石五斗六升壹合)及び堺北莊の十五ヶ村全部と三ヶ村の一部(計六千貳拾七石壹斗五合八勺)を和泉國大鳥郡に編入せられたる爲め、減じて五十三ヶ町村となり、同五年三月東喜連村・西喜連村・中喜連村を併せて單に喜連村と改め、同年九月西成郡の櫻

井新田・庄左衛門新田、及び同十二年二月廿一日安立町新田を加へ、同年三月平野野堂町・同流町・同市町・同背戸口町・同西脇町・同泥堂町・同馬場町の七ヶ町を合併して單に平野郷町と改稱せしを以て、更に差引五ヶ町村を減じて四十八ヶ町村となり、同十五年五月六日安立町新田を長峽町と改め、同年七月十五日加賀屋新田を兩分して其の一半に駒井新田を加へて南加賀屋新田、其の一半に川上新田を加へて加賀屋新田と改め、同十六年四月十四日大領・新町・坂の井・青蓮寺・鳥居の五ヶ村を合併して上住吉村と改め、富田新田を湯谷島・北田邊・桑津の三ヶ村に分割編入し、平野郷町を平野野堂町・同流町・同市町・同背戸口町・分西脇町・同泥堂町・同馬場町の七ヶ町に分ち、同年十一月九日杉本村を分割して杉本村・杉本新田の二ヶ村と爲したる爲め、一ヶ町村を増して四十九ヶ町村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、二ヶ町・八ヶ村を立てしも、同二十七年十月二十五日依羅村を依羅・長居の兩村に分ちたるを以て、左記の如く二ヶ町・九ヶ村・四十七大字となれり。

- 住吉村 墨江村 殿辻・澤口・遠里小・千休・上住吉・長峽・濱口・南濱口・島 安立町 安立・七津領
- 敷津村 南加賀屋新田・北加賀屋新田・村上新田・北島新田・柴谷新田・櫻井新田・庄左衛門新田・櫻木新田 依羅村 我孫子・菊田・鹿井・杉本・杉本新田・山内 長居村 寺岡・堀
- 田邊村 南田邊・北田邊・猿山新田・松原新田 南百濟村 鹽合・砂子・湯谷島・中野 喜連村

領主及び石高

徳川時代に於ては各藩領・麾下の采地・社寺領・代官支配地等に分屬せしめ、轉換頻に行はれて其の未造に至りしが、其の未造に於ける當郡の石高は、貳萬六千七百拾九石參斗五合壹勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

- 平野郷町 平野野堂・同流・同市・同背戸口・同西脇・同泥堂・同馬場 北百濟村 新在・今在家・今林・桑津
- 古河藩土井大炊頭利與領 七千參百七拾貳石貳斗參合
- 堀村 六百八拾六石四斗八升四合 東喜連村 參百七石參斗八升
- 西喜連村 七百五拾七石六升七合 平野郷町 五千六百貳拾壹石貳斗七升貳合
- 小田原藩大久保加賀守忠禮領 五千九百九拾七石壹斗五升四合貳勺
- 住吉村 壹千七百參拾石 遠里小野村 九百七拾五石四斗七升八合貳勺
- 山内村 四百拾壹石四斗七升四合 杉本村 六百拾五石四斗七升壹合
- 杉本新田 貳拾石貳斗七升九合 我孫子村 五百六拾石五斗壹升
- 我孫子村 源左衛門請所 寺岡村 八百拾六石壹斗七升六合
- 猿山新田 九拾七石八斗八升六合 桑津村 四百七石四斗四升
- 前堀村 壹百拾七石五斗四升壹合
- 高槻藩永井日向守直諒領 七百六拾參石六斗六合四勺九才

荊田村 七百七石五斗貳升九合四勺九才

代官内海多次郎支配地 八千七百六拾八石四斗七升四合四勺壹才

北島新田 壹百貳拾壹石六斗貳升

駒井新田 貳石九斗貳升四合

村上新田 拾七石八斗九升壹合

松原新田 貳拾五石六斗四升五合

北田邊村 八百參拾石四斗六升貳合

中喜連村 六百七拾六石貳斗五升

湯谷島村 六拾貳石壹斗四合

庭井村 貳百拾貳石六斗七升參合

濱口村新田 壹石七斗九升貳合

庭井新田 壹百七石參斗四升參合

東萬屋新田 九石五斗五合

淺香山流作 貳石八斗五升參合

花田新田 六石八斗壹升貳合

七道領 五拾六石七升七合

加賀屋新田 參百五石八斗八升四合

柴谷新田 五拾五石參斗九升貳合

嬰木新田 拾六石八斗八升六合

南田邊村 九百八拾九石八升壹合

砂子村 壹百貳拾壹石九斗壹升六合

鷹合村 九百拾貳石四斗七升六合

荊田村 壹百壹石五斗貳升五勺壹才

富田新田 五拾七石貳斗七升壹合

彌三次郎新田 四拾石貳升參合

庭井村流作新田 貳拾四石壹斗四合

淺香山 五拾五石貳升九合

船堂村 五百四石參斗壹合九勺

南島新田 貳拾六石壹斗四升壹合

大豆塚村 參百六拾石九斗壹升九合

北庄村 貳千七百九拾七石五斗六升壹合

麾下今井彦次郎采地 壹千壹百六拾八石參升參合

遠里小野村 貳百四拾四石四斗

住吉神社領 貳千壹百貳拾九石八斗參升四合

住吉村 壹百七拾四石貳斗參升四合

青蓮寺村 壹百七拾四石六斗參升壹合

新町村 貳拾五石貳斗七台五勺

鳥居村 參石七斗七台

南濱口村 四拾七石四斗貳升七合

千体村 壹百四拾參石五斗八升六合

安立町 七拾壹石六斗五合八勺八才

七道領 七拾五石八斗六合

高臺寺領 四百石

湯谷島村 四百石

奥村 參百貳拾壹石貳斗七升參合

西萬屋新田 八斗貳升貳合

北花田村 九百貳拾參石六斗參升參合

澤の口村 參百八拾壹石九斗五升七合

坂の井村 壹百拾六石四升八合

大領村 四拾石貳升參合

濱口村 貳百貳拾九石七斗五升九合參勺壹才

殿辻村 貳百貳拾貳石九斗八升五合五勺壹才

島村 貳百八拾壹石五斗壹升

遠里小野村 壹百四拾壹石參斗四升六合八勺

妙國寺領 壹百貳拾石

桑津村 壹百貳拾石

各領地の統一及び區畫の變遷

代官内海多次郎支配地は明治元年の初の新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、住吉神社・高臺寺・妙國寺領は同月十日、麾下今井彦次郎の采地は同月二十四日、小田原藩領は沒收せられて同六月、共に同司農局の支配に入り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同縣管地の内大和川以南に於ける六千貳拾石壹升五合八勺の地は同年二月二十四日堺縣の管轄に移りて、攝津縣管地は河北の壹萬貳千五百六拾參石四斗七升九合壹才となる。同六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、攝津縣・堺縣及び新置の高槻縣・古河縣の管治となり、同年八月二日攝津縣廢せられて其の管地は兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となり、同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、大阪府及び堺縣・古河縣・高槻縣の管治たりしが、同月堺縣の管地は國界の改定に依りて和泉國大島郡に屬して當郡を去れり。同年十一月十五日古河縣管地は印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日の大改革に依りて全郡初めて大阪府の統管する所となる。而して是より先攝津縣は其の管轄中、明治二年四月其の管内を分畫する所ありしも、其の全部は詳ならず。同五年五月大阪府に於て區畫の制定あるに及び、二區四十五番組に分たれ、同八年四月三十日には第七大區となりて二ヶ小區・十九ヶ番組たりしが、同十年九月十八日小區内の番組を

廢せらる。同十二年二月十日住吉郡役所管内となり、同月二十一日には十四に分畫せられ、同十三年七月二日の毎町村制には、二十五ヶ村は獨立し二十三ヶ村は例外に依りて八ヶ聯合を爲し、同十七年七月一廿戸長役場管理區域の設定あるに及び、二十六ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

東成郡

當郡は和名抄に比牟我志奈里と訓せり、往時に於ける難波の内にして、難波大郡といへり。即ち日本書紀欽明天皇二十二年の條に「是歲復遣奴氏太舍獻前調賦於難波大郡」と見え、同書舒明天皇二年十月の條に「是歲改修難波大郡及三韓館」と見ゆるもの是れにして、同書皇極天皇二年七月の條に「遣數大夫於難波郡檢百濟國調與獻物」と見ゆる難波郡は、當郡を指せるものならん。天長二年三月攝津國江南の四郡を和泉國に屬せしめられて、當郡も和泉國所屬となりしが、同年閏七月當國に復歸せり。其の東生郡と稱するに至りしは、何れの年代なるか詳ならず、東生の生は後成に作りて、兩者を混用せしも、元祿以後に至りて成の字に一定せり。生國魂神社の傳記に依れば、同社の鎮座し給へるより生島の名を爲し、後二郡に分れて東生・西生と呼びしを、後生を奈里と誤り唱へたりと、西生は西成郡なり。延喜式及び和名抄には東生・西成に作り、其の生・成の文字を用ふるは、春生秋成の義を寓せりとの説あり。とにかく東成・西成は對比の稱にして、成は生の換用ならん。其の平野川筋には往時

小椅江あり、玉造江の巨浸を存し、古大和川・寢屋川・鯉江川筋の大和川流域たりしは已記の如し。故に低窪卑濕にして、河内の舊茨田郡に亘れる京街道の如きも、漸く天正年間の開通なりといふ。和名抄に古市・郡家・酒人・味原・餘戸の五郷を載せ、後新開莊・板並莊等の名あり。河内志には、放出村を同國茨田・讚良兩郡内の各村と共に呼んで八個莊といふと記せり。舊百濟郡の地にして當郡に入りしものあり、初めは關郡たりしが、後元祿年間に至り全く當郡の稱を冒せしといへども、其の同郡所屬たりしものと、當郡所屬たりしものとの不明なるものあり、又當郡所屬のものにして一時住吉郡又は西成郡の名を冒したるものもあるが如し(故に本志に於て、已むを得ざるを以て、當郡町村の舊所郡は、總て東成郡役所々藏地誌の記する所に依りて記入せり)。中古國郡界の錯亂に依り、千林村は河内國茨田郡より當郡に轉入せしものならん。往時に於ける西成郡との境界は定かならざれども、攝陽群談には、谷町筋を限り南は生玉・天王寺に至るを東生とし、西を西成郡に屬すと記し、攝津志にも谷町筋街路を以て西成郡界と爲せば、舊境界の大体を知るべし。然るに元和以降大坂の三郷を置きて、他の郡村と施政上の取扱を區別し來りしを以て、其の地は自然本郡と別區を爲せり。天明・寛政の頃、西成郡勝間村の屬邑勝間新家を當郡天王寺村に編入せらる。明治の初年には東高津村・北平野町・南平野町・天王寺村・阿部野村・國分村・舍利寺村・林寺村・林寺新家村・田島村・猪飼野村・岡村・木野村・小橋村・玉造村・中川村・大友村・腹見村・片江村・森村・中道村・本庄村・古屋敷地・西今里村・中濱村・深江村・東今里村・大今里村・鴨野村・天王田村・左専

道村・永田村・放出村・下の辻村・今福村・蒲生村・布屋新田・新喜多新田・善源寺村・澤上江村・中野村・野田村・木屋新田・野江村・關目村・内代村・赤川村・荒生村・中村・江野村・毛馬村・友淵村・南島村・森小路村・今市村・千林村・貝脇村・上の辻村・馬場村・般若寺村・別所村の六十一ヶ町村にして、外に大阪城地を存せしが、同六年十一月十七日市郡界の定めらるゝに及び、天王寺村の内なる日本橋筋東西裏手の地は大阪市街南大組の日本橋筋二丁目乃至四丁目、同村の内御藏跡の東手なる地は同大組御藏跡町に、野田村の内なる元兩役地の分は同北大組の野田町に編入せられて當郡を去り、大阪市街東大組の玉造西伊勢町・同紀伊國町・同左官町・同國分町・同八尾町・同半入町・同大和橋町・同越中町の八ヶ町及び同南大組の同東雲町一丁目・同二丁目・同三丁目・同仁右衛門町・同岡山町・同彌宜町・同東阪町の七ヶ町、計十五ヶ町を當郡に編入して西玉造村と名づけ、同東大組の玉造森町及び玉造元組屋敷を森村に併せ、西寺町の内なる金臺寺外十九ヶ寺・生玉寺町の内なる九應寺外二十四ヶ寺・天王寺町の内なる珊瑚寺外十五ヶ寺・計六十一ヶ寺は天王寺村に、上本町八丁目寺町の内なる西光院外五ヶ寺は東高津村に編入せられて當郡に入れり。依て從來錯雜を極めたりし市郡界の判然せると共に、一ヶ村を増して六十二ヶ町村となり、同十二年二月十日大阪城周圍の地は大阪市街の東區に編入せられて當郡を去り、同十五年七月廿四日木野村を分ちて木野・東小橋の兩村と爲せし爲め、更に一ヶ村を増して六十三ヶ町村となりしも、同十六年四月十四日野田村・木屋新田を合併して野田村と改

めしより、一ヶ村を減じて六十二ヶ町村となり、同廿二年四月一日町村制の施行に際し、西成郡より清堀・西高津の兩村を加へたる六十四ヶ町村を以て、左記の如く二ヶ町・十七ヶ村・六十一大字となれり。

- 天王寺村 天王寺、阿部野
- 西高津村 字、鹿制を除く
- 玉造町 西玉造、玉造
- 南新開莊村 東今里、大今里、深江
- 鯉江村 今福、蒲生、新喜多新田、布屋新田
- 榎並村 野江、關目、内代
- 清水村 上の辻、貝脇、馬場、別所、般若寺
- 東平野町 南平野町、北平野町、東高津
- 生野村 國分、林寺、林寺新家、舍利寺、田島
- 中本村 本庄、中道、古屋敷地、中濱、西今里、森
- 北新開莊村 鴨野、天王田、左專道、永田
- 都島村 善源寺、中野、澤上江、毛馬、友淵
- 城北村 中、荒生、江野、赤川
- 清堀村
- 鶴橋村 岡、木野、猪飼野、東小橋、小橋
- 小路村 片江、中川、腹見、大友
- 榎本村 放出、下の辻
- 野田村
- 古市村 南島、森小路、千林、今市

徳川氏時代に於ては其の直管及び役知に宛てられしもの多きを占め、他は各藩領・寺院領・麾下の采地に分屬し、轉換頻に行はれて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、參萬六千六百貳拾四石貳斗七升八合にして、各領管は左記の如くに分布せり。

- 小田原藩大久保加賀守忠禮領 貳千七拾石貳斗壹升八合
- 岡村 貳百四拾四石六斗六升參合
- 國分村 八百拾五石四斗五升壹合
- 舍利寺村 貳百五石六斗九升貳合
- 阿部野村 四百參石壹斗參升九合

領主及び石高

林寺村 四百壹石貳斗七升參合

京都所司代松平越中守定敬役知 壹千六百七拾七石壹斗參升貳合

放出村 八百四拾四石八斗五升參合

左專道村 六拾五石八斗參升參合

深江村 七百六拾六石四斗四升六合

大坂城代牧野越中守貞明役知 壹萬石

野田村 四百五拾九石八斗九升貳合

毛馬村 九百貳拾五石壹斗五升七合

荒生村 五百拾八石五斗壹合

中村 六百六拾貳石參斗四升四合

江野村 參百七拾壹石九斗貳升七合

南島村 參百八拾貳石四斗四合七勺壹才

森小路村 五百七拾貳石四斗壹升七合

貝脇村 壹百四拾五石四斗壹升

上の辻村 壹百九拾四石貳斗參升

別所村 參百七拾五石貳斗貳升四合

野江村 參百七拾七石八斗四升貳勺九才

蒲生村 參百參拾九石參斗參升參合

今福村 壹千貳百參拾石五升

天王田村 貳百四拾七石五斗九升七合

中濱村 五百參拾貳石九升

永田村 參百拾貳石九斗八升四合

東今里村 四百五拾六石八斗七升六合

片江村 五百四拾七石八斗壹升參合

大友村 壹百貳拾參石參斗壹升

中川村 五百九拾七石壹斗七升

- 西今里村 貳百貳拾五石九斗壹升
- 腹見村 四百壹石五斗貳升
- 代官内海多次郎支配地 壹萬八千壹百五拾五石四斗六升八合七勺壹才
- 玉造村 五拾壹石貳升九合
- 中道村 四百五拾壹石七斗八升四合
- 森村 參百四拾九石九斗參升五合
- 林寺新家村 六拾九石貳斗九升七合
- 田島村 五百參拾七石貳斗壹升參合
- 友淵村 參百拾參石七斗八升四合
- 赤川村 壹千五百八拾八石參斗四升
- 千林村 八百八拾貳石七斗五升八合
- 馬場村 七百五拾五石參升
- 般若寺村 四百參拾石七斗六升壹合
- 關目村 參百八拾九石四斗壹升參合
- 野江村 參百參石四斗八升八合七勺壹才
- 下の辻村 七百參參石七斗七升參合
- 新喜多新田 貳百七拾九石參斗四升參合
- 鴨野村 九百八拾石參斗七升四合
- 布屋新田 貳拾八石參斗八升七合
- 大今里村 九百八拾石八斗四升六合
- 猪飼野村 壹千壹百拾八石參斗五升七合
- 木野村 六百拾壹石貳斗六升貳合
- 小橋村 壹百七石貳斗五合
- 本庄村 八百五石四斗四升七合
- 古屋敷地 拾四石七斗五升七合
- 東高津村 貳百四石壹斗七升四合
- 北平野町 貳百五拾四石七斗壹升四合
- 南平野町 壹百九拾五石八斗五升五合
- 天王寺村 五千七百拾八石壹斗四升貳合

各領地の統
一及び區畫
の明遷

代官齋藤六藏支配地 貳千八百參拾石五斗四升九合貳勺九才

木屋新田 參石貳斗八升

中野村 參百拾六石九斗八升六合

澤上江村 六百六拾六石四斗貳升九合

善源寺村 六百七石壹合

南島村 貳百六拾五石壹斗貳勺九才

今市村 八百四拾四石八斗參升

内代村 壹百貳拾六石九斗貳升參合

麾下稻富三五郎采地 四百石

左專道村 四百石

四天王寺領 壹千四百九拾石九斗壹升

天王寺村 壹千四百九拾石九斗壹升

京都所司代松平越中守定敬役知・大坂城代牧野越中守貞明役知及び代官齋藤六藏支配地は、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移りしが、代官齋藤六藏の舊支配地は、同年三月一日兩藩の當分取締を解かれて兵庫裁判所の支配に轉ず。又代官内海多次郎の支配地は、同じく御料となりて同年二月大阪裁判所司農局の支配となり、同五月二日大阪府司農局に改まり、同月十日天王寺領・同月二十三日兵庫縣より代官齋藤六藏の舊支配地・同月二十四日麾下稻富三五郎の采地も同司農局の支配に入り、同六月京都所司代・大坂城代の舊役知も亦櫻井遠江守・九鬼長門守の

當分取締を解かれ、小田原藩領も沒收せられて、同司農局の支配となりしかば、全郡初めて同一管治となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉せしが、翌三月大阪市街接近の九千五百拾壹石四斗五升八合の地は、再び大阪府の管轄に復し、同年八月二日攝津縣廢せられて、其の管地は兵庫縣の管轄に移りしも、翌九月十九日同縣よりまた大阪府の管治に歸せり。而して是より先、攝津縣は其の管轄中、明治二年四月其の管地を分畫する所ありしも、其の全部は詳ならず。同五年五月大阪府區畫の制定あるに及び、三區・三十三番組に分たれ、同八年四月三十日には第五大區となりて三ヶ小區・三十三ヶ番組たりしが、同十年九月十八日大阪市街の接續を除きたる地は、小區内の番組を廢し、其の接續村は同年十一月六日番組を改正し、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日には二十一に分畫せられ、同十三年七月二日の毎町村制には、五十一ヶ村は獨立し十一ヶ村は例外に依りて五ヶ聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、十六ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

新郡設置後の町村異動

かくて兩郡は四ヶ町・二十六ヶ村・一百八大字を爲し來りしが、同二十九年四月一日本郡を設けられ、同年七月十日勅令第二百六十七號を以て大阪市の區域を變更し、翌三十年四月一日より舊東成郡所屬天王寺村の内、大阪鐵道線路中本線と城東線と分岐する所より西は線路敷地南端以北・本線と城東線と分岐する所より北は城東線敷地東端以西、生野村大字國分の内、大阪鐵道城東線敷地東端以西を同市南區に、東平野町・玉造町・西高津村・清堀村及び鶴橋村の内、大阪鐵道線路東端と猫間川の接する所より南は城東線敷地東端以西・城東線と猫間川の接する所より北は猫間川以西、中本村の内、猫間川以西を同市東區に、鯉江村の内、大阪鐵道線路城東線敷地東端以西、都島村の内、大字善源寺字九ヶ悪水路の右岸以南、野田村の内、字東七反田の西を通ずる井路の左岸以西を同市北區に編入せられしかば、天王寺村大字天王寺の大部・生野村大字國分の一部(以上南區に)、東平野町(南平野町・北平野町)・西高津村・清堀村・玉造町(西玉造)・鶴橋村大字小橋の全部・同木野の一部・同東小橋の一部・中本村大字古屋敷地の全部・同森の一部・同中道の一部(以上東區に)、鯉江村大字蒲生の一部・同新喜多新田の一部・都島村大字善源寺の全部・同中野の全部・同澤上江の全部・野田村の大部(以上北區に)は當郡を去る。依て大阪府は之が殘餘の處分を爲し、天王寺村の殘部中、大阪鐵道城東線敷地東端以東・生野村境界以北を鶴橋村に編入して大字天王寺と稱し、野田村の殘部を鯉江村に編入して大字野田となし、都島村大字毛馬・同友淵を城北村に編入して其の大字とせられければ、東平野町・玉造町・西高津村・清堀村・野田村・都島村の二ヶ町・四ヶ村・十大字を減じて、新に二大字を生じ、舊東成郡所屬町村數は、差引二ヶ町・四ヶ村・八大字を減じて、左記の如く十三ヶ村・五十三大字となれり。

- | | | | | | |
|------|-------------------------------|-----|----------------------------------|-------|---------------------------------|
| 天王寺村 | <small>天王寺・阿部野</small> | 生野村 | <small>林寺・林寺新家・舍利寺・田島・國分</small> | 鶴橋村 | <small>岡・猪岡野・東小橋・天王寺・木野</small> |
| 中本村 | <small>木庄・中道・中濱・西今里・森</small> | 小路村 | <small>片江・中川・腹見・大友</small> | 南新開莊村 | <small>東今里・大今里・深江</small> |

北新開莊村 鳴野・天王田・左専道・永田
 榎本村 放出・下の辻
 榎並村 野江・關目・内代
 榎水村 上の辻・貝嶋・馬場・別所・般若寺
 北村 中・菅生・野江・赤川・毛馬・友淵
 榎江村 今福・蒲生・布新田・新嘉・新田・野田
 古市村 南島・森小路・千林・今市

依て本郡の總町村数は減じて二ヶ町・二十二ヶ村・一百大字となり、明治二十九年度より施行せられたる淀川改良工事の爲め、參拾四町貳反壹畝拾歩は同川敷地となる。同三十一年六月一日より郡制を施行せられて自治の法人となり、同三十五年四月一日河内國北河内郡の今津村を本郡榎本村に合併して、其の舊大字今津・同三組新田は榎本村の大字となり、同年七月七日榎本村の内壹町壹反壹畝貳拾貳歩は河内國北河内郡諸堤村に轉出し、同郡同村の内壹町壹反九畝貳拾五歩を本郡榎本村大字今津に編入せらる。同四十三年九月一日鯉江村を鯉江町と改め、同年十月二十一日同町大字野田を廢して大字蒲生に編入し、大正元年十月一日中本村を中本町、鶴橋村を鶴橋町と改め、同二年一月十八日敷津村に大字釜口を新設し、同三年四月一日田邊村を田邊町、同年十月一日榎並村を榎並町と改稱し、同年十一月一日より榎並町大字野江を野江南之丁・野江中之丁・野江東之丁・野江巽角、大字内代を内代、大字關目を關目と改め、同五年一月一日より南新開莊村を神路村、北新開莊村を城東村と改稱せしかば、差引町村数は七ヶ町・十七ヶ村・一百五大字となりて今に至れり。(大字の數は其の大字を省かれたるものも一大字として計算す、以下各郡とも同じ)

見稻薄に依れば、舊住吉郡は米貳萬貳千四百貳拾八石零參升五合・舊東成郡は同參萬貳千六百九拾

舊石高・反別・人口の現在町村別

九石零參升六合と記せり。而して徳川氏の末造に於ける現在各町村の石高、及び其の以後に於ける反別等は、左に記する所の如し。

町村名	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年七月 末日現在人口	大正九年十月一日 勢産の人口
住吉村	一、九〇四・三三四	三三三・八五一	一、四〇一	二、五八七・九〇〇	一、七七一	三、八三三	六、四六六
墨江村	二、二六八・三九四三	一、三六八・四三四	三、七六六	三、〇〇六・九〇一	四、五五四	七、三三二	九、七〇五
安立町	一、四七三・七三六	一、六三三・三三三	二、二八八	二、五七〇・一〇〇	二、三九九	三、一六五	四、四四五
敷津村	五八六・七五五	三三六・九一五	八三三	五五五・六三三	一、〇〇〇	一、四七八	二、九九九
依羅村	二、八三二・五二二	二、〇八八・三三三	三、〇九二	三、〇七・八九七	二、三三三	三、三三三	三、一五五
長居村	一、六〇〇・二〇一〇	一、〇〇〇・六二二	一、九九五	一、六九八・六三三	二、一三九	二、七二〇	二、八〇〇
田邊町	一、九三三・〇七〇〇	二、〇〇九・二二八	二、一九七	三、九〇・四九一	二、四〇八	三、一五二	五、二二八
南百濟村	一、五五三・七七七	一、八八・三五五	一、六三三	一、九五・六三三	一、七七一	一、七九〇	一、九六六
喜連村	一、七四〇・六九七〇	一、四六・七二九	一、五七六	一、五九・元〇三	一、七三三	一、九二七	一、七五八
平野郷町	五、六二二・二七〇	三、九〇・九〇一	六、九三〇	三、〇一・九一七	七、五三三	一〇、七三三	一四、五三三
北百濟村	五、七三・四〇〇	一、九五・〇一〇	一、五三五	二、八・元〇元	一、七九八	二、五八二	二、八八四
天王寺村	七、六二二・二九〇	六、四・七三三	一〇、〇八〇	七、四・六三三	一三、一〇〇	一三、五六二	一四、三六四
生野村	二、〇六六・九三〇	一、四八・〇〇七	一、一三三	一、九・六二七	一、三三九	二、〇七七	八、四七七

計	清水村	古市村	城北村	榎並町	鯉江町	榎木村	城東村	神路村	中本町	小路村	鶴橋町
一、九〇〇・六五〇	一、九〇〇・六五〇	二、九七五・五〇〇	四、三〇〇・五〇〇	一、一七〇・六五〇	一、八七〇・二〇〇	二、五七〇・四〇〇	二、〇〇六・七六〇	二、一〇三・一六〇	二、三三〇・一六〇	一、六九〇・八三〇	一、九七五・六〇〇
一、四〇〇・三二〇	一、四〇〇・三二〇	二、五五〇・九〇〇	三、五〇〇・三〇〇	一、二七〇・五〇〇	一、七四〇・七〇〇	二、五五〇・二〇〇	一、七七〇・二一九	一、九七一・七三三	二、三〇一・〇〇〇	一、四七五・三二〇	一、六六〇・八〇〇
一、九〇〇・六五〇	一、九〇〇・六五〇	二、九七五・五〇〇	四、三〇〇・五〇〇	一、一七〇・六五〇	一、八七〇・二〇〇	二、五七〇・四〇〇	二、〇〇六・七六〇	二、一〇三・一六〇	二、三三〇・一六〇	一、六九〇・八三〇	一、九七五・六〇〇
一、九〇〇・六五〇	一、九〇〇・六五〇	二、九七五・五〇〇	四、三〇〇・五〇〇	一、一七〇・六五〇	一、八七〇・二〇〇	二、五七〇・四〇〇	二、〇〇六・七六〇	二、一〇三・一六〇	二、三三〇・一六〇	一、六九〇・八三〇	一、九七五・六〇〇
一、九〇〇・六五〇	一、九〇〇・六五〇	二、九七五・五〇〇	四、三〇〇・五〇〇	一、一七〇・六五〇	一、八七〇・二〇〇	二、五七〇・四〇〇	二、〇〇六・七六〇	二、一〇三・一六〇	二、三三〇・一六〇	一、六九〇・八三〇	一、九七五・六〇〇

備考 前記住吉・東成兩郡の幕末に於ける各領石高の合計たる六萬參千參百四拾參石五斗八升參合壹勺に比し、七千八百參拾六石四斗・升五合參勺を減少するは、西成郡より入りし榎井新田の四拾五石九斗壹合五勺・同庄左衛門新田の貳拾石貳斗九合・同清洲村の貳百貳拾七石參升參合・西高津村の壹百貳拾九石四斗五升六合、河内國北河内郡より榎木村に入りし大字今津の九百六石五斗・同三組新田の九拾貳石參斗貳合、計壹千四百貳拾壹石四斗壹合五勺を加へたるも、和泉國に編入せられたる大和川以南の六千貳拾貳石壹斗五合八勺及び大阪市に編入したる諸村の參千貳百參拾七石八斗壹升壹合、計九千貳百五拾七石八斗貳升六合八勺を減じたるに依る。

歴代郡長

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
----	-------	-------	----

東成郡役所

深瀬和直 明治十二年二月廿一日 明治十四年一月六日廢官 同十二年七月十二日住吉郡長兼務

住吉郡役所

佐藤尙敷 明治十二年二月廿一日 不明
 森脇惟一 同十二年七月九日 明治十二年七月十二日
 深瀬和直 同十二年七月十二日 同十四年五月六日廢官 東成郡長より兼務

東成郡役所

深瀬和直 明治十四年一月八日 明治十六年一月十五日
 櫻井義起 同十六年一月十五日 不明
 葉山荒太郎 同十九年七月二十日 同十九年八月廿五日
 白石純治 同十九年八月廿五日 同二十三年六月十六日

櫻井義起	同二十三年六月十六日	同二十三年十月十一日
山口昌壽	同二十三年十一月一日	同二十五年六月二日
弘道輔	同二十五年六月二日	同二十六年五月卅一日
本山茂樹	同二十六年五月卅一日	
東成郡役所		
本山茂樹	明治二十九年四月一日	明治三十三年二月二十日
向日保雄	同三十三年二月廿一日	同三十九年一月十六日
相場駒次	同三十九年一月十六日	同四十三年十月廿八日
有田策郎	同四十三年十月廿八日	大正二年五月廿七日
本多常行	大正二年五月廿七日	同五年十一月廿二日
木下貞太郎	同五年十一月廿二日	現任

第一項 住吉村

本村は古來住吉郡に屬し、榎津郷の内に於て、住吉村と稱す。一に住吉里とも呼び、また長峽里の名あり。もと濱口村・南濱口村・澤口村・殿辻村・千体村(以上五ヶ村は合併して今墨江村の大字上住吉となる)・大領村・新町村・坂の井村・青蓮寺村・烏居村(以上五ヶ村は合併して今墨江村の大字上住吉となる)・安立町・七道領村(以上一町一村は今安立町の大字となる)の一ヶ町、十一ヶ村は本地の屬邑たりしが、後分離獨立して各一町村を爲せり。攝津志村里の條に「住吉・町名一・屬邑十一」と記せるは、此の各町村を指せるものにして、其の分立せしは同志の出でし享保以後なるべし。明治四年一月五日の公布に依り、住吉神社の境内たりし社頭新家の地はまた石租地に組替へられ、後一村を爲せり、今の墨江村大字長峽是れなり。同二十二年四月一日の町村制施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日東成郡に屬す。而して此の舊住吉村の地は、元和元年七月二十七日徳川家康の住吉神社領社納墨印書に「攝津國關郡住吉郷」と記載しあれば、關郡たりしことあるならん。然れども其の何れの時に關郡となり、何れの時に住吉郡に復せしかは詳ならず。舊郷名は和名抄に「住吉郡榎津郷以奈豆」と見ゆるもの是れにして、また住吉神社代記に「神戸郷墨江住吉大神」と見ゆれば、神戸郷とも稱したるならん。神戸郷は松葉大記に、住吉七郷の一にして田邊郷と共に後に加はりたるものとせり。尙前記徳川家康の社納墨印書に住吉郷と見ゆれば、住吉郷とも稱せしなるべし。

住吉の稱は攝津風土記に「所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下、竟可住國、時到於沼名椋之長岡之前前者今神宮、南邊是其地、乃謂斯實可住之國、遂讚稱之云眞住吉國、乃是定神社、今俗略之直稱須美之叡」と見ゆるもの是れ其の起原ならん。住吉大神を稱するに、日本書紀には住吉大神と書して住吉の文字を用ひ、古事記には墨江大神と記して墨江の文字を用ふれば、地名を記せるにも其の文字を互用せしを知るべし。文士歌人に筆せらるゝに及び、墨吉・清江・澄江・墨之江・須美乃延・古今集に壬生忠岑の「すみよしと海士は告くとも長むすな」の歌あれば、その前後より「すみよし」といひ初めしなるべし。和名抄にも「攝津國住吉郡」と書して「すみよし」と讀ましめたり。また長峽の里の稱は、日本書紀神功皇后の條に住吉三大神の神教に見ゆる大津淳名倉之長峽の略にして、往古に於てはまた大津淳名倉之長峽と稱せし所なるを知るべし。神代記に大御榮大津淳中倉之長岡峽國、又淳名椋長岡玉出峽と見え、攝津風土記に沼名椋之長岡之前と記せるも、共に此の地を指せるものにして、其の長峽・長岡玉出峽・長岡之前といへるは、蓋し難波岡陵の北より來れる盡頭にありて、海に瀕せるを以て此等の稱ありしものならん。後に住吉崎と呼びしも、また是れより起りしなるべし。神代記に依れば、手搓足尼の居住せし所なりといふ、手搓足尼は神主津守氏の祖なり。

萬葉 住吉の里を得しかば春花のまゝめつらしみ君にあへるも 讀人しらす

墨江之津

同 宮古には住み危はて 津の國の住よしときく里に、こゆけ 忠 見
續古今 草の名に忘れやしぬる時鳥さつきも問はぬ住よしのさと 津守國平
古事記に依れば、仁徳天皇の御宇に於て墨江之津を本地に定のさせられしが、雄略天皇の御宇に至りては、身狭村主青等吳國より歸朝せしとき、吳使と共に此に泊せり。即ち日本書紀同天皇十四年の條に「春正月丙寅朔戊寅、身狭村主青等共吳國使、將吳所獻手末才伎漢織・吳織及衣縫・兄媛・弟媛等泊於住吉津、是月爲吳客道通磯齒津路名吳坂」と見ゆるもの是れにして、船舶出入の津頭たりしならん。住吉水門は即ち此の墨江之津にして、名吳門といへるも其の一名たりしなるべし。然れども物變り星移り洲渚の變遷に依りて、今は其の遺影の見るべきものなし。思ふに名所として住之江又は名吳入江等の名を存せしは、古の地形を後に語りしにはあらざるか。住之江は一に住吉細江と呼び、住吉神社の南方一帶の低地たる今の墨江村大字濱口と、同大字上住吉の舊青蓮寺・同千体との間を通ずる細江川の流域其れにして、細江川は住吉細江の略なりといふ。又前記日本書紀に見ゆる磯齒津は一に四極又は四八津とも書し、本地の一名にして、古事記傳には、本地より喜連に行く間に低き岡山の横はれるは四極山にして、吳坂は其の地なるべしとせり。

萬葉 四極山打ち越え見れば笠縫の島こき隠る棚なし小舟 高市連黒人
同 遊覽住吉濱遺宮之時道上守部王應詔作歌

千沼回より雨を降りくる四八津のあま綱手綱はせりぬればたへんかし

住吉名所

忘草

住吉八景

住吉は大阪市と堺市との中間にありて、往時は住吉驛を置かれし所なり。紀州街道は西部を貫き、阿部野街道は東部を通じ、其の他幾多の道路は四方に達し、加ふるに汽車及び電車の走れるありて、交通の便なるはいはずもがな、住吉神社を中心として勝區は四圍に散點し、しかも其の詠歌の多きは殆ど天下に冠絶せり。謂ゆる住吉名所にして、各其の所屬地に記せる所の如し。而して其の歌枕となるものの中に、住吉の三忘と呼べるあり、即ち忘草・忘水・忘貝是れなり。忘貝・忘水は明なれども、特り忘草のみは古來神秘にして何人も知ること能はざりしが、靈元法皇の勅に依り、津守家より白木の三重の箱に納めて献上せしを、観覽あらせられたるに、緑の小松一もとありしかば、初めて忘草の小松を指せるものなること分明せりといふ。尙住吉の一般に亘れる住吉八景といへるあれば、今此の條下に於て忘草の古詠と共に、左に之を掲記せん。

忘草

古今 すみよしと海士は告くとも長わす人忘草おふといふなり
 道知らは摘みにも行かんすみの江のきしに生ふてふ戀忘草
 家集 すみの江のあさみつ沙にみそきて戀忘草摘みてかへらん
 後遺 わすれ草つみて歸らん住よのきしかの世は思出もなし

壬生忠岑
 紀貫之
 同
 平棟仲

朝日香井家集

住よしのきし方をやは忘草まつにふりぬる身を思ふにも

六帖詠草

あかざりし春の海へもわすれ草雁なく秋のすみよしの月

住吉八景

住吉名所

雅經
小澤蘆庵
恒亭桂艸因

社頭賞春

宮垣春色正歳々 數本花開錦繡園 化及三韓昔年衆 神風百世倍芳菲

住江松風

百尺群松萬頃波 天風吹動綠婆娑 室簀長奏神明地 正是江聲榕外和

淡州落月

月落星稀曉霧晴 浦舟橫去櫓無聲 蒼茫極目前州島 十里金波一樣清

高橋曉雪

冷光粧出玉欄干 橋上無人月一團 興忍曉寒弄詩思 飄然瀾水雪中看

四天晚鐘

殘紅碧樹接江皋 斷續鐘音隔境號 忽報四天王寺暮 回頭山上月方高

境浦歸帆

松影波紋落日斜 風帆遠近帶輕霞 漁郎江上指何處 境浦年來沽酒家

安倍晴嵐

峴霓截雨殘陽歎 安倍野雲歸暗峯 嵐氣不侵微醉裡 楊堤麥隴靜牽笳

寒雨蕭々夜寂々 四山雲合暗平落 幽谿小野雜歸來 燈火迢然乍有無

住吉神社

住吉神社は底筒男命・中筒男命・表筒男命及び神功皇后を祀れり。古來官幣の大社にして、延喜式には「住吉座神社四座並名神大月次相嘗新嘗」と載せられ、攝津國の一宮なり。祭神底筒男命・中筒男命・表筒男命は、伊弉諾命の日向の橘の小戸の櫛原に至り祓ぎ給ひしとき現れ給ひし、古事記祓の段に見ゆる墨江之三前大神是れなり。神功皇后の親ら新羅を征し給ひしとき、神託ありて其の和魂は玉身に服して壽命を守り、荒魂は軍の先鋒となりて師船を導き給ひて、三韓降伏し熊襲も亦平定せしかば、凱旋の歸途、神教に依りて荒魂を穴門の山田邑に祀らしめ、其の和魂は大津淳中倉之長映に祀らしめ給ひしもの即ち當社にして、後更に同皇后を合祀して四座となれり。されば皇室の崇敬甚だ厚く、桓武天皇の延暦三年六月勳三等に叙し、同年十二月には加階して從二位となり、平城天皇の大同元年四月には從一位に昇り、天慶二年には竟に極位に叙せられ、八十島の神祭に預かり給ひしのみならず、或は雨を祈り、或は遣唐使の無事等を祈らんが爲めに、天武・持統・文武・元正・聖武・桓武・平城・仁明・文德・清和・陽成・光孝・村上・圓融・一條・後一條・堀川・後白河・高倉・安德・後鳥羽・順德・後深草・龜山・後醍醐・後村上の諸天皇を初めとして、代々の朝廷の奉幣使を立てられしこと其の幾回なるを知らず。又十六社・二十一社等と稱へ、特に規定せられたる神社の内なるを以て、事ある毎に奉幣使のあらざるはなく、天武天皇十四年の行幸を初めとして、代々の天皇・女院等の行幸行啓頗る多く、殊に稱徳天皇の如きは、寶龜元年八月雅樂頭從五位下伊刀王をして神教を受けさせ給へり。近くは、孝明天皇は安政五年四月三日國家の多事なるを憂ひ給ひ、大に宸襟を悩ませらるゝに當り、時の神主津守國美に出京を命じて、一七日の間寶祚長久・天下安泰の御祈禱被仰出旨御教書を下されしかば、國美は高壇を墨江浦頭に設け、神主以下勅旨を體し、身を以て國運の隆盛を祈り、之を濱祈禱と呼びしは今に人口に膾炙せり。先帝陛下も明治元年四月二十日と、同十年二月十四日との兩度駕を枉げさせられ、昭憲皇太后陛下は同二十年二月十五日行啓御親拜あらせられ、社は明治五年官幣大社に列せられる。

社殿の造營は嵯峨天皇の弘仁三年六月に至る迄は、二十年毎に悉皆改築せられしが、同年以後は本社正殿の外は破るゝに従ふて修理するを永例とし給ひしも、本社正殿のみは依然として昔の如く朝廷より史・史生等参向して之を行ふの例なりしが、中古以來官幣の造營は、建長五年・文永十年・永仁元年・正和二年・建武元年・文和(北)三年・應安(北)七年・應永元年・永享六年・文安三年に行はれ、康正二年には、足利義政は執事細川右京太夫勝元に命じて造營せしめ、ついで文明三年・天文十一年に造營あり、其の後慶長十一年豊臣秀頼は片桐市正且元をして造營の奉行たらしめ、元和四年徳川秀忠は石川伊豆守・三好越後を奉行とし、承應三年徳川家綱は石川土佐守を奉行とし、寶永五年徳川綱

吉は秋元但馬守を奉行として各造營せしめしが、延享四年には徳川家重より金千兩を寄附し、府内並に五畿内の勸化を免せられて改造し、寛政十一年徳川家齊の時には府内並に七ヶ國の勸化を免せられて修葺し、文化元年には同家齊金千兩を寄附し、府内並に七ヶ國の勸化を免されて改造し、天保七年には諸國信者の寄附を以て修葺し、明治十一年には本殿及び攝社の大海神社は官費を以て、其他の攝社及び諸建物は社費並に信者の寄附金に依りて修葺せり。本殿は四棟とも桁行四間・梁行貳間・屋根檜皮葺、謂ゆる住吉造にして明治三十五年四月十七日特別保護建造物となる。社は軍神として歌神として將た船舶の守護神として、武將は武運の長久を祈り、歌人は斯道の上達を祈り、船主航海者は海路の安全を祈れり。今其の武將に關するもの、少數を擧ぐれば、安和元年九月四日多田滿仲は祈願參籠し、嘉應元年平清盛は參拜して神馬を奉り、建久元年源頼朝參拜し、延元元年足利尊氏は參拜して神馬及び戟を奉り、同二年には北畠顯家參拜して刀劍を奉り、北朝嘉慶二年には足利義滿參詣して神財を奉り神樂を奏し、豊臣秀吉は文祿年間屢參拜し、徳川家康は慶長十九年大坂冬の役の際に參詣して、軍兵の狼藉を慮りて禁札を境内に建設せし等是れなり。全國の住吉神社は多く當社を勸請せしものにして、當社神代記に依れば、唐國・新羅にも祀られ給ひしといふ。されば賽者の群詣して朝夕踵を接するは、今も尙昔のごとし。

社は鎮座の初めより手搓足尼神主となり、其の支族たる板屋・狛・津・天宅・神奴・大領・高木の

七氏繼承奉仕して之を神主七家と呼び、津守氏其の上に位し、社務と稱して社務を統轄し、神主の下に社家百餘・神人三百六十有餘隸屬し、俗人仲間・客方仲間・平仲間等ありて音樂を司り、神領地の支配に任じ、神宮寺の僧侶も亦祭祀に預かれり。神宮寺は天平二年孝謙天皇の建營し給ひし所にして、社家と共に祭祀を爲し來りしが、明治初年の神佛分離に依りて廢せられ、祭祀は津守氏の管掌する所となる。祭祀の主なるものは、五月上旬の卯の日の卯之葉神事・六月十四日の御田植祭・七月十一日の北祭・八月一日の南祭、及び九月十月の交に於ける花摘祭・十月十七日の寶之市神事なり。卯之葉神事は當社鎮座の四月上旬の卯日なるに起因し、もと陰曆なりしが今は陽曆を用ひて、玉出岸の行宮に神輿の出御あり。御田植祭には、以前は堺市乳守の遊女其の植女を勤めしも、今は大阪市西區新町の妓女齋戒して之を勤む。北祭は八十島祭の復興にして大阪市の築港に渡御し、南祭はもと陰曆六月三十日なりしが、改正せられて今は八月一日堺宿院の行宮に渡御あり。花摘祭は明治廿四年の復興にして、八人の乙女順次に花菓の籠を神殿に捧げ、神人之を受け、南北兩拜殿に於て神前に獻じ、畢りて乙女神樂を奏せり。毎祭常に雜鬮を極め、境内立錐の地を餘さず、殊に御田植祭の如きは極めて古雅にして、弘く人口に喧傳し、又南祭に於ては堺市中は爲めに一年の生計費を利用して餘あるものありといふ。而して社は古より皇室又は武將の寄進に依り、累葉多大の社領を有し、後漸次減少したるも尙貳千壹百貳拾九石八斗參升四合は、明治の初に至るまで相傳せしも、同四年上地せり。

社の所在地は謂ゆる住吉岡にして、名越岡(或は名胡之岡ともいへり)といへるも此の地なるべし。神代記に依れば「齋垣内四至、限道、限南墨江、海棹及限限、北住道郷」と見ゆれば、頗る廣潤なりしならんも、世と共に漸次に減縮し來れるが上に、明治後に至りて現域を除くの外は總て上地せられしかば、益減縮せり。然れども尙壹萬九千參拾六坪六合貳勺の廣さを有して、他に多く其の比を見ざるの境内なり。社頭は往合森と呼び、老楠巨松鬱葱として社殿其の間に配列し、閑雅清淨人をして自ら敬愼の念を生せしむるものあり。今其の概要を記せんに、紀州街道に面して屹然たるは西の大鳥居にして、玉垣は其の左右兩側より起り、社頭の前半を繞りて東南北の三鳥居と對す。鳥居の内側には一對の狗犬高く座して、一は兒を懷き無類の意匠として子持狗犬の名高し。更に進めば反橋あり、橋は半月形をなし、長さ拾壹間・巾參間壹尺・高さ貳間餘なり。是れなん有名なる住吉の反橋にして、一に球橋ともいひ、高燈籠と、もに住吉の繪畫に物せられ、殆ど當社の代表的となれるものなり。社記に依れば、橋桁は淀君の寄附したるものなりと。反橋の右に便宜橋・牧橋の二橋あり、一は朱欄干にして一は石橋なり。橋下は南北に亘れる蓮池にして、花時には白花池面を覆へり。橋邊より南方安立町に至るの間は、古の潮崎の地ならん。橋を渡れば無數の石燈籠四方に駢列し、大なるものは高さ五六間に達するあり、山陽以下名家の筆を鑄して見るべきもの多し、皆當社崇信者の寄進せしものに係る。又誕生石あり、社記にいふ、建久元年春丹後局源頼朝の寵を得て娠みしに、夫人政子之を嫉み、窃に本多次郎をして之

を由井ヶ濱に殺さしめんとす、本多之を殺すに忍びず、局に陪し、遁れて紀伊國熊野に赴かんとて、其の途次此の社頭を過ぎけるに、産氣を催しけり、しかも闇夜にして咫尺を辨せざれば、之が處置に惑ひしに、松林俄に光を放ち明なること晝の如し、顧れば傍に大石あり、乃ち産婦を勞はり。褥を石に敷きて大神を祈りしに、易く産の紐を解きて男子を生めり、石の名は之に因り、同年十月三日頼朝上洛の時本多之を告げしに、頼朝大に喜びて卽座に伊賀・伊勢の兩國を興へ、同三年更に大隅・薩摩を贈與せられて島津三郎忠久と號せり。爾來同家は當社を厚く尊崇し、此の石に瑞籬を造り。注連を繞らし、神燈を獻じて今も變らずと。事は後太平記にも載せらる。反橋の内方には有名なる方形の石の住吉鳥居あり、高さ壹丈許り、其の後方更に四足門あり、門は西大門にして、之より左右兩側に牆壁を爲して四週し、東南北の各大門と對す。門を入れば卽ち神殿にして、第一神殿は底筒男命・第二神殿は中筒男命・第三神殿は表筒男命・第四神殿は第三神殿の右にありて神功皇后を奉祀し、總て西向なり。祭神は軍神なるを以て、構造他と其の趣を異にし、三社の並列するは魚鱗の備に象り、一社の開けるは鶴翼の圍を顯し、謂ゆる八陣の法に則りしものなりといふ。第一社の側に五所御前あり、一に高天原ともいふ。社の縁起に依れば、神功皇后住吉三大神を此の地に奉祀せられしも、未だ社殿なかりしを以て、社殿の竣成するに至るまでの間、神靈を奉安し給ひし舊蹟なりと。思ふに帝王編年集成に、神功皇后十一年四月廿三日住吉神社を建つと記せるは、此の社殿の竣成せし時を指せるものにし

て、毎年四月上の卯日に卯葉神事あるは、此の遷座を記念せるならんか（古事記傳及び舊書に、初め本社を菟原郡武庫に定め、後仁徳天皇此に移し給ひしなりとの説）もと松の老木ありしも、寛永三年八月二十日の暴風に倒れしといふ、今の樹は其の後に植ゑしものなり。第二社の兩側に文庫ありて十萬卷の書籍を蔵し、住吉文庫と呼べり。之に隣りて神輿舎あり、南側に神樂所あり、其の裏面は御厨屋にして、其の後方に神館あり。神館は齋殿ともいひ、後村上天皇も曾て行在あらせられ、近くは先帝陛下及び同皇后も御枉駕に際して、御休憩あらせ給ひしといふ。今は其の舊屋を内に引きて、新に宏壯の館を建造せらる。神館に接して社務所あり、繪馬掛所あり、舞樂所あり、舞樂所は秀吉の寄附に成りて今に存するものなりと。其の東南に一池ありて白蓮生じ、石舞臺を架せり。舞臺の南方は樂所にして、樂所の西に御田植式場あり、御田を南に擁し、御田植祭は此にて行はる。舞臺の東に鵲橋あり。又第四社の南に楯原神社あり、楯崎といへるは此なりと。而して社頭に關する古來の歌詠等は其數幾許なるを知らず、今其の少數を掲記せん。

續古神祇

西の海やあはきか原の潮路よりあらはれ出てし住吉の神

新後拾

橋の小戸の鹽瀬にあらばれてむかしふりにし神に此の神

御神詠

もとよりもわれはうきたる海の上波風たゞば祈れ船人

俊頼口傳

戀しくはともらひ來ませ千早振三輪の山もと杉たてる門

是は三輪の明神の住吉明神に奉らせ給ひける歌といひ侍る

卜部兼直

津守國基

いほぬし それより二日といふ日の夕暮に、住吉に詣て着まぬ、見れば遠なる海にていとおもしろし、南には江なかれて水鳥の様々なる遊び、海士の家にやあらん、蘆垣の屋のいと小さきともあり、秋の夕暮の空の景色もたゞならず、いと哀なり、み社には庭も見えず、色々様々なる紅葉ちりて冬こもりたり、經なと讀む聲して人知れずかくと思ふ、

増基法師

續世繼

此のみかと（後三）世をしらせ給ひて後、世の中みな治りて今に至る迄、そのなりの侍る、（神）位におはしますことと四歳ありて、白河のみかと春宮におはしまし、に譲り申させ給ひき、御母女院・御むすめの一品の宮など具し奉らせ給ひて、住の江に（五）詣てさせ給ふとて、

住吉の神も嬉しと思ふらんむなしき船をさして來たれば
とよませ給へる、みかとの御歌とおほえていとおもしろく聞え侍る、御製なるへし、

袋草紙

かはらんと思ふ命は惜しからてさても別れんこと悲しき
頼みては久しくなりぬ住吉のまつ此の度のしるし見せなん
ちとせよとまた縁兒にありしよりたゞ住吉の松をいのりき

赤染衛門

同

是れは江學周和泉國去任之時、重病憫而有住吉之御崇之由、仍奉幣彼社之時、三本、に各所其歌也、其時夢に白髮老翁社中より出て來て、取此幣て入る、其後病平癒、

古今著聞集

嘉應二年十月九日道因法師人々を勸めて、住吉登にて歌合しけるに、後徳大寺左大臣（定）前大納言におはしけるか、此の歌をよみ給ふとて社頭月といふ事を、

ふりにける松物言は、問ひてまし昔もかくや住の江の月

かくなんよみ給ひけるを、判者俊成卿ことに感しけり、世の人よほめの、しりける程に、其のころ彼家領筑紫瀬高の庄の年貢
つみたりける船、攝津國に入らんとしける時、悪風に遇ひて既に入海せんとしける時、いつくよりか來りけん、翁一人出て來て
漕きなほして別事なかりけり、舟人あやしみ思ふ程に、翁のいひけるは、松の言は、の御句おもしろう候ひて、此の邊に住み
侍る翁の参りつると申せといひて失せにけり、住吉大明神の彼の歌を感せさせ給ひて、御禮をあらはし給ひけるにや、不思議に
あらたかなる事かな、

長明無名抄 此の道に志ふかゝりしは道因法師ならひなき者なり、七八十になるまで秀歌よませ給へと祈らん爲に、かちより住吉
へ月詣したる、いとあり難き事なり、

右衛門 藏人頼實はいしきすき者なり、和歌に志ふかくして、五年かうちに命を奉らん、秀歌よませ給へと住吉に祈り申しける、
其の後年経て重き病つけゝるとき、いくへき祈ともせしに、家に在りける女に、住吉の明神のつき給ひて、かれて祈り申しし
事をば忘れたるか、

木の葉ちる宿は聞きわく事そなき時雨する夜も時雨せぬ夜も

といへる秀歌よませしは、汝か信を致して我に志申し、故なり、されば此の處はいかにも生くまじきそと被仰けり、

東 鑑 建久六年二月十四日庚午巳剋、將軍家頼朝、自鎌倉御上洛、四月廿七日壬午、將軍家以梶原平三景時爲御使、令奉幣住
吉社給、被奉神馬、今夕景時参着社頭、註和歌一首於釣殿之柱、云々

我が君の手向の駒を引つれて行未遠きしるしあらはせ

明月記 建久元年 月六日参詣住吉社、辰終御幸御奉幣 (中) 御經供養訖、里神樂相撲三番勝負、了入郷御所 (住吉)、即被講
和歌、予 (建久) 召勅仕講師、内府御書序代、吟詠了退下、今日詠歌

初冬、侍太上皇 (鳥) 幸住吉社、同詠三首應製和歌 (一首)

寄社祝

相生のひさしき色をとさばにて君か代まもる住よしの松

暮秋風

淡路島かたをか波の夕まくれ聲ふきおくる岸のまつかせ

御製祝言

かくてなほ變らず守れ代々をへて此の道てらす住吉の神

感歎之思禁難、定右神感歎、今遇此時拜此社、一身之幸也、

住吉詣記 (通記) 貞治四年卯上旬のころ、津の國難波の浦みんとて、彼の處に詣てける、(中) それより住吉にまかりて、四社

明神を拜み奉りて、

四方の海ふかき誓ひ日の本の民もゆたかにすみよしの神

此の御神は和歌の道に志ふかき人を、よく守らせ給ふと古よりいひ傳へ侍り、ことに秀歌を好む人の社にまゐりて祈誓申せば、
必その道にかなひけるとぞ、

神代より傳へつたふる數島の道に心もうとくもあるかな

又御前に参りて暇申して下向し侍りぬ、

みつかさのいく千代までも行末を守らせ給ふ住よしの神

萬葉 石上乙磨卿配土左國之時歌

大君の命悉み 刺並の國に出座ます 愛きしやし吾か夫の君を掛け巻も 仰し畏し住の江の苑
人神 船の軸にうしげき給ひ つき給はん島々のさきく 寄り給はん磯のさきく 苑き浪風に
あはせす くさつみ病あらせす すむやくかへし給はれ もとつ國へに

千 載
長元八年關白左大臣歌合の侍りける後、左方のかた人よろこびに住吉に詣て、歌み侍りけるに
左の頭にてよみ侍りける

續 千 載
住吉の涙も心を寄せつればうへそみきはに立ち勝りける 經 輔
住吉の松のたえまの紅葉にや津守の海士は秋を知るらん 顯 輔

同 建長五年住の江に御幸侍りて、行旅速懐と云ふ事を講せられ侍りけるに、よませ給ひける
跡たれし神代に植ふし住吉の松も千歳を過ぎにけらしも 後 嵯 峨 院

同 住の江の松の秋風おとつれて空に更けゆく夜半の月かけ 藤 原 爲 氏
弘安八年住の江に御幸侍りて同じ心を講せられ侍りけるに 藤 原 公 守

同 すみよしの松の千歳も御幸する今日の爲とや神も植ふけん
すみよしの神もわか身もふりににけり哀と思へ秋の夜の月 西 園 寺 公 經

新 千 載
弘安八年住江に御幸ありて、行旅速懐と云ふ事を講せられ侍りけるにつかうまつりける
ふりにける跡を尋れて住の江の御幸重なる今日にもある哉 藤 原 爲 兼

同 住よしの松の言の葉かはらすは神代にかへれ敷島の道 藤 原 長 秀
神と神よは住よしとみそなはせわか世に立つる宮柱なり 後 嵯 峨 院

續 古 今
新古今 我が道を守らば君をまもらん 齡はゆつれ住よしの松 藤 原 定 家
うきながら久しく世を過ぎにける哀やかけし住吉の松 藤 原 俊 成

新 續 古 今
弘安八年十月住の江に御幸ありて、行旅速懐といふ事をよませ給ひける
住吉の松はためしも知るらめや二代のあとにかへる浦浪 龜 山 院
あゆみをははこはてとて此道をまなはまもれ住吉の神 等 持 院 贈 太 政 大 臣

同 後三條院住吉に御幸ありける日よみ侍りける 藤 原 伊 房
いにしへも今日の御幸の爲とてや天くたりけん住吉の神

同 松かれに波は浦の宮ところいつ住よしと跡を垂れけん 藤 原 公 相
行末もかきりは知らず住よしの松に幾代の年か経ぬらん 源 實 頼

同 我か君を松の千歳に祈るかな代々に津守の神の宮つこ 津 守 國 平
新 後 撰 和歌の浦の道をは捨てぬ神なれば哀なかけよ住吉の波 藤 原 俊 成

同 捨遣愚草 かたはかり吾は傳へしわか道のたそや果てぬる住吉の神 藤 原 定 家
後 捨 遣 すみよしの松のしつえに神さびて縁に見ゆるあけの玉垣 蓮 仲 法 師

同 紅葉するかつらの中に住よしの松のみひとり縁なるかな 津 守 國 基
新 捨 遣 しき島の道をは道とまもらなん世に住よしの神ならば神 法 師 雲 禪

同 かたそきの行きあひの霜のいくかへり契を結ふ住吉の松 後 鳥 羽 院
同 憂きことも慰む道のしるへとや世を住よしと天下りけん 藤 原 定 家

いばすとも思は空に知りぬらんあま下ります住よしの神

藤原實守

六帖詠草

千歳へし岸の松原二葉より見そなはしけん住の江の神

加藤千蔭

堀川百首

松原のほとりよりおりてからより詠云々、廣前にぬかつきて

小澤蘆庵

詠 藻

ふりぬとて松やはかはる言の葉も昔にかへせ住よしの神

藤原公實

幸 花

沙かせに緑の色はまされともうらさひにけり住よしの松

藤原俊成

同 幸

霞しく春の光に見わたせばちとせはしるし住よしの松

政 爲

春 葉

君か見ん松は高砂すみよしのいくとしなみか契りかけまし

宗 眞親王

同 春

我が道をおもふ心の深ければわきてそ仰くすみよしの松

同

稻 葉

行くすゑを遠里小野にしめ置きて君か子の日に住よしの松

荷田春満

拾 遺

散り失せぬ言の道のしるしとて神の植ふけん住吉の松

本居太平

名 越

住よしの岡の松かさしつれて雨はふるともいなみのほきし

祐 見

家 集

住よしのなごへの岡の玉つくり數ならぬ身は秋そ悲しき

好 忠

夫 木

白露のなごしの岡の玉造り數ならぬ身は秋そかなしき

同

名 越

森

同

夫 木

六月のなごしの森の子規聲の限りは是にやあるらん

資 隆

同

六月のなごしの森の夕涼み御祓もまたぬ秋の下風

季 能

名 寄

風かよふかたへに露やこほるらん夏と秋との往合の森

中 務

夫 木

彦星の雲の衣もたなひかぬ雨のしたなる鶴の橋

讀人しらす

名 寄

橋

林 羅山

夫 木

住吉神社

林 羅山

名 寄

千歳松林翠未湖 朱垣玉殿入從橋 三尊海陸風相順 四社光塵迹已遙

劉 元 高

名 寄

淡路島山望落月 難波江水聽來潮 行人肅敬何容易 我亦徘徊欲歸椒

劉 元 高

名 寄

墨江拜神祠

劉 元 高

名 寄

松際玲瓏古殿扉 相携兩々賽神蹄 素裳如雪靈巫舞 擊鼓吹簫送晚暉

劉 元 高

名 寄

德川家康の墨印

劉 元 高

名 寄

攝津國關郡住吉郷之内貳千六拾石之事全可社納者、守此旨彌可抽天下安全之精誠之狀如件、

德川家康墨印

名 寄

元和元年七月廿七日

德川家康墨印

名 寄

康正貳子年十二月十一日將軍足利義政給旨を奉じて執事右京大夫細川勝元に命じ御造營の事を執行せしむ、時の布令左の如し、

德川家康墨印

名 寄

任 綸 旨

德川家康墨印

- 一、住吉御造管御材木國中於山々可取之爲在所領主不及違亂諸御材木於無沙汰者任先規爲所地頭可令住吉送也
- 一、海上諸國關々於此國料致緩急者任先明爲其所在地頭可被召行死罪者也
- 一、雖風時者爲所地頭取集之可令渡船頭者也
- 一、御造管國料船武艘御作事之間者上下雖積何物始兵庫關津々浦々爲關公事等悉可有開過者也

康正二年十二月十一日

右京大夫源朝臣

攝末社

攝社に大海神社（豐玉媛命）・志賀神社（海少童）・若宮八幡宮（應神天皇）・船玉神社（大島船命）の四社あり。
 境内末社に侍者社（田斐見宿）・鋒社（武甕）・楯社（經車）・八所社（素盞）・海士子社（鶴草葺）・井戸社（水波乃）・立聞社（天兒屋）・貴船社（高嶺）・后土社（土師）・市戎社（事代）・新宮社（新野男）・種貸社（字賀）・斯主社（津守國）・今主社（助靈）・楠珙社（字賀）・兒安社（興産）の十六社あり。境外末社に住吉神社（住吉四柱）・斯主社（盛靈）・淺澤社（市杵島）の二社あり。境内末社の立聞社に明治四十一年五月二十九日墨江村大字上住吉字東野の無格社星宮神社（國常）を、同斯主社に同四十年六月二十六日日本地字大領の同薄墨神社（國基）同年七月十五日墨江村大字上住吉字神定使山の同高木神社（高木）・本地字神の木の同神奴神社（神奴）・本地字大領の同大領神社（大領）・同年十月九日日本地字氏神の同大宅神社（大宅氏）を合祀し、境外末社中の淺澤神社は、墨江村大字上住吉字淺澤に鎮座して無格社なりしも、同四十年五月廿一日末社となりて、同四十一年八月廿九日同村同大字々四本松の無格社大歳神社を合祀せらる。攝社中、大海神社と船玉神社は、共に延喜式内の神社にして、船玉神社は第四社の西南にあり、大海神社は本社の北方に鎮座し、大海神社は住吉神社と共に八十島祭に預かり給ひし神社なり。

大海神社
船玉神社

玉出島

住吉岸

社は、共に延喜式内の神社にして、船玉神社は第四社の西南にあり、大海神社は本社の北方に鎮座し、大海神社は住吉神社と共に八十島祭に預かり給ひし神社なり。
 本社と大海神社の間は、謂ゆる玉出島の舊蹟なり。本社の年中行事に「九月晦日、玉出島御祓神事、御供備進、神興一基出御、玉出者當社第一之秘區也、故於此祓禊」と見え、社記に依れば神寶の満珠を藏めし所なりといふ。満珠は干珠と共に彦火々出見尊の海神の女豊玉姫と契り給ひしときに、海神の贈り給ひしものなり。俗傳に依れば、尊は満るを以て陰となし、渦るゝを以て陽となし、陽たる干珠を南なる堺宿院の飯匙池に納め、陰たる満珠を此の地に納め給へり。故に神興は六月三十日には飯匙池に移り、九月三十日には此の玉出島に移るを恒例とし、之を除陽の御祓といふと。即ち荒和の御禊のありし所にして、八十島祭を行はせられたるも亦當所なりとなん。而して其の大海神社の所に亘れるの邊は、後に記せる如く住吉岸又は濱松岸等の勝區にして、現存せる萩花白藤は昔日の遺物ならん。傳へいふ、大海社頭は神功皇后の三韓より凱旋し給ひし時、數多の珍器寶物を陳列して庶民に縦覽せしめ給ひし舊地にして、後世九月十三日骨董商の來りて店を開くは之に因めりと。

玉出島

新拾遺

君のため玉出の岸に和らくるひかりのすまは千世もくもらし

津守國平

住吉公園

住吉神社の西の鳥居を出で、紀州街道を横ぎり、墨江村大字長峽を横斷して進めば住吉公園なり。

公園は本地の飛地にして、古の馬場の松原なり。廣表參萬六千六百四拾餘坪を有して一區畫を爲し、もと住吉神社の社域たりしも、明治後上地せられ、同六年一月十五日太政官第十六號達に依り、同七月十四日公園の設置を時の大藏省事務總裁參議大隈重信に稟議し、同八月二日允許を得て大阪府の公園となれり。傳へいふ、崇神天皇の御宇三柱の大神高天原より天降り給ひて、住吉浦に影向の砌、三本の松忽然として一夜に生ず、是れ大神影向の瑞木にして、永く住吉に鎮座し給ふ先表なりと。園内は老松稚松相交はり、今に其の幾百本なるを知らず。敬てるあり、伏せるあり、舞へるあり、蟠れるあり、鬱葱として琴音を奏し、池には蓮花の夏の曙を破るあり、其の畔には萩の秋色を告ぐるあり、花壇には百花の繚亂たるあり、樹下池塘至る所に各種の遊技場あり、茶店は設けられ、旗亭は置かれて休憩に資せり。大阪の市街を距ること最も近く、且閑雅の境なるを以て、士女の社に賽して此の園に遊ぶ者、絡繹として四時絶ゆることなし。

日本書記

齊明天皇元年夏五月庚午朔、空中有乘龍者、須臾唐人、着青油笠而、自葛城嶺馳騰駒山、及至午時從於住吉松之上西向馳去、

高野參詣日記(三卷)

住吉の社に詣て、(大正三年四月廿九日)御神樂まゐらす、十首の歌奉納せしめ、所々ふし拜みて神宮寺に詣て、更に御前の橋より松原に出て、濱のわたり遺通して、

このまゝに住吉といひて故郷は忘貝をいさやひろはん

- | | | | |
|---|-------|----------------------------|--------|
| 古 | 今 | すみの江の松を秋風吹くからに聲うち添ふる沖つしらなみ | 凡河内躬恒 |
| 續 | 古今 | 住吉の濱松か枝の絶間よりほのかに見ゆる花のゆふして | 後徳大寺實定 |
| 後 | 撰 | 白波のよるく岸に立ち寄りてれも見しものを住よしの松 | 讀人しらす |
| 續 | 後撰 | すみ吉の松のしつ枝は神さひて木綿して掛くる沖つ白波 | 藤原光頼 |
| 後 | 拾遺 | 沖つ風吹きにけらしなすみよしの枝のしつ枝を洗ふしら波 | 源 經 信 |
| 同 | | 松みれば立ち憂きものを住の江のいかなる波かしつ心なき | 藤原爲長 |
| 新 | 拾遺 | 春くれば岸うつ波ものとかにて霞かゝれるすみよしの松 | 嘉陽門院越前 |
| 家 | 集 | 住の江の年ふる松のよほひをほかへすくも波やかそふる | 大中臣能宣 |
| 家 | 集 | 住よしの松のひまよりなむれば月おちかゝる淡路島山 | 源 頼 政 |
| 家 | 集 | 住の江の汀に松のなかりせば二木に藤をかけて見ましや | 同 |
| 家 | 集 | すみよしば菊の花咲く秋の濱まつの色そふ春のやまかせ | 三條西實隆 |
| 山 | 家 | 數かくる波にしつ枝の色そめて神さひわたる住よしの松 | 西 行 |
| 拾 | 玉 | すみよしの松に霞のいろ曇めて春のみなとに春風そ吹く | 慈 鎮 |
| 同 | | すみの江に松の秋風吹きこめて終には氷る嵐とそなる | 同 |
| 風 | 雅 | ききて、むこの浦より見渡せば波間に浮ふ住吉の松 | 從三位行尹 |
| 合 | 建保五年歌 | 住の江の浪にうつろふ松の雪ふらすは何を花とかもみん | 藤原定家 |
| 夫 | 木 | すみよしの松ふく風にむかふらし花の波そふ淡路島山 | 藤原雅世 |

千首 住の江の松の木の間をわたるなり淡路の島にかよふ舟人 師兼
 同 すみの江やわか見し春はむかしにて心にかゝる松の藤浪 耕雲
 同 梢まで波こそかゝれ住よしの松の細江の五月雨の頃 同
 同 こと浦に心は寄せすすみよしの松に願を掛くるしらなみ 同
 信太社 住よしの松のひまにも白雪のつもと見ゆる淡路島山 宋雅
 新續古今 これも又神、植ふけん住よしの松にかゝれる岸の藤なみ 大僧正禪守

沙掛大道

高燈籠

社頭より起り來れる一線の坦道は、公園の中央を西に貫きて、沙掛大道の名あり。道の終る所は松林も亦盡き、其れより墨江村大字濱口の地域となれり。内に孕める本地の飛地たる字神前崎に墨塗の燈籠あり、是れなん有名なる住吉の高燈籠にして、反橋と共に住吉の繪畫に物せられ、殆ど住吉の代表的となるものなり。然れども其の創設の年代は詳ならず。思ふに社は船舶の守護神なるを以て、其の標的の爲めに之を設けて、航海者の目標に資せしものならん。航走の船闇夜方角を失へる時、住吉大神を祈れば此の燈籠の光、特に煌々として鮮なりといふ。燈籠の上に登れば、天空海濶にして金剛・葛城・飯盛の連山を背にし、六甲・摩耶の翠黛を右にし、紀・阿の淡瀾を左にし、前面は茅海にして淡路の島影横はり、澗水一碧瑠璃の如く、奇帆仄帆宛然圖せるが如し。

墨江

柴秋村

高臺樓下宿雲緘 習々涼風鶴葛珍 日出未曙松葉露 已分新翠興行帆

住吉路上

僧觀水

燈臺百尺聳春天 萬里奔潮判眼前 鷗外風收斜照靜 亂橋抽出碧松嶺

生根神社

生根神社は大海社の北なる字奥天神にあり、延喜式内の神社にして少彦名命を祀れり。文明十四年十二月二十四日天満宮を社地に祀り、紅梅殿と稱せしより奥の天神の名あり。奥の文字を冠するは、大海社の奥にあるより起りし稱ならん。もと住吉神社の攝社となり、神宮寺の僧奉仕し來りしが、明治五年十月離れて獨立し、同年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月六日西成郡粉濱村(元々)字の無格社塞神社(八衢彦神)・同郡同村(元中)同字の同塞神社(八衢彦神)、同四十年一月十四日本地字龍王の同龍王神社(彦龍神)、同四十四年十月十八日敷津村大字村上字利降の村社種貸神社(保食)を移して境内末社とせり。境内は壹千五拾參坪を有し、本殿は切妻千鳥破風造檜皮葺にして、建築の年代は詳ならず、將軍徳川綱吉住吉神社の修繕と共に、寶永五年五月十五日修覆に着手、同六年正月十日薨去に就き中止、將軍家宣は同六年繼で工事を進め、同年五月成就、八月十五日戌の刻遷宮式を擧げられ、御供料は鳥目壹貫參百文なりしといふ。透塀を繞らし、外に拜殿・繪馬所・祭器庫・神庫・社務所等相並び、攝社に菅原神社(即ち紅梅殿)あり。もと觀音堂ありて、奥の觀音又は中の觀音ともいひ、古老の傳ふる所に依れば、神功皇后三韓征伐の時の御乗船の帆檣を以て刻みし尊像な

るを以て、帆檣の観音とも稱せしと、明治維新後の神佛分離に依りて今はなし。氏地は本村及び墨江村大字上住吉・同長峽、敷津村大字村上、西成郡粉濱村の一圃にして、例祭は十月九日・夏祭は七月九日に行はる。

住吉神社より大海神社及び生根神社の附近は住吉岸なり、一に濱松岸とも呼び、其の東北より阿部野神社に至るの邊は、復た住吉岸野・岸の松原にして、其の低地に臨める高地の岸頭に茂れるは、謂ゆる岸の姫松なり。古來の勝區にして古詠少からず。

住吉岸
濱松岸
住吉岸野
岸の松原
岸の姫松

住吉岸

萬葉 すみの江の岸の松原とほつかみ我がおほきみの御幸しところ
 同 すみの江の岸の松かれうらさらし寄りくる波の音し清しも
 同 くやしきも満ちぬる沙か住の江の岸の浦わに行かましものを
 同 馬なめて今日わか見つる住の江の岸のはにふを萬代に見ん
 同 住の江の岸に家もか沖にへに寄する白波みつゝおとほん
 同 暇あらはひろびに行かん住の江の岸によるてふ戀わすれ貝
 同 住の江の岸にむかへる淡路島あはれと君をいはぬ日はなし
 同 白波の千重にきよする住吉の岸のはにふにほひてゆかな
 同 馬のあゆみおしてとよめ住吉の岸のはにふにほひてゆかん

平兼盛
讀人しらす
讀人しらす
兼經
讀人しらす
顯仲
隆祐
西行
慈鎮
藤原為經
藤原俊成
師兼
宋雅
讀人しらす

車持朝臣
豐繼

拾遺 すみよしの岸の藤なみ吾か宿の松のこすゑに色はまさらし
 同 住吉のきしもせさらん物ゆへにれたくや人にまつといはれん
 後拾遺 すみの江の松の縁もむらさきの色にてかくる岸のふちなみ
 同 すみよしの浦風いたく吹きぬらし岸うつ波の聲しきるなり
 同 わか行きて花見るばかり住よしの岸の藤波をりな盡くしそ
 同 すみよしの岸の小萩に打てへて波の花さへ見つる今日かな
 同 住吉の岸による波よるくは鳴くや千鳥の人目よくらん
 同 波に宿る月をみきはにゆり寄せて鏡にかくる住吉の岸
 山家 住吉のきしかた戀ふる蘆の葉は枯れて色ある心地こそすれ
 拾遺 住吉のきしかた戀ふる蘆の葉は枯れて色ある心地こそすれ
 續千載 すみよしの岸のいは根にむす昔の縁に松の色や添ふらん
 同 おもひ出よ神代のみきや天の原そらもひとつの住の江の岸
 千首 霞む日はことも見えす住よしの岸のむかひや淡路島山
 同 すみよしの松にかばらす相生の岸の藤波いく世かけらん
 後撰 すみよしの岸の白波よるくはあまのよそめにみるそ悲しき

住吉岸野

夫木 夕されば錦と見ゆる住吉のきし野の萩をあらふ白浪 右大臣

家集 住吉のこの常夏てれなから岸の、草の花も忘れず
 藤原定家

岸の松原
 角麻呂

夫木 住吉の岸の松原そのかみにわか大君のみゆきしところ
 角麻呂

岸の姫松
 讀人しらす

古今 我見ても久しくなりぬ住吉のきしの姫松いくよへぬらん
 讀人しらす

狂歌 住吉の新田ふえてとしくにあとすさりする岸の姫松
 蜀山人

同 我見ても久しくなりぬ住吉のあとすさりする岸の姫松
 鯛屋貞柳

濱松岸
 鯛屋貞柳

大名寄 けふことにく年波を過ぬらん津守の浦の濱松の岸
 藤原俊成

阿部野神社

阿部野神社は西北字岸野にあり、贈従一位右大臣北畠顯家及び其の父親房を合祀せり。地は天王寺村大字阿部野に接して、建武三年三月顯家の奥羽の兵を率ゐて來り、足利氏の兵と戦ひし古戰場にして、明治十五年一月十四日を以て創建し、社名を阿部野神社と號し、別格官幣社に列せられ、同二十一年三月三十日社殿の造營工事成れり。境内は貳千八百貳拾坪を有し、社殿壯麗にして誠忠無二の精靈は、此に祀られて永く天下の師表となれり。

淨土寺は字大領にあり、朝日山と號し、大和國生駒郡伏見村眞言宗西大寺の末なり。創建の年月は

淨土寺

詳ならず。弘法大師作の不動明王を本尊とす。天慶三年將門・純友征討の時には、此の尊像に祈りて逆臣誅に伏せりといふ。後白河院の應徳元年津守國基勅を奉じて再興せり。其時土中より三尺有餘の金札を掘出せしに、七寶莊嚴極樂淨土云々の銘ありしかば、境内を八町四方に擴め、都卒内院を表し勅願所となり、莊嚴淨土寺の號を賜へり、堀川院の永長元年三月延尉宮道式賢を勅使として、講師横川慶朝僧都・讀師西塔宗心阿闍梨等の開元供養あり。諸堂巍然として代々大伽藍の靈場となり、後村上天皇は先帝御追福の爲め當寺に行幸し給ひ、懷舊の御詠歌等は今も寶藏せらる。然るに星霜を経て漸次衰頽し、今は僅に昔の名残を留むるのみとなりて、六百六拾貳坪の境内に、本堂・庫裏・書院・表門・裏門を存す。外に三天堂・地藏堂あり。

神宮寺の址は淨土寺の西に接して玉出島との間にあり、寺は舊號を新羅寺と號し、藥師佛を本尊とし、天平二年孝謙天皇住吉大神の靈告に依りて建營し給ひし所なりと傳へ、住吉神社の祭祀に與り、元亨釋書に「承平七年十一月廿一日勅明達於住吉神宮寺伏純友將門之餘孽也云々」と見ゆれば、當時純友・將門征伏の祈を爲さしめ給ひしものにして、書中に見ゆる明達は住吉縣の人なりといふ。堂宇壯麗の巨刹にして、天台宗東叡山に屬し來りしが、明治維新の神佛分離に際して廢寺となれり。

東大寺は字大領にあり、大領山と號し、黄檗宗萬福寺末にして毘沙門天を本尊とす。寛政三年大和國の住人滄海尼靈夢を感得し、本尊並に東大寺の額を尋ね得て創立せしといふ。境内は八拾叁坪を有

神宮寺の址

東大寺

東福寺

東福寺は字氏神にあり、天王山と號し、眞言宗西大寺末にして毘沙門天を本尊とす。弘法大師の開創なりと傳へ、正徳二年俊昌の中興なり。境内は壹百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏を存す。

一運寺

一運寺は字道北にあり、金龍山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。聖徳太子の創立にして、傳教大師・慈覺大師・弘法大師等の各宗祖師は、住吉神社參籠の際に逗留し、其の後本宗の祖圓光大師も亦來住せしことありといふ。境内は壹百拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

松林寺

松林寺は字中辻にあり、自得山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和二年大坂備後町三丁目最勝寺四世道了本地に退隱しての創立なり。其後九世了圓堂宇を改造して寺名を公稱せり。境内は貳百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

眞願寺

眞願寺は字出口にあり、松月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。中興智道は本地の人なり、天和二年本願寺寂如法王の直弟となりて再建せり。境内は八拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷・藥醫門を存す。

寶泉寺

寶泉寺は同字にあり、萬年山西光院と號し、融通念佛宗大念佛寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。

帝塚山

天元五年惠心僧都の創立にして念唱坊と稱せしが、元龜二年寶泉上人入りて再建し、享保五年二月自仙上人堂宇を修繕して今の寺名に改む。境内は壹百拾坪を有し、本堂・庫裏・客殿を存す。外に地藏堂あり。

西北に亘れるの邊に帝塚山あり、塚は大小二個にして、南の大帝塚は廣袤參反四畝四歩を有し、明治三十一年十一月陸軍特別大演習に際し、先帝陛下御蹕馬あらせられ、一基の大演習紀念碑を建設せらる。北なる小帝塚は廣袤僅に四畝拾貳歩に充たざる小丘にして、同上大演習に際し、同天皇御登臨あらせ給へり。兩塚とも四望開豁にして眺望絶佳なり。兩塚の緣由に就ては、其の傳ふる所區々にして詳ならず。里老の傳ふる所に依れば、大帝塚は伴金村の墳にして、小帝塚は其の室の墳なりといひ、一説には大帝塚は金村の塚にして、小帝塚は鷲住王の塚とせり。又或はいふ、大帝塚はもと小帝塚にして、小帝塚はもと大帝塚なりしが、大帝塚は黄土にして諸種の作物に適せるを以て、里民其の土を運び去りしより漸次縮少して終に反對の狀を呈し、今の大帝塚は伴金村、小帝塚は其の子狭手彦の塚なるべし、名稱の起原は狭手彦を小手彦と稱し、土俗遂に彦の字を略し、剩へ訓を誤りて小手塚と轉じ、手塚となり、更に轉じて帝塚となり、塚の大小に依りて大帝塚・小帝塚と呼び做したるものなりと。更に一説あり、大帝塚は金村四世の孫大伴御行の塚にして、小なるは其の妻紀音那の塚なり、音那の貞節を稱して貞塚といひしを、中比訛りて手塚となり、遂に帝塚の稱をなすに至れりと。諸説紛々と

して其の何れの是なるを知らず。按ずるに金村は大伴談の子にして、仁賢・武烈・繼體・安閑・宣化・欽明の六朝に歴仕せし忠臣なり、仁賢天皇の崩せらるゝに及び、逆臣平群眞鳥を誅して、武烈天皇を位に即かしめ、同天皇の崩せられて皇嗣なかりしかば、繼體天皇を位に即かしめ奉り、欽明天皇の元年退きて住吉の宅に歸り、疾と稱して朝せざりしに、天皇は夫人勾子を遣はして慰問し、詔して優寵し給へり。其子狹手彦は宣化・欽明の朝に於て三韓平定の大功を建て、大伴小室は天平五年攝津公となり、大伴牛養は同十年攝津大夫となり、大伴の氏族は住吉・東成兩郡の間に多く住せしより見れば、此の兩塚の如きも大伴氏の墳たるには相違なからん。

日本書紀

欽明天皇元年九月乙亥朔己卯、幸難波祝津宮、大伴大連金村・許勢臣稻持・物部大連尾與等從焉。天皇問諸臣曰、幾許軍率伐得新羅、物部大連尾與等奏曰、少許軍率不可易征、曩者男大連天皇六年、百濟遣使表請任那上哆喇・哆喇・婆陀・牟婁四縣、大伴大連金村依奏請許賜所求、由是新羅怨讎積年、不可輕爾而伐、於是大伴金村居住吉宅稱疾不朝、天皇遣青海夫人勾子慰問懇勸、大連佈謝曰、臣所疾者非餘事也、今諸臣等謂臣誠任那、故恐怖不朝耳、乃以鞍馬贈使厚相資敬、青海夫人依實顯奏、詔曰、久竭忠誠莫恤衆口、遂不爲罪、優寵彌深、

續日本紀

元明天皇和銅五年九月己巳、詔曰、故左大臣正二位多治比真人鳴之妻家原音那、贈右大臣從二位大伴宿禰御行之妻紀朝臣音那、並以天存之日相勸爲國之道、大亡之後固守同墳之意、朕思彼貞節感歎之深、宜此二人各賜邑五十戶、其家原音那加賜連姓、

帝塚山の北天王寺村大字阿部野の境に接する附近に、播磨塚・小町塚・萱洲塚あり。萱洲塚は東攝

播磨塚

小町塚

陵墓圖説に、東西八間四分・南北七間五分・周圍參拾壹間と記せるも、今は縮少して小塚となる。萱洲は官女に通ずるを以て、官女の墳なるべしと名所圖會に記せり。播磨塚は約參拾坪許の封土にして小邱を爲し、一基の標柱其の上に建てり。昔は封境も廣かりしが、農氏の掠むる所となりて今の如くなりしと、傳へて播磨守たりし人の古墳なりといひ、一に播州赤松圓心の此地にて戦歿したる部下を埋めて追弔せし所なりともいふ。小町塚は播磨塚と並びてまた碑石あり、一に小野塚又は長塚の名あり、傳へて小野小町の老後に庵を結びて終焉せし所なりといふ。

江家次第

在五中將書和歌與二條后、大原也小鹽之山毛今日止已曾神代之事緒思出良目、人疑先是若有密事歟、或曰、在五中將爲嫁件后、出家相構、其後爲生髮到陸奥國、向八十島、求小野小町屍、夜宿伴島、終夜有聲曰、秋風之吹仁付天毛阿那目阿那目、後朝來之、觀濠日中有野殿、在五中將涕泣曰、小野止波不成薄生計里、即斂葬云々、

本地村高は壹千九百四石貳斗參升四合にして、内壹百七拾四石貳斗參升四合は住吉神社領たりしも、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。其の壹千七百參拾石は延寶四年より青山大膳亮幸秀の所領たりしが、同七年九鬼和泉守隆律の領地に轉じ、元祿十五年徳川氏代官の支配に歸し、文化十年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日更に兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の

管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區四番組・五番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區に改まりて番組に異動なし、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第十一分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	住吉村
舊石高	一、九〇〇・三三〇
明治九年改正 有租地反別	三三・六五三
明治九年一月 一日現在人口	一、四〇〇
町村制施行 當時の人口	三、五七〇
町制施行 當時の人口	一、七二八
大正元年五月 一日現在人口	三、八〇〇
大正九年七月一日 勢調りの人口	六、四七六

第二項 墨江村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、濱口村・南濱口村・遠里小野村・澤の口村・殿辻村・千体村・上住吉村・長峽町・島村の一ヶ町八ヶ村は、土壤相接して從來團結の習慣あり、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其地は古來墨江と唱へて著名なるに依り、其の稱を探りて墨江村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて住吉郡所屬たりしも、同二十九年四月一日東成郡に屬す。

大字濱口

本地は古來住吉村の屬邑なりしが、後獨立して濱口村と稱す。寶永元年大和川の轉鑿あるに際し、參町六反壹畝貳拾壹歩・村高拾六石八斗八升壹合は同川敷となる。字地に天保開といへるあり、一に濱口村新田ともいひ、天保年間の開發ならん。明治三十五年五月二十二日海面積立地拾貳町貳反壹畝拾八歩を編入して岩田と字せり。

細江川は東方長居村大字寺岡の大御池より發し來りて、北端なる大字上住吉の舊青蓮寺との境界を西に流れて安立町を過ぎ、再び本地に入りて十三間川に注げり。是れなん謂ゆる住吉細江にして、今の細江川といへるは住吉細江の略なり。古來の名所なれども、今は只汚水の緩流せるを見るのみ。已に記せしが如く同川流域中、其の住吉神社の西南邊に當れる所は墨江之津即ち住吉水門一名名吳門のありし所ならんも、星霜重なりて漸次淤塞し、船舶の出入なきに至りて入江の形を爲しければ、住の江・住吉細江又は名吳入江と呼ばれ、其の渡津は名吳濟にして、之に架せられたる橋には往合橋又は名吳繼橋の名ありしものならんか。

細江川
住吉水門
名吳門
住の江
住吉細江
名吳の入江
名吳の濟
往合橋
名吳の繼橋

住の江

續千載

思ひ出て、神代も見きや天の原空も一つにすみの江の月

藤原俊成

第三篇 國都市町村志

第一章 攝津國

第二節 東成郡 墨江村

六三

後撰 春ふかき色にもあるかな住の江の底も縁に見ゆる濱松
 讀人しらす
 續後撰 すみの江の浪のかよひ路たか爲に春は霞の人目よくらん
 藤原爲家
 續後拾 守るなる神につけても住の江の波には道を思ひやはせん
 國道
 御集 淡路島かよふ千鳥の聲たけぬ入る山の端もすみの江の月
 順徳院
 建曆九十三年 夜歌合 すみの江の波に秋風ふき寄せて玉ゆらなひく月の影かな
 俊成女
 信太社 すみの江や涙よる岸の秋風に聲うち添ふる松の下萩
 寶密法師
 新續古 あき風の松吹く音もうらさひて神も心やすみの江の月
 荷田春満
 春葉 うつすともえも及ばしな墨の江は松をくまにてすめる月影
 名吳入江(名吳)
 萬葉 淡かけ寒く明らし那へのに妻よひかはしたつ澤になく
 家持
 夫木 うら風にふけゆくまゝに寒からんなこの入江に千鳥つまよふ
 實清
 同 なの江に蘆の葉そよぐみなと風今宵も波に寒く吹らし
 基良
 同 徒に朽や果なんたつのなく名吳江の小菅むすほふれつゝ
 衣笠内大臣
 住吉細江
 詞花 住吉の細江にさせるみを盡し深さにまけぬ人はあらしな
 相模
 萬代 すみよしの岸の松風わたるなり細江のみきは氷しぬらん
 覺性
 千五百番 すみよしの細江のあしも霜かれてよそにもしるきみを盡し哉
 顯昭

千首 住吉の細江にき出るあま小船あしまあらそふ夜半の月かけ
 宗良親王
 漫吟 住吉の細江もあせて淺澤に深さくらふる根芹をそ摘む
 契沖
 吟後 墨の江や細江の波にかすむ夜ばあるかなきかに月そ宿れる
 村田春海
 住吉水門
 夫木 名残をば松にかけつゝ住吉の春のみなとにさける藤浪
 讀人しらす
 名吳門
 夫木 吹ばらふあらしの風に雲暗れてなこの門わたる有明の月
 藤原俊成
 往合橋
 明玉 晴るゝ夜はいかばかりか寒わたる霜と月との往合のぼし
 明教
 名吳繼橋
 夫木 杜若咲きてや花をへたつらんとたへかくるゝ名吳の繼はし
 顯朝

安立町大字安立の西なる飛地の南方大字島と、敷津村大字北島との界より來り、西邊を北に流れて敷津村大字村上と、西成郡粉濱村との界に入るは十三間川なり。同川に沿へるの邊にして、住吉神社の社頭より公園の中央を貫き來れる沙掛大道の盡くる所に、住吉の高燈籠あり。高燈籠は本地内に孕める住吉村の飛地にあるは、已に住吉村の條に記せしが如くにして、高燈籠より少しく南して十三間川に龜甲樋關あり、水は神前入海に注げり。高燈籠の下なる十三間川以西は、本地所屬の岩田新田。

新古今 住吉の濱の眞砂をふむ田鶴は久しき跡をとむるなりけり
 家集 今日そ見る春の海邊の名なりけり住吉の里すみよしの濱
 長秋詠藻 こゝろなき心もなほそつきはつる月さへすめる住吉の濱
 晚花 住吉の濱邊のみそ暮れ行けば松を秋風けふよりそ吹く
 集しつゆの歌 つゝみても歸るよしも住吉の江の濱邊に霞む松のむら立
 自撰歌 住よしと名に立つ春の海邊にも歸る雲井の雁はとまらず
 後餘家 住よしと思ひも知らず故さにかへるか雁の春の海邊を
 稲葉 松かけにさかり久しき色そへて菊の花さく住よしの濱
 長居 濱
 夫木 君か代はなかの濱のうら千鳥昔の跡にけふやあひみん
 同 同 君か代は長井の濱のさしれ石のいはれ山となりはつるまで
 同 同 君か代はなかの濱にいたつあまたの千世もあかすとありける
 名吳 濱
 高葉 住吉のなこの濱邊に馬たて、玉拾ひしくつれ忘れず
 歌枕 かつらきの嶺の霞を出る日になこの濱邊の水とくらし
 夫木 拾ふて玉ひかるなり住吉のなこの濱邊の秋の夜の月
 同 同 霞ふるなこの濱邊の眞砂地にいつれなもとの玉と拾はん
 伊勢 藤原定家 藤原俊成 下河邊長流 河津美樹 本居宜長 本居春庭 本居太平
 常盤井入道 藤原顯綱 讀人しらす 柿木人麿 後嵯峨天皇 藤原顯朝 源具氏

名越濱

夫木 ふれつけば梶ふりたて、いほりする名越の濱へ過かてぬかも、
 同 立かへり猶過かてにみつるかななこえの濱によする白濱
 住吉浦 爲家

土佐日記

又すみよしのわたりをこきゆく、ある人のよめる、

いま見てそ身をも知りぬる住の江の松よりさきに我は經にけり

こゝにむかしつ人(冠)の母、ひと日かたまも忘れればよめる、

住の江に舟さしよせて忘草しるしありやと摘みてそゆくへし

となんうつたへ、わすれなんとにばあらで、戀しきこゝろしほしやすめて、又もこふるちからにせんとなるへし、
 かくいひてなかつくるあひたに、ゆくりなく風吹て漕けともく、しりへにしそきにしそきて、ほとくしくうちほめつへ
 し、掛取のいほく、此の住吉の明神は例の神そかし、ほしきものそおほすらん、とほ今めくものかきて幣をたいまつり給へとい
 ふ、いふに隨ひて幣をたいまつる、かくだいまつれともほら風やまて、いやふきにいやたちに風波のあやふければ、掛取またいほ
 く、幣には御心のゆかれは御舟も行かぬなり、なほ思ひ給ふへき物たいまつり給へといふ、又いふに隨ひていかほせんとて、
 眼もこも二つあれ、たゝ一つある鏡をたいまつるとて、海にうちはめつれば、口をし、さればうちつけに海は鏡のことなりぬれ
 ば、ある人のよめる歌、

ちはやふる神の心を荒るもうみに鏡を入れてかつ見つるかな

いたく住の江の忘草、岸の姫松なといふ、神にはあらずかし、目もうつら／＼鏡に神の心をこそ見つれ、掛取の心は神の御心

なりけり、

更科日記 又の日山のはに日のかゝるほど、住吉の浦をすく、空もひとつにきりわたれる、松の梢も海のおもても、波のよせく
る渚のほとも、繪にかきてもおふふへきかたなうおもしろし、

いかにいひなにもたとへてかたらし秋の夕の住吉の浦
とみつゝ、細手ひき過くる程、かへり見のみせられてあかす見ゆ、

後拾遺

住よしの浦の玉藻を結びあけて渚の松のかけをこそみめ

元 輔

同

住吉の浦風いたく吹ぬらし岸うつ波の聲しきりなり

惠 慶

新後拾

朝夕に見ればこそあれすみよしの浦よりなちの淡路島山

津守國冬

新勅

すみよしの浦に吹上る白波そ馳みつ時の花々咲きける

一條右大臣恒

玉 吟

見渡せば夕日そかゝるすみよしのうらにむかへる淡路島山

藤原家隆

壬 二

君かため逢かしまも寄りぬへしいく薬とるすみよしの浦

同

家 集

住の江の浦わに立ちて月見れば難波の方にたつそ鳴くなる

加茂眞淵

琴 後

すみよしの浦の松かせ聲たえて霞にこもる沖つしらなみ

村田春海

同

住の江の浦わの波にまかふまで雪かすかなる淡路しま山

同

萬 葉

大船の津守のうらに告んとばまさしに知てわかふたりれし

大伴皇子

續古今

けさ見れば雪もつものり浦なれつ濱松か枝の波につくまで

慈 鎮

同

君か代は津守の浦に天降る神もみとせを待とこそきけ

俊惠法師

新續古今

月影の雪もつものり浦風に猶秋寒し住よしのま

左 大臣

千 載

神代より津守のうらに宮ゐして經ぬらん年の限りしらすも

前大納言隆季

新 勅

頼めつゝこぬ夜つものりうらみてまつより外の慰そなき

忠 度

長 居 浦

霜さえてさ夜も長かの浦寒み明やらすとや千鳥鳴らん

法師靜賢

千 載

沖つ浪たわわるとも音にきく長井の浦に船はとよめそ

崇 徳 院

新千載

君か代の千とせくらへをさせはつ長井の浦の松と鶴とに

慈 鎮

拾 五

とも綱をとかて幾日に成りぬらん長居の浦の五月雨の頃

平 兼 盛

夫 木

春くれば縁の空に鳴く田鶴の長井のうらに友さそふなり

後鳥羽院

同

吹き寄する潮風マゝし夏の日のなか居の浦の松の下風

藤原爲家

堀 後

秋の夜のなか井の浦によする波のかへるく、れためられける

兼 昌

千五百番

君か代を長井のうらにゐる田鶴も萬代までと聲きこゆなり

丹 後

堀川百首

あらし吹く伊駒の山の雪はれて長井の浦にすめる月かけ

源 國 信

同

君か代の長井の浦にむれぬつゝ共に千年を契る田鶴かな

肥 後

續詞花

君か代の長井の浦による貝は拾ふほとこそ久しかりけれ

兵 衛

同

君か代は長井の浦のさゝ石の岩根の山となりのほるまで

藤原頭綱

家 集 住吉の長居の浦もわすられて都へとのみ急かゝるかな
名 吳 浦 藤原定頼 七二

萬 葉 波たてはなこの浦まよるかひのまなき戀にそ年は經にける
家 持

夫 木 なこの浦に波たてに今朝はけしきにいかにも鳴門の沖さくらん
俊 頼

六 帳 きて見れて那古の浦まよる貝の拾ひもあへず人そ戀しき
讀人しらす

高 葉 住吉の敷津の浦のなりのりそのなほつけしてをあはぬもあやし
伊 勢

家 集 住よしのしきつの浦に旅れして松の葉風に日を覺しつる
俊 頼

五 吟 松風の敷津の浦にふる田鶴の千とせをゆつる聲かはすなり
家 隆

北院御室集 住吉にて月を見てよめる

夫 木 月のみそもりあかしつる藻鹽草しきつの浦の松の下伏
藤原實定

拾 玉 もし草敷津の浦に船とめてしはしはきかん磯の松風
慈 鎮

同 藻し草しきつの波み枕にて心ほそきは宮のしたふし
同

千五百番 夜半の月敷津の浦を見わたせば岸の松か枝ばらふ秋風
後鳥羽院

御 集 霜さゆる月を眺めてかか鑑しきつの浦にあまたゝひ腰ぬ
同

拾遺愚草 ひさかたの月の光をしるたへに敷津の浦の浪の秋風
藤原定家

千 載 藻鹽草敷津の浦の寢覺には時雨にのみや袖は濡れける
俊 惠

新古今 船ながら今宵ばかりに旅寝せん敷津の波に夢はさむとも
藤原實方

亞 槐 淡路島山の端ちかく月更けて敷津の浦に千鳥なくなり
藤原清輔

類 聚 稻むし敷津の浦の松風に洩りくる時そ時雨とも知る
藤原實定

新後撰 住吉の松のいは根を枕にしてしき津の浦の月を見るかな
藤原實定

長 居 湯

夫 木 住吉の岸もせしとや小夜千鳥長居の湯へうらつたひ行く
信 實

名 吳 海

萬 葉 名吳の海を今朝きくれば海中に鹿そなくなる哀れその水手
家 持

同 名この海の朝けの名残りけふもかも磯の浦に亂れてあらん
藤原實定

同 奈吳の海のおきつ白浪しくくにおもほへんかもたらわかれなほ
藤原實定

新古今 なこの海の霞のまよりなむれば入日を洗ふ沖つ白浪
宗尊親王

五 葉 なこの海に妻よひかはし鳴く田鶴の聲うらかなし小夜や更けぬる
後鳥羽院

御 製 那古の海の入日洗ふ浪の上に春の別れの色をそへつゝ
公 朝

夫 木 なこの海の鹽干の方は遠けれど目に近かりし淡路島山
源 經

同 星合の影をうつせば那古の海も天の川瀬の心地こそすれ
信

住吉沖

萬葉 住の江の沖つ白浪風吹けば来よする濱を見れば清しも
後撰 住よしの岸ともいばし沖の波なをうちかけようらはなくとも
元輔

津守沖

續千載 ばるく津守の沖をこき行は岸の松風とをかざるなり
同 年のみ思ひつもの沖の波かけても世をは恨みやばする
攝政前右大臣

忘貝

土佐日記 二月四日 此の泊の濱にはくくうるばしき貝石と多かり、かればた昔の人をのみ戀ひつ船なる人のよめる、

といへば、ある人堪へずして船の心やりによめる、
わすれ貝拾ひしもせし白玉をこふるをたにも形見と思はんと
となんいへりける、

萬葉 いとまあらは拾ひに行かん住吉の濱によるてふ戀忘貝
同 住の江に行くといふ道いきのふ見し戀忘貝ことにし有けり
家集 忘貝よせもやると住よしの岸うつ波をかそへつるかな
青葉 いさこゝに身の憂き事を忘貝のひては世に住の江の濱
桂一枝拾遺 暮れにけり月み吉の濱に出て、夏忘貝いさや拾はん

坂上耶女

讀人しらす

元真

荷田春滿

香川景樹

墨江舟遊

尾藤康

佳境擊舟蘆秋邊 岸頭移歩思飄然 樹深何識天非晚 潮去疑看海作田

帆隔茅葶春色浦 城臨浪速夕陽川 勝情好是酬平日 況有落花伴綺筵

退潮

後藤春草

三月三日淑光新 墨江祠下退潮辰 尻高而喙識何物 群々俯拾蛤蜊人

青柿の泥にしたる、沙干かな

芭蕉

上り帆の淡路はなれぬ沙干かな

去來

本地村高貳百參拾壹石五斗五升壹合參勺壹才の内、貳百貳拾九石七斗五升九合參勺壹才は古來住吉神社領なりしも、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、其の壹石七斗九升貳合(天保)は年紀不詳徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新一管治に歸し、同月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日復た大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區七番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日南濱口村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の

管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字南濱口

本地は古來住吉村の屬邑たりしが、後獨立して南濱口村と稱す。以前は南濱村と呼びしといふ。大圓寺は字玉水にあり、鏡親山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和五年三月松達社長譽壽岳の開創なり。境内は壹百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字濱口の天保開を除きたるものに同じ。

大字遠里小野

本地は古來住吉郡に屬し、榎津郷にして、遠里小野とらさとをのと稱せしと、中古「うりふの」と呼びて瓜生野と書せるもありしが、後「をりをの」といへり。字地に瓜野といへるあり、瓜生野の略ならん。攝津志には本地の舊名を難波來目大井戸と記せり、難波來目大井戸は、日本書紀清寧天皇二十三年八月の條に、河内三野縣主小根の伴大連に贈りしことの見ゆる難波來目邑大井戸にして、今に大井戸・東大井戸の字地を存するは其の遺稱ならんか。又往時榎津村のありし所にして、畑地の中に榎津といへる字地を存す。攝津名所圖會には「中古朴津村東に移りて今は名のみ残りて村民なし」と記し、古老の

口碑には、西北なる今の人家の部落をなせる字瓜野を其の移りし所なりといふ。兩者其の移りし方位を異にするも、榎津村のありしことは一致せり。其の榎津村は榎津郷の名を傳へしものなるべく、郷は古歌に朴津又は朴津海とも詠せらる。寶永元年大和川の開鑿に際し、拾五町七反五畝貳拾壹歩・村高貳百貳拾貳石四斗貳升壹合は同川敷地となると共に、兩斷せられて同川の南北に分かれ、村高壹千參百六拾壹石貳斗貳升五合の内、七百四拾壹石五斗八合九勺は河南となり、六百拾九石七斗壹升六合壹勺は河北となる。河北は即ち本地にして、河南は明治四年七月國界の改定に依りて和泉國大鳥郡所屬となる、今の向井町大字遠里小野はなれり。

萬 葉 墨江の朴津に立ちて見わたせば武庫の泊を出る船人 高市連黒人

夫 木 あし引の山の高根に登りてそ朴津の海はちかく見えける 能因法師

太平記 光嚴院禪定法皇行脚の御事

是より(補)高野山を御覽せんと思召て、住吉の遠里小野へ出てさせ給ひたれば、燒痕回縁春容早、松影穿紅日脚西なり、海天野景歩に隨ひて新なる風流に御足たゆむ共思召されず、昔は鎗金羅の山ならては、假にも踏せ給はさりし玉趾を、深泥濕土の踏に汚れさせ給ひ、御供の僧は仕へて懸し肘後の府に替れる一鉢を脇にかけ、今夜境浦までも歩ませ給へば、鹽の干潟にむれ立て玉藻を拾ひ、磯菜取る海人共の各つけの小櫛を差て、葦間に隠れ顯れたる様を御覽せらるゝにも、御貢備し民の營、是程に身を苦しめけるをしたらて、等閑にすさびけることよと、今更あさましく思召し知らせ給ふ、

夙に眞棧まはすを以て有名なる歌枕に入れる所にして、棧の實は油を絞りて住吉神社の燈料に供せしとい

ふ。字地に眞萩の稱を存せるは、是れと因あるものならん。實に本邦に於ける最初の製油地にして、其の起原は住吉神社の鎮座と同時代、若くは其の以前ならんとの説あり。製油は前記の如く住吉神社の燈明に供する爲め、榛實を以て製するに始まりしも、後には同社に納むると共に一般の需要に應じ、遂に製油の名所となりて歌にも詠せらるゝに至りしが、後若野某なる者葦藁子の實を以て製油することを發明せり。是れ本邦菜種子油製造の嚆矢にして、爾後製油業は益盛となり、租税を免せられて其の地は之を油田と稱し、各地の油業者は日々本地に集まり、時價を定め相場を立て、取引するの習慣も自然に具備し、其の狀恰も小市場の如く、遠里小野油田仲間と稱し、村内一定の場所に油茶屋と稱する小屋を設け、集合して取引を爲しければ、國家の利源に資し、民間に便益を與へしは、他の工業にして當時之に比肩するもの殆ど之れなかりしといふ。今の油茶屋といへる字地は、當時油茶屋のありし所なり。

- 萬葉 ナみの江の遠里小野の眞萩もてする衣のさかりすきゆく 柿木人麿
- 新勅撰 住よしの松の嵐も霞むなりとほ里小野の春のあけほの 覺延法師
- 續古今 來ぬ人を待たつものうら風に遠里小野に衣掃つなり 源具親
- 拾玉 住吉の遠里小野に來て見れば眞萩の枝に花咲にけり 慈鎮
- 拾遺愚草 旅衣ひもとく花のいろくも遠里小野のあたり朝霧 藤原定家

- 玉吟 月はなほ遠里小野にさきたちて行方したふ有明の空 藤原家隆
- 同 秋もなほ千年の友は下の日せし遠里小野の松虫のこゑ 同
- 新後撰 咲きにけり君の見るへき行末は遠里小野の秋萩の花 藤原俊成女
- 夫木 見れとあかね遠里小野の萩の花袖に移れる香さへなつかし 源顯輔
- 同 住よしのきしもせさらん人そうき遠里小野の萩の盛に 公朝
- 同 蕙咲く遠里小野の朝露にぬるとも摘まん旅の形見に 藤原俊成
- 同 尋れてや蕨折るらん住よしの遠里小野の春の里人 藤原爲家
- 同 すみ渡る遠里小野の時鳥まつきく聲も行ききて語らん 同
- 同 待よひは遠里小野の油うりつらきは今朝の皮さうの聲 讀人しらす
- 續古今 眞萩ちる遠里小野の秋風に花すり衣今や掃つらん 宗尊親王
- 續拾遺 歸るさは遠里小野の櫻狩花にや今宵やとを借らまし 藤原仲敏
- 新千載 鹿の音も遠里小野の萩の花袖に移してかへる雁かぬ 後伏見院
- 都芳三品 秋の色は遠里小野に霜かれて月そかたみの有明の空 藤原範宗
- 玄玉 なかめやる遠里小野はほのかにて霞に残る秋の風かな 左大將
- 百首 住吉の松の梢も霞むなり遠里小野はいつくなるらん 宗真親王
- 千首 住の江のえなつを渡る鹿の音や遠里小野の松の秋風 耕雲
- 漫吟 さ夜ふけて誰すみ吉のきしもせん遠里小野の松虫の聲 契冲

登善院法院了敬かもとより、若菜一籠いとをかしけなるを送りたる、こぼやことなき御わたりに堺なる或人の、昔より奉りなれたるを、此の春おなしかたにしつらひておこせたるとか、いつの頃より奉り始めし、そも今は知られずと聞きて、詠みて遣はしける、
 摘めし初なければ行末も遠里小野の若菜なるらん

堺の北にありて住吉に接し、北方天王寺に亘れる要衝に當れるを以て、古來幾多の戰場となりしなるべきも、其の最も有名なるは正平三年十一月二十六日の戦なり。同戦は楠正行の賊將山名時氏・細川顯氏等を一撃の下に破り、幾多の將卒を鏖にして、そらに尊氏の心膽を寒からしめし激戦なり。事は載せて太平記に詳なるを以て、左に之を掲記せん。

太平記 住吉合戦の事

去九月十七日に河内國藤井寺の合戦に、細川陸奥守顯氏無甲斐打負て引退し後、楠帶刀左衛門正行勢ひ機に乗て、邊境常に侵し奪はるといへ共、年内は寒氣甚くしく、兵皆指心墮し、手絶まる事有りぬへければ、暫しとて欄れけるか、そのみ延引せば敵に勢着ぬへしとて、十一月二十三日に軍評定有て、同二十五日山名伊豆守時氏・細川陸奥守顯氏を兩大將にて、六千餘騎を住吉・天王寺へ被差下、顯氏は去る九月の合戦に、楠帶刀左衛門正行に打負て、天下の人口に落ぬる事生涯の耻辱也と被思ければ、四國の兵共を召集めて、今度の合戦又先の如くして歸りなば、萬人の嘲弄たるへし、相構て面々身命を懸して、以前の耻を洗かるへしと、衆を勇め氣を勵されければ、坂東・坂西・藤・楠・伴の者共、五日騎、一揆を結んで、大旗小旗下流の旗三流立て、三手に分け一足も不引討死可しと神水を飲みて打立ける、事蹟實に思切たる體哉と、先涼しく見えたりける、大手の大

正平三年の古戦場

將山名伊豆守時氏、千餘騎にて住吉に陣をとれば、搦手の大將細川陸奥守顯氏八百餘騎にて天王寺に陣を取、楠帶刀正行是を聞て、敵に足をとめさせて住吉・天王寺兩所に城郭を被構なば、向神向佛挽弓放矢恐有ぬへし、不日に押寄て先住吉の敵を追拂只攻につめ立て急に追懸る程ならば、天王寺の敵は戦はて引退ぬと覺ゆるそとて、同二十六日の曉天に五百餘騎を率し、先住吉の敵を追出さんと、石津の在家に火を懸て、瓜生野の北より押寄たり、山名伊豆守是を見て、敵一方よりよも寄せし、手を分て相戦へとて、赤松筑前守範貞に攝津・播磨兩國の勢を差副て、八百餘騎濱の手を防んと住吉の浦の南に陣を取、土岐周濟房・明智兵庫助・佐々木四左衛門其勢三千餘騎にて、安部野の東西兩所に陣を張る、搦手の大將細川陸奥守は、手勢の外四國の兵五千餘騎を率して、態々木陣を不離、荒手に入替ん爲に天王寺に控へたり、大手の大將山名伊豆守・舍弟三河守・原四郎太郎・同四郎次郎・同四郎三郎は千餘騎にて、只今馬烟を擧て進みたる先寇の敵に懸合せんと瓜生野の東に懸出たり、楠帶刀は敵の馬煙を見て陣の在所四ヶ所に有と見てければ、多からぬ我勢を數多に分たは中々可惡て、本五手に分たりける二千餘騎の勢を只一手に集て、瓜生野へ打てかゝる、此陣東西南北野遠して疋馬蹄を勢せしかば、兩陣互に射手を進めて時の聲を一聲擧る程こそあれ、敵御方六千餘騎一度に颯と懸合て、思々に相戦ふ、半時計切合て互に勝時をあげ、四五町か程兩方へ引分れ、敵御方を見渡せば兩陣過半滅びて死人戰場に充滿たり、又大將山名伊豆守切疵射疵七所迄負はれたれば、兵前に古隠して疵をすひ血を拭ふ程少し猶ほしたる處へ、楠勢の中より年の程二十許なる若武者、和田新發意源秀と名乗て、洗皮の鎧に大太刀小太刀二振帶て六尺餘の長刀を小脇に挟み、閑々と馬を歩ませて小歌々て進みたり、其次に一人是も法師武者の長七尺餘もあらんと覺たるか、阿間了願と名乗て、唐綾威の鎧に小太刀帶て、柄の長一丈計に見へたる鎧を馬の平頸に引副て、少しも不疑懸出たり、其勢事から尋常の者には非すと見えながら、跡に續く勢無ければあれやと計云て、山名が大勢さしも驚かて懸たる中へ、只二騎つと懸へて前後左右を突て廻るに、小手の迦はつれねて・隨當ての餘り、手反ての直中、内甲一分もあきたる所をばつさす、矢庭に三十六騎突進して大將に

近付んと目を賦る、三河守を見、一騎合の勝負は叶はしと被思けん、以大勢是を取籠よと、百四五十騎にて横合に被懸たり、楠又是を見て和田討すな續けやとて、相懸に懸て責戦ふ、太刀の鏗音天に響き、汗馬の足音地を動かす、互に御方を耻しめて引な進めと云ふ聲に、退く兵無りけり、され共大將山名伊豆守已に疵を被り、又入替る御方の勢はなし、可叶共覺えさりければ、歩立なる兵共伊豆守の馬の口を引向て、後陣の御方と一所にならんと天王寺を差引退く、楠彌氣に乗て追懸々々責ける間、山名三河守・原四郎太郎・同四郎次郎兄弟二騎・犬飼六郎主従三騎返合せて討にけり、二陣に控る土岐周濟房・佐々木六郎左衛門三百餘騎にて、安部野の南に懸出て暫し支て戦けるか、目賀田・馬淵の者共三十八騎一所にて討にける間、此陣をも破て共に天王寺へと引しるる、
(以下大阪府東區第三區合の條に列せしるは以て略す)

安樂寺

安樂寺は字瓜野にあり光眞山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜二年十月珠盛上人の創立なり。境内は四百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に文珠堂・地藏堂あり。

西方寺

西方寺は同字にあり、從是山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿二年興譽是心の開創なり。境内は五百參拾六坪を有し、本堂の外に觀音堂あり。

安養寺

安養寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿四年彦秀の創立なり。境内は貳百四拾四坪を有し本堂・庫裏・長屋門を存す。

極樂寺

極樂寺は同字にあり、本山未定なり、毘沙門天を本尊とす。傳へいふ、本尊は和州志貴山の本尊と同

西林寺及び西行庵の址

本にしても榎津寺にありて、楠正成の崇信せしものに係り、石燈籠は其の寄附せし所なりしが、後同寺焼失せしを以て當寺に轉置し、同時に今の境内なる樟樹も移植し、石燈籠も移轉せりと。石燈籠には文字を刻すれども「建武三年三月楠正成建」の外は磨滅して讀みがたし。境内は壹百五拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。而して榎津寺の緣由は明ならざれども、其のありし所は當寺の東南方なる字朴津谷ならんといふ。

西林寺及び西行庵のありし所なれども、其の緣由は共に詳ならず。西行庵は西行法師の暫く居住せし舊蹟なりと傳へ、字地に西行畑といへる所あれば、其の址ならんか。又西林寺の址は、攝津志に遠里小野鹽殿町にあり、礎石僅に存すと記すれども、今は尋ぬるに由なし。

新葉

後醍醐天皇大納言典侍さまかへて後、住吉の西林寺と云ふ所にすみ侍りける時、彼寺の梅の花を召されけるを奉りければ、

わか頼む西の林の梅の花みのりの花のたかれとそ見る

後村上院御製

玉手箱

玉手箱と稱する字地あり、攝津名所圖會に玉手箱といへる塚ありと記せるは、此の地なるべし、今は畑地となりて、塚はなし。

攝津名所圖會 遠里小野村南三町許圃中に塚あり、土人これを玉手箱といふ、塚上に登る者忽染わりとて、按ずるに玉手鳥の譯ならんか、何れにも住吉末社の舊地と見えたり、後考あるべし、

本地村高六百拾九石七斗壹升六合壹勺の内、壹百五拾六石參斗八升壹合は元和元年より麾下今井左衛門の采地となり、其の四百六拾參石參斗參升五合壹勺は同年より徳川氏代官の支配となり、代官支配地の内四拾石參斗壹升四合は寶永二年住吉神社の社領となり、殘四百貳拾參石貳升壹合壹勺は文化十年大久保加賀守の領地となりしが、今井氏の采地は同氏世襲して同彦次郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依り、住吉神社領は同年同月十日の公布に依り、共に大阪府司農局の支配に移り、大久保氏の領地は同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄に換り、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區七番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第十三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字澤の口

本地は住吉村の屬邑たりしが、後獨立して澤の口村と稱す。

止々呂支比賣命神社

止々呂支比賣命神社は字垣添にあり、延喜式内の神社にして素盞雄尊・稻田姫命を合祀せり。創建の年代は詳ならず。里人は稱して若宮と呼び、攝津名所圖會には若松神社と記せり。後鳥羽天皇熊野行幸の御道筋に當りしを以て、同天皇の行宮に充てんが爲め、承久三年二月四日津守經國は當社の松林中に御所を造りて、同天皇の行宮に充てまらせしといふ。松葉大記に引用せる津守家譜に「津守經國承久三年二月四日造若松御所」と見ゆる若松御所は、此の行宮を指せるものにして、若松神社と呼べるは是れより起りし稱ならんか。明治五年村社に列し、同四十年一月神護幣帛料供進社に指定せられ、同四十年七月三十日大字遠里小野字西出口の無格社農神社(字賀御魂神社 埴山毘賣神社)・大字千体字馬場の同敷津神社(大國主命 事代主命)及び安立町大字安立五丁目字霞松原の同天水分豐浦命神社(天神)を合祀移轉せり。合祀社中に於ける天水分豐浦命神社は、延喜式内の舊社にして歩王と稱せしものなり。境内は壹千貳百貳拾八坪にして、本殿の外に拜殿・神樂所・社務所を存す。傍に轟池あり、一株の老松盤舞せり。氏は本地及び大字殿辻・同千体・同濱口・同遠里小野・同島・安立町大字安立にして、例祭は十月八日・夏祭は七月八日なり。

天水分豐浦命神社

寶樹寺

寶樹寺は字郷元にあり、清涼山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十四年五月檀家の協力を得て行達社運譽調益上人の開創せし所なり。境内は四百拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・藥醫門を存す。

願生寺

願生寺は同字にあり、彼國山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正元年五月檀家の協力を得て岩益上人の開創なり。境内は貳百拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・樂醫門を存す。教蓮寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶曆年中了乘なるもの、創立なり。境内は拾五坪にして、本堂・庫裏・樂醫門を存す。

教蓮寺

本地は古來住吉神社の社領にして、同社相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區八番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第十三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字殿辻

本地は住吉村の屬邑たりしが、後獨立して殿辻村と稱す。

松寶寺は字新宮にあり、妙長山と號し、日蓮宗誕生寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。

松寶寺

寛永二年日蓮上人の開創なり。境内は四百拾坪を有し、本堂・香堂・庫裏・書院・玄關・門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日千体村・二ヶ村聯合となりたるの外は、大字澤の口に同じ。

大字千体

本地は住吉村の屬邑たりしが、後獨立して單に千体村と稱す。

住吉行宮の址は、住吉神社々務津守氏の邸内なる正印殿是れなり。正平年中後村上天皇數年の間御駐輦あらせられし所にして、住吉御所と呼びしといふ。今舊史及び津守家の記録に依りて其の要を摘記せんに、正平六年足利義詮伴て降りしかば、天皇も亦陽に之を許し、翌七年二月二十六日吉野賀名生宮を出で、住吉に行幸、同二十八日津守國夏の邸内なる正印殿(住吉大神の正印を納むる所なるを以て此の名といふ)を行宮と定め給ひぬ。ついで同十四年十一月北軍の大兵將に天野の行宮を侵さんとするのよし聞えければ、同十二月觀心寺の行宮に移御し給ひしも、幾もなく京師に亂起りて北方衰へければ、同十五年九月再び此に御駐輦あらせられ、同十九年三月復た此に行幸あらせらる。其の行幸中には住吉神社の神館(殿)にも行在あらせられ、折にふれ京師を襲ひ給はんとの御はかりことを廻らし給ひ、曾て宸襟を安んじ給へる暇とてもあらざりしが、同廿三年三月十一日千秋の恨を吞みて、此に崩御あ

住吉行宮の
正印殿の
址

らせられ、観心寺の後山に葬らせらる。同正印殿は同天皇の行宮たりしのみならず、後醍醐天皇も屢行幸あらせ給ひし所にして、延元二年七月五日には御祈禱を賞して、神主に車輿(今の御所車と)の拜節を許させられ、爾來神主は社頭大祭の節には之に乗りて出仕せりと。明治元年四月二十日先帝陛下住吉行幸の時にも、亦此に入御あらせらる。且同殿は豊臣秀吉も文録年間住吉神社に参詣して入邸し、徳川家康も慶長十九年冬の役に入邸して滞留數日に及び、殊に邸内なる松榮亭は、家康の上洛して此に來りしとき、其の千歳を祝して名づけしものなりといふ。邸主津守氏は天津瓊々杵尊に出で、十七世の孫手搓足尼(てみづく)の時初めて津守の姓を賜ひ、姓氏錄攝津國神別に「津守宿禰、尾張同祖、火明命八世孫大御日足尼之後也」と見ゆるものは是れにして、住吉神社鎮祭の初めより社務稱して子孫連綿奉仕し、累世中には有名の人物出で、出雲大社の千家氏と共に本邦最古の系統を有せる名家にして、前宮司國美朝臣に至るまで七十五代を重ねたりしが、今は男爵を授かりて華族に列し、國榮氏他家より入り家を繼ぎて宮司たり。已記の如く、もと其の支族たる七家神主ありしも、退轉して今はなし。其の邸地は約壹萬坪に餘る丘狀を爲せる勝區にして、正印殿・松榮亭等も其の裡にありしか、明治後故ありて私人の有に移り、津守氏は別所に家を建て、住しければ、正印殿・松榮亭も其の形を失へり、惜むべし。かゝる中緒地の他郷の人の有に歸せるを惜み、邑の井原氏は自己の有に買収して保存せしが、舊蹟地保存の議あるに及び、大正五年二月十四日正印殿の址に當れる參拾坪を大阪府に寄附し、大阪府は之

に相當の設備を爲して、舊蹟表彰の計畫中なりといふ。

太平記

吉野殿與相公羽林御和睦事住吉松折事

(前文略)二月二十六日壬子(後行)巳に山中を御出有て、瑞輿を先東條へ被從、亂體の役人計表冠正しく被供奉、其外の月卿・雲客・衛府・諸司の尉 皆甲冑を帶して前騎後乘に相順ふ、東條に一夜御逗留有て、翌日頃て住吉に御幸なれば、和田・楠以下眞木野・三輪・湯淺入道・山本判官・熊野の八庄司・吉野十八郷の兵七千餘騎、路次を警固仕る、皇居に當社の神主津守國夏が宿所を俄に造替て、臨幸なし奉りけり、國夏上階して從三位に被成、先例未なき殿上の交り、時に取ての面目なり、住吉に臨幸成て三日に當りける日 社頭に一の不思議あり、勅使神馬を獻て奉幣を捧げたりける時、風も不吹に瑞籬の前なる大松一本中より折て、南に向て倒れにけり、勅使驚て子細を奏聞しければ、傳奏吉田中納言宗房卿妖に不勝徳と宣て、さまでも驚給はず、伊達三位有雅が武者所に在りけるか、此事を聞て穴淺猿や、此度の臨幸成らせ給はん事は難有し、其故 昔般帝大戊の時、世の傾んする兆を呈して、庭の桑穀の木一夜に生て二十餘丈に迸れり、帝大威懼て伊陟に問給ふ、伊陟曰く、臣聞く妖は不勝徳、君の政の調る事あるに依りて、天此兆を降す者也、君早く徳を修め給へと申ければ、帝則諫に順て正政撫民招賢退佞給しかば、此桑穀の木又一夜の中に枯て、霜露の如くに消失たりき、加様の聖徳を被行こそ妖をば除く事なるに、今の御政道に於て、其徳何事なれば妖不勝徳とは傳奏の被申らん、返々も難心得才學哉と眉を蹙て申ける、其夜何なる嗚呼の者かしたりけん、此松を押削て一首の古歌を謄案して書たりける、

君か代の短かるへきためしには兼てそ折れし住吉の松

と落書にしたりける、住吉に十八日御逗留有て、閏二月十五日天王寺へ行幸なる(後文)

新葉

正平十五年十月住吉社に行幸ありて、神主國量正下の四位に叙せられけるとき、

大字 上住吉

本地はもと住吉村の屬邑にして、大領村・新村・坂の井村・青蓮寺村・鳥居村の五ヶ村たりしが、其の區域狭少にして大領村は參町九反貳拾貳步・新村村は貳町七反壹畝參步・坂の井村は拾壹町八反八畝六步・青蓮寺村は拾七町壹反參畝拾參步・鳥居村は四反參畝五步の面積なるのみならず、土壤接續して自然一ヶ村の姿を爲しければ、各村分立の不利益なるを認め、明治十六年四月十四日合併して上住吉村と稱す。上住吉村と名づけしは、住吉村と區別せるなり。舊村名の起因は悉くは詳ならざれども、大領村は神主七家の一たる大領氏の住せしより其の名を爲し、青蓮寺村は舊青蓮寺の名に因み、鳥居村は住吉神社東鳥居のあるより其の稱起れりといふ。

淺澤沼は舊青蓮寺村の南方、住吉神社の東南貳町許の所にあり。里老の傳ふる所に依れば、沼はもと細江川の北岸に沿ひ、東方阿部野街道筋より西は假定縣道我孫子街道筋に至れるの間にありて、面積壹千五百坪許の大沼たりしといふ。然れども今其の大部分は田圃と化し、我孫子街道の東側に局在して、參百坪足らずの小池となり、四方に石壁を疊み、池中の小嶼に小祠辨財天を祀り、一小缸を架して之に通せしめ、池には數株の燕子花を植ゑらる。現況はかゝの如くなれども、古來燕子花の名所にして古詠少からず。

淺澤沼

千 載 五月雨に淺澤沼の花かつみかつ見らまゝに隠れ行かな 藤原顯仲

夫 木 かさつばた淺澤小野のぬき水に影をならへて咲き渡るめり 師 頼

新千載 みさひぬる淺澤沼のみくりなほ苦しき世に住まれやはする 讀人しらす

同 ナみよしの淺さは沼に影見れば空行く月も草かくれつゝ 津守國助

同 住吉の淺澤沼のかきつばたあかぬ色ゆる今日もとまりぬ 藤原師時

家 集 いかにして淺澤沼のかきつばた紫ぶかく匂ひそめけん 藤原定家

正 治 心さし淺澤沼のあやめ草いかにはれやのつまとなるへき 經 家

御 集 契さへあさ澤沼のかきつばた隔て出ぬる名こそつらけれ 後鳥羽院

千五百番 いかてなほしはしも人に住よしの淺澤水の末は絶々とも 源 雅 經

千 集 すみよしの淺澤沼のうもれ水月こそすまね草かくれつゝ 鈴 雲

桂園一枝 住の江の淺澤沼のあやめ草松とかはせる根さしなるらん 香川景樹

淺澤小野

忘 水

淺澤沼の邊りなる我孫子街道より西、長峽町に至るの間にして、細江川の北側は字を蘆原と呼び、直に住吉神社の境内南下に接し、もと沼田なりしといふ。是れなん謂ゆる淺澤小野の舊地にして、古來燕子花と忘水とを以て名ありし所なり。忘水は忘貝・忘草と共に住吉三忘の一にして、其の流れ絶えぐにて、人に知られぬ水なるを以て此の名ありしとなん。今は總て田圃となりて、何等の見るべきものなく、唯古歌に其の名を留めて、昔を偲ばしむるのみ。

淺澤小野

萬葉 住の江の淺澤小野の杜若きぬにすりつけ着ん日知らずも 讀人しらす
續千載 下もえや先いそくらん白雪の淺澤小野に若菜つむなり 爲家
風雅 いさや子らわかなつみてん根芹生る淺澤小野は里遠くとも 俊成
夫木 紫の色は深きをかきつはたあさ澤小野にいかてさくらん 同
同 風吹けば淺澤小野の花すゝきひとつにつゝく沖つしら濱 藤原爲家
同 住よしの淺澤水のたえくゝに岸のあら田は種まきにけり 同
同 あきさぬる淺澤小野の人はなれさひしく遠き水の上かな 藤原信實
同 住よしの淺澤小野の女郎花たれまつ風に露しほらん 寂念法師
千首 いつしかも君か爲とや住よしの淺澤小野に若菜つむらん 宗真親王
漫吟 名にしおほは、淺澤小野は深からしいさ杜若をりたちて見ん 契沖
新千載 憂き中は淺澤小野のかきつはた移らふ儘に隔て果てつゝ 藤原實遠
家集 もえ出る草の葉末にあらはれて淺澤小野に残る白雪 藤原定家
五吟 春の日の淺澤小野の薄氷たれふみ分けて根芹つむらん 藤原家隆
同 春はまたあさ澤小野に吹く風の草のはつかにかゝる白浪 同
藤原隆資集 小將伊成朝臣また都より
思ひ出つる心ぞ深き住よしを淺澤小野と誰れかいひけん

返し

隆資

忘水

思ひ出て、深き心もたのまれず淺澤小野に残る面かけ

詞花 住よしの淺澤小野の忘水たえくゝならて逢ふよしもかな 藤原範綱
風雅 人もみな結ふなれとも忘水我のみあかね心地こそすれ 源頼政
續千載 夏虫の影見て澤の忘水思ひ出て、も身はこかれつく 定顯
同 さらぬたに淺澤小野の忘水忘れ果て、もいくかへぬらん 津守經國
後撰 五月雨はあさ澤小野の名のみして深くなりゆく忘水かな 藤原隆房
夫木 春の色や淺さは小野の忘水たえくゝかすむ住吉の松 藤原雅經

住吉岸田
住吉御田

住吉岸田は一に岸上田又は岸荒田とも呼び、宇慮原の内に入り、淺澤小野の田地となりしをいへるならん。其の住吉神社の神供を作る所を住吉御田といひ、一に小田又は濱田ともいひ、俗には御田と呼べり。廣さ參反歩許の水田にして、住吉神社御田植神事の式には、田植女は紅染の浴衣に萌黄の生絹の千早に似たるを着し、赤き袴に花笠を被り、顔には覆面し、古代風俗の出立にて神前に連りて後、此の御田をめぐるは、今も尙昔の如し。又其の附近は墨江池の存したる所なるべきも、今其の址定かならず。

墨江池

住吉岸田

萬 葉 住よしの岸を田にはり蒔きし稻のしかもかるまでおはぬ君かも
 人 麻 呂
 風 雅 松かけの水をせき入れて住吉のきしの上田に早苗とるなり
 宗 長
 夫 木 住よしの岸田の春の花草にたなれの物は立もはなれす
 爲 家
 新後拾遺 松にのみ音は響きてすみよしの岸田のほなみ秋風て吹く
 藤原公勝
 住吉御田

夫 木 早苗とる御田のうゑ女もいろくの袖をつられていばふ今日かな
 藤原家隆

同 住吉の濱田の早苗おひぬとくけふ五月といそきとるなり
 藤原爲家

稲葉集 すみの江やうたふ植女の田歌も神の心をとる早苗かな
 木居太平

藤巻冊子 五月雨は降るとも行かな墨江のみと代小田の口苗とる見に
 上田秋成

墨江池

拾 五 五月雨のすみの江殿に日なふれば海より池に通ふ白浪
 慈鎮法師

夫 木 あつさをば松の嵐にをさめ置き秋そらかへる住の江の池
 同

同 くれの秋住の江との、池にきく波間の月に心澄ましつ
 同

慈恩寺の址は淺澤池の北方住吉神社の東南にあり、五百坪許の所にして今は民宅となる。寺は眞言宗にして聖徳太子作十一面觀世音を本尊とし、津守家世々の菩提所にして、庭中に車返櫻あり、櫻は

慈恩寺の址

後醍醐天皇の住吉神社に參拜あらせられしとき、車を返して再び花を賞し給ひしより其の名起れりといふ。四五尺許の山櫻にして、寺と共に有名なりしが、寺に先だちて枯れ、寺は後れて明治後に廢寺となれり。

西之坊

西之坊は舊青蓮寺村にあり、和光山法鎮院と號し、眞言宗御室派仁和寺末にして地藏菩薩を本尊とす。弘法大師の創立なりと傳へ、天正年中兵燹に罹りて燒亡し、元和三年法印長尊之を再建せり。境内は貳百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に聖天堂あり。

哀愍寺

哀愍寺は舊青蓮寺村にあり、覆護山冷法院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天元三年然蓮社靈譽玉念上人の創立なり。もと字辻子の百四十一番地にありしが、明治四十四年六月現在の所に移轉せり。境内は貳百貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

地藏寺

地藏寺は舊青蓮寺村にあり、杉野山と號し、近江國比叡山天台宗正覺院末にして地藏菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。承應三年權大僧都承圓の再興なり。もと殿辻村字松本にありしが、明治十八年七月二十二日當所に移轉せり。境内は貳百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・表門・裏門を存す。

淨光寺

淨光寺は舊大領村にあり、十輪山と號し、淨土宗極樂寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿元年二月爰譽上人の開創なり。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

床菜庵の址

床菜庵の址は舊坂の井村の西方耕地の中にあり、庵は一体禪師の假居せし所にして、堺の人尾和四

邸左衛門(後宗臨と號し、應仁の兵變後紫野大徳寺の伽藍及び眞珠庵を再興す)は、常に禪師を訪ひて法論せしといふ。五六十年前までは舊き一
小宇を存せしが、今は全く荒廢に歸し、竹藪中に朽敗せし舊門ありて其の名残を留むるも、殆ど世人
に忘れられんとせり。而して和尚の眞蹟はもと大領氏の所藏する所たりしが、今其の大部分は大字濱
口なる井原氏に轉藏せらる。中に同庵の法度を書せるものあり、禪師の眉目躍如せり。

床菜庵法度

- 一、年忌運動行等之事可勤之
 - 一、坊主之事爲衆中五ヶ年間權器用可任也
 - 一、多香軒封張竹木之事可守護者也
- 右條々若有違犯置爲衆評可追出者也

文明十一年八月廿四日

宗順花押

善宗寺

善宗寺は舊坂の井村にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基唯順は本願寺顯如法
主の直弟となり、天正四年大坂津村御堂前に於て一寺を創立し、元祿五年五月南久寶寺町一丁目に移
り、文久三年燒失せしを以て其の後再建し來りしが、大正三年一月七日當所に移轉せり。境内は貳百
坪を有し、本堂・向拜・庫裏・玄關を存す。

本地は往古より住吉神社領にして、村高參百五拾九石六斗壹升六合五勺(一領四拾石貳升參合・新町貳拾五石貳斗七合五勺・坂の井壹百拾六

石四斗八合・普蓮寺壹百七拾四石六斗參升壹合・鳥居參石七斗七合)は同社相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移
り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日に庫縣の管轄に轉
じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日
舊各村何れも獨立したるの外は、大字殿辻に同じ。

大字長峽

本地は住吉村住吉神社の境内地にして、社領社家と唱へ、或は松中町とも呼ばれ來りしも、明治四年
正月五日の公布に依りて有租地に組替へられ、安立町に接續するを以て同五年五月安立町新田と改稱
せられしが、同八年の地租改正に際し、一部は安立町・一部は安立町新田の名稱にて地券を下付せられ
し爲め、混雜して差支を生じ、村名變更の要を認め、長峽里の名に因みて同十五年五月六日更に長峽町
と改稱せらる。

本地は已に記するが如く、古來住吉神社の境内地たるを以て、住吉村と其の領主及び區畫の變遷を
同うし來りしも、明治十二年二月二十一日第十二分畫に入り、同十三年七月二日安立町と二ヶ村聯合
し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至
り。

大字島

本地は古來住吉郡に屬し、島村と稱す。寶永元年大和川の開鑿に依りて、參町參反四畝貳拾四歩・村高參拾四石六升九合八勺の地は同川敷となる。其の住吉郡所屬たりしことは舊史の一致せる所にして、特り攝陽群談に「一説東成郡に屬すと云へり」と記せるのみなりしが、明治元年大阪府北司農局は左記の公文を發して本地を東成郡より住吉郡に郡替せり、即ち同局にては本地を東成郡として取扱ひ居りしを知るべし。然れども其の東成郡として取扱居りしは、舊徳川時代及び其の以前よりの因襲に依りしものなるかは詳ならず、今は左に其の公文を掲記して、後の調査を俟つになん。

東成郡島村之儀、住吉郡村々に孕み居候得共、是迄東成郡にて事實不便利に付、郡替之願出候て願之通住吉郡に郡替の上、同郡中喜連村組合申付候間、其旨和心得郡中組合 可申達もの也

辰十二月二十二日(明治元年)

北司農局

本地は往時より住吉神社領にして、同社相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區八番組に屬し、同八年四月三十日第七大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第十二分區に入り、同十三年七月二日七道領と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	舊石高	明治九年改正 石租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 一日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
濱口	二二・五三三	四〇・〇〇七	四三	六二・〇七一	四三	七、〇〇一	九七五
南濱口	五〇・二二〇	五・四四五	一七五	五・六六七	一五五		
遠里小野	六九・七六一	四・九〇〇	一八	五・六三六	一、二九		
澤の口	三八・九七〇	四・七二三	三九	四・九七〇	六九		
殿辻	二二・九五五	二・六〇五	一八一	二七・〇〇四	二二		
千体	一三・五六〇	一七・八九〇	三三	二一・六二八	二九		
上住吉	三五・六六五	三・六八四	一、一五	三・七八三	一、三三		
長峽				二・八二七	四三		
島	一六・五〇〇	二・一〇〇	一五三	四・七三四	一九三		
計	二、二六八・五九三	二、三六四・四〇四	三、七六六	三、〇六六・九〇一	四、五三四	七、〇〇一	九七五

第三頂 安立町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、安立町・七道領の一町一村は地形上合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一町を設け、安立町の名を採りて安立町と名づけ、兩町村は其の大字となり、舊に依りて住吉郡所屬たりしが、同二十九年四月一日東成郡に屬す。

大字 安立

本地は住吉村の屬邑たりしが、後獨立して安立町と稱す。俗に西町の名あり、蓋し津守氏邸宅の西に當れるに因りて此の稱ありしならん。紀州街道に沿ひて、北より南に亘れる狹長の市街を爲し、一丁目より九丁目半に分かたる。往時は海濱に沿へる一帶の松原にして松籟颯爽、謂ゆる叢松原の勝區たりしが、後年紀不詳、安立といへる者之を開きて人家を營みしより、安立の稱起れりといふ。しかも松樹七ヶぞ存して、其の名殘て田のつゝありしかば、其の跡を字して現に七本松と呼べりとなん。桑滄の變に依り、今は商賈連檐利の巷に俗塵を漲らするも、中央五丁目役場の門側に石碑を建て、叢松原の文字を鐫して之を表し、見る者をして古を偲び其の俗腸を洗はしむ。

萬葉 あられふる叢松原住吉のおとい少女と見れとあらぬかも 長皇子

叢松原

夫	木	小夜ふけて叢松原住吉のうら吹く風に千鳥なくなり	藤原知家
同		うら風のおられ松原ふきまとひ玉よせかぬる住の江の波	定忠
同		冬もいさ日數つもの浦さえて雪にもならぬ叢松原	僧正行意
漫	吟	住吉の叢松原わたつみのわか玉にとや散るを待つらん	契冲

高野參詣日記三卷西 和泉の堺にまかりこゆとて(住吉と)、是れは道すからの名ある所ともいひ盡すへくもあらぬ見ものあり、叢松原といふ處を過くとて見れば、世の常の松の葉にも似ず、吹かしたる襟に見え侍れば、

木枯の吹しをる色と見るばかり名にあらはる、叢松原

笠松

笠松は一丁目難波屋の庭内にあり、大小二株の老松翠蓋の形を爲せり、是れ此の名ある所以なり。大なるものは周圍六拾間・小なるものは同參拾間に垂んとし、其の根際より大幹數本に分岐し、各幹は更に枝極を生じ、地を距る四五寸、針葉四方に瀟灑して偉觀を呈せり。故に其の名は遠近に高く、人の其の門を過ぐるもの入りて觀ざるはなく、觀て賞せざるものなし。

小町茶屋は町の北端にあり、今は茶店ならざれども、昔は長柄の杓に茶碗を載せて、店に憩ひし人に茶を勧めしを以て名ありし所なり。傳へいふ、もと住吉の松林にありて、上堤茶屋と呼びしが、後今の地に移れり。店に少女あり、其の名を「かな」といひ、芳紀十八顔色頗る艶なり、路人目を注ぎ、小町を以て之を呼びしかば、終に小町茶屋の名をなしけるに、少女の茶を勸むるに當り、醉客動もすれ

小町茶屋

ば輒ち其の織手を握て之に戯むる者あり、少女大に之を厭ひ、長柄の杓を用ひて茶を勧め、其の長柄の杓を用ふるを、復た風流なりと人に嘲されて、店はますます繁昌せり。少女は幸なく早世せしも、其の遺風を永く存せしものなりと。然れども或はいふ、昔小野小町住吉の松原に土屋を設け、長柄の傘を張りて其の下に茶店を出し、長柄の杓に茶碗を載せて、往來の人に茶を勧め、傍ら歌道を練磨し、此の地を去るに臨みて其の傘と杓とを此の家の祖先に與へしかば、其の稱と遺風との残れるものにて、傘と杓とは傳へて今に存せりと。復た或はいふ、此の茶店の主婦故ありて夫を迎へざりしが爲め、小町茶屋の名あるなりと。思ふに前説其の眞に近からんか。

龜林寺の址

龜林寺の址は七丁目にあり、寺は一に築島寺とも呼び、禪宗曹洞宗に屬して、法王山と號し、延寶五年心越和尚の建立に係り、本尊毘沙門天は分身して七道濱より七度七ヶ所より上りしを、繼ぎ合せて全體と爲せしものなりと傳へ、關帝堂に安置せし關羽の像は、心越和尚の明國より將來し、水戸の祇園寺にありて水戸黃門の尊信せしものなるを、印純の此に遷せしものなりといふ。衰微して無住無檀となり、明治七年四月二十日廢寺となりて、獨り關帝堂のみを存し來りしも、同十八年の洪水に流失して今はなし。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は字車道にあり、正音山來迎院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永十五年十一月旭蓮社幡譽上人の中興なり。境内は貳百貳拾九坪を有し、本堂

兼庫裏を存す。

寶林寺

寶林寺は字北井にあり、威徳山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正年中近江國名賀の、宗覺といへるもの、檀徒の協力に依りて創立せり。境内は貳百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門・長屋門を存す。

長法寺

長法寺は字三つ原にあり、寶教山と號し、日蓮宗久遠寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。正保二年二月檀徒の協力を以て日能上人の開創なり。境内は四百拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。外に妙見堂あり。

本地は往時より住吉神社領にして、同社相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同年九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區八番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同二月二十一日第十二分區に屬し、同十三年七月二日安立町新田と二ヶ村連合し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字七道領

本地は住吉村の屬邑たりしが、後獨立して七道又は七道領と呼びしも、今は七道領に一定す。道は一に堂に作り、攝陽群談には七道濱町村と記せり。住吉松葉大記にいふ、安立町の南より堺の町に至るまでの浦田を七堂の濱と傳へ、七堂伽藍ありしと、蓋し村名の基因ならん。寶永元年大和川の開鑿に依りて、七町四反貳畝貳拾七步・村高六拾參石四斗貳升八合の地は同川敷となれりと共に、兩斷せられて同川の南北に分れ、村高壹百參拾壹石八斗八升參合の内、五拾五石七斗八升五合壹勺は河南・七拾六石九升七合九勺は河北となる。河北は即ち本地にして、河南の地は明治四年七月國界の改定に依りて和泉國大鳥郡に屬す、今の堺市の七道是れなり。

本地村高七拾六石九升七合九勺の内、貳拾石貳升九勺は往時より住吉神社領にして、同社相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同年九月十九日大阪府の管轄となる。其の五拾六石七升七合は年次不詳(慶安二年の頃ならん)永井日向守の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配となり、同四年七月十四日高槻縣の管轄となり、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及

び、同五年五月住吉郡第七區七番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日島村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治九年改正 有明地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
安立		七・六〇八	一三・七三三	二、三六	一五・七三六	二、三九		
七道領		七・〇九七	二・五〇八	九・六四三				
計		一四・七〇五	一六・二四一	一二・〇〇	二、三五	三、〇三		四、四〇

第四項 敷津村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、北島新田・南加賀屋新田・村上新田・北加賀屋新田・櫻井新田・庄左衛門新田・嬰木新田・柴谷新田の八新田は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は出見濱元なる住吉浦の寄洲にして、敷津浦の名ありしに依り、其の名を採りて敷津村と名づけ、各新田は其の大字となり、舊に依りて住吉郡所屬たりしが、同二十九年四月一日東成郡に屬し、同三十九年五月九日本津

川口の埋立地貳拾六町九反九畝拾六歩を本村區域に編入して、同月二十一日大字柴谷所屬とし、大正元年十月十日大字南加賀屋地先の埋立地四拾町九反八畝拾貳歩を本村區域に編入して、同二年一月十八日大字釜口を設置せらる。

大字北島

本地は大和川の北に位し、十三間川の西にあり、もと住吉浦の寄洲たりしが、享保八年大坂の人多田屋徳兵衛は、油屋角兵衛と共に幕府の許可を得て開墾に着手したるも、資力乏きを以て河内國丹北郡川邊村の惣左衛門外三名に譲り、惣左衛門等はまた享保十三年四月大坂淡路町二丁目の人加賀屋兵衛・河内國丹北郡油上村の人彌五郎の兩人に譲渡し、兩人は夙夜其の心力を盡して開墾に従事し、過半成功せし際、偶大和川の洪水に遇ひ、堤防を破壊せられてもとの海面となれり。然るに同十五年に至り、兩人は素志を振作して堤防を再築し、土砂を運布して再墾し、元文二年甫めて功を竣へ、北島新田と名づけ、寶曆元年十一月に成りし大和川の南なる南島新田を彌五郎の有と爲し、同川の北なる北島新田を加賀屋甚兵衛の所有と爲し、共に住吉郡に屬せり。南島新田は今の泉北郡三寶村大字南島にして、北島新田は本地の一部是れなり。而して北島新田は其の貳町五反七畝六歩は享保十五年・同壹町壹反八畝貳拾壹歩は同十九年共に代官久下藤十郎、同四町九畝九歩は元文二年代官疋田庄九郎

の檢地を経て、高參拾五石壹升四合と定まり、同四町六反貳畝參歩は延享三年代官奥谷半四郎の檢地にて高拾九石五斗八合と定まり、計五拾四石五斗貳升貳合の地なりしが、後同新田の開発に繼ぎ、堺甲斐町小山屋久兵衛及び同人母ひさは其の西邊の地を開拓して、天保二年九月幕府の檢地を終へ、其の後兩三回に亘りて増墾し、六拾七石九升八合の地を得て北島新田に所屬し、其の地は北島新田中の西部なるが故に西北島新田と唱へしかば、東部なる舊新田を東北島新田と呼びて區別せられしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字北島と稱す。

十三間川は東南方大和川堤字三關の水門より同川の水を受けて、安立町大字七道領との境界を爲し、住吉高燈籠の西側を更に北流して、大阪市南區木津川町二丁目・三丁目の間を過ぎて木津川に入れり。同川は元祿十一年畿内治河の擧あるに際し、河村瑞軒の開墾にして、延長四拾町・幅拾參間なり、故に十三間川の名あり。以前は此の川に大坂より樓船を浮べて、三月三日住吉濱の沙干狩に來りしは、黒江村大字濱口の條に記せしが如し。

高砂神社は南方字高砂にあり、天水分神を祀れり。天文二年開發者加賀屋甚兵衛の産土神たる水分神を、河内國石川郡喜志村より勸請し來りしもの、當社の起原にして、以後數次に社頭の修築を行ひて今に至る。明治五年村社に列せらる。境内は參百八拾坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に保食神社・金山彦神社あり。氏地は本地の内なる舊東北島にして、秋祭は九月二十六日・夏祭は七

高砂神社

月十七日なり。

祐貞寺は字野中にあり、龍谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。當新田中の西北島新田開發者小山久兵衛之を建立し、本山に請ひて其の學頭僧撲をして兼住たらしめ、後僧侶修學の爲め本山學頭の交代兼住する所となる、故に同僧撲を以て開基とす。境内は八百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・經藏・修學所・土藏・門を存す。

本地は開拓の初めより徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區九番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第十四分區に屬し、同十三年七月二日加賀屋新田・駒井新田・川上新田・村上新田・櫻井新田・庄左衛門新田・栗木新田・柴谷新田との九ヶ新田聯合となり、同十七年七月一日第二十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字南加賀屋

本地は明治十五年七月十五日加賀屋新田の南部と駒井新田とを合併して一と爲し、北加賀屋新田に對して南加賀屋新田と改稱せられし所にして、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字南加賀屋と稱す。加賀屋新田はもと住吉浦の寄洲たりしが、享保十五年加賀屋甚兵衛幕府の許可を得て、延享二年より南部と北郡との二區畫の地を開拓して住吉郡に屬し、開發者の屋號を採りて加賀屋新田と名づけ、其の子孫復た相繼ぎて累次開發し、以て廣大なる區域を爲せり、其の開發年次等は左に表記する所の如し。また駒井新田は住吉神社の前なる入江に沿ひ、加賀屋新田の北隅に僻在せる空地たりしが、文化十四年西成郡中在家村の人駒井丹次郎幕府の許可を得て、其の壹町貳畝貳拾四歩を開拓し、代官辻甚太郎の檢地を受けて、高貳石四斗貳升五合と定まり、其の姓に因みて駒井新田と名づけ、住吉郡に屬し、天保三年加賀屋甚兵衛更に其の貳反貳畝七歩を増墾し、代官矢島藤藏の檢地ありしが、石高は四斗九升九合なり。

高	入	年	地種	反	別	石	高	檢地	代官	開拓者
寶曆五年	田畑				六七〇三		二・二七	角倉	典一	初代 甚兵衛
同十三年	畑				一五〇四		二・九七	小堀	數馬	二代 利兵衛

明和五年	畑	七五〇元	一六・七七七	稻垣藤左衛門	同	一一一
安永七年	畑	〇・三二九	〇・五七三	石原清左衛門	同	
寛政十年	畑	五・〇五六	二・九九七	小堀縫殿	三代甚兵衛	
享和二年	畑	三・〇八二	七・三三三	同		
文化十四年	畑	五・三二四	二・六四三	辻甚太郎	同	
文政十一年	畑	四・三〇九	一・五一一	岸本武太夫	同	
同十二年	畑	一・三二五	五・二〇〇	辻富次郎	同	
天保二年	畑	六・九二五	一五・五六〇	同	同	
同	畑	一〇・二〇二	六・〇〇三	岸本武太夫	同	
同三年	畑	八・五七五	二・三三五	辻富次郎	同	
同四年	畑	一・五〇六	三・五六六	同	同	
同	畑	七・八四四	九・〇二六	矢島藤藏	同	
同	畑	三・八二二	九・〇二六	大原吉左衛門	同	
同	畑	二・六九二	八・〇九四	築山茂左衛門	同	
同	畑	三・〇一一	九・六二〇	同	同	
同	畑	〇・九六〇	一・九二〇	設樂八三郎	四代甚兵衛	
不詳	畑	一〇五・三三三	三〇・八八四			

高崎神社

高崎神社は南方字野口にあり、水分大神・天照皇大神・柿本人麿祀れり。寶曆五年加賀屋甚兵衛の産土神たる水分神を、河内國石川郡喜志村より勸請して大和川口に祀りしもの、當社の起原なり。後天保八年十一月現在の所に移轉改築し、同時に天照大神及び柿本人麿を合祀せり。明治五年村社に列し、大正元年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百六拾坪にして、老楠鬱葱し、本殿・神饌所存す。末社に保食神社あり。氏は本地及び大字釜口・同北島の舊西北島にして、例祭は九月二十六日・夏祭は七月十七日に行はる。

加賀屋甚兵衛
衛及び子孫
の新田開發

加賀屋甚兵衛は河内國石川郡喜志村山本善右衛門の二男なり、延寶八年二月に生れ、元祿三年大坂淡路町一丁目加賀屋嘉右衛門に仕へしが、正徳四年に至り同町二丁目別宅し、享保十五年本郡に移り、同年より北島新田を開墾し、續いて延享二年より更に加賀屋新田の開墾に着手し、爾來荒地の開墾に従事し、數十年一日の如くなりしが、寶曆十二年剃髮して法門に歸し、圓心と號し、此の地は其の拮据經營の所なるを以て、圓心寺(註)を建立して其の餘生を送り、兼て住民歸依の場所たらしめ、同年四月二十四日八十三歳を以て入寂せり。其の墓は字久保の墓地に於て、別に一區を爲したる櫻井一家の墓域内にありて、釋圓信妙蓮了清と刻せり、櫻井は甚兵衛の姓なり。甚兵衛の後子孫能く其の遺志を繼ぎ、二代利兵衛・三代甚兵衛・四代甚兵衛等各開墾する所あり。五代甚兵衛・六代もとを経て七代菊太郎に至りて轉退し、三代甚兵衛の二男利兵衛は別に家を立て、父兄と共に新田の開拓に力を盡し、其の

子福十郎を経て現時の民次郎氏に至る。故に甚兵衛の血統は二男家を以て繼續す。而して初代甚兵衛より四代甚兵衛に至る迄の間に、開墾せられたる新田は、其の當時の反別にて壹百參拾四町七反參畝貳拾四歩・高四百貳拾參石九斗八升八合五勺の廣さに及び、其の内北島新田の拾貳町四反七畝九歩・高五拾四石五斗貳升貳合、及び加賀屋新田の内六町七反六畝參歩・高貳拾壹石貳斗壹升七合、計拾九町貳反參畝拾貳歩・高七拾五石七斗參升九合は初代甚兵衛の代に成り、加賀屋新田の内九町壹反四畝拾貳歩・高貳拾石貳斗九升四合は二代利兵衛の代に成り、加賀屋新田の内八拾八町四反六畝拾八歩・高貳百六拾貳石四斗五升參合、駒井新田の内貳反貳拾七歩・高四斗九升九合、櫻井新田の内八町六反七畝參歩・高四拾五石九斗壹合五勺、計九拾七町參反四畝拾八歩・高參百八石八斗五升參合五勺は三代甚兵衛の代に成れるものにして、加賀屋新田の内九反六畝歩・高壹石九斗貳升、村上新田の内壹反四畝貳拾四歩・高貳斗九升六合、櫻木新田の七町九反拾八歩・高拾六石八斗八升六合、計九町壹畝拾貳歩・高拾九石壹斗貳合は四代甚兵衛の代に成れるものとす。故に累代中に於ける新田開墾の最も多かりしは三代甚兵衛の時にあり、蓋し當時にありては其の子甚兵衛(四代)及び二男利兵衛の二人之を輔翼して事に従ひしを以て、其の功績の顯れたるなるべく、且三代・四代の間に於ける開墾反別中には區別し難きものある爲め、三代の死亡する前に於ける高入反別は、總て同三代中の開墾に加へたるに依る。其の開墾せられたる新田は、今の敷津村の大部分を占め、當年に於ける海邊蘆葦叢生の地は變じて良土と化

し、禾穀豐熟して隴圃の間に滿ち、往事を追懐し轉た滄桑の感を深からしむると共に、其の公益事業に盡瘁せし累代の功績を想はずんばあらず。(大正五年五月十六日櫻井氏を訪ひて其の舊記を閲し、且部落の一般を視察す)

本地舊加賀屋新田(參百五石八斗八升四合に、南北に分割するを得ず)は延享二年、同駒井新田(貳石九斗貳升四合)は文化十四年より、何れも徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字北島に同じ。

大字村上

本地は住吉郡出見濱の洲先たりしが、天保二年西成郡今在家村の人村上庄左衛門、幕府の許可を得て開墾し、同年代官岸本武太夫の檢地ありて、田畑四町五反壹畝九歩に對し、拾石八斗參升の高入あり、其の姓を採りて村上新田と名づけ、住吉郡に屬し、其の後引續き増墾する所あり、即ち同六年田畑貳町四反參畝貳拾壹歩・高五石五斗九升八合は代官大原吉左衛門、同十三年田畑四反參畝九歩・高壹石壹斗六升七合は代官築山茂左衛門の檢地にして、同村上庄左衛門の開墾に係り、弘化四年畑壹反四畝貳拾四歩・高貳斗九升六合は代官設樂八三郎の檢地にして、加賀屋甚兵衛の開墾なり。明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字村上と稱す。

本地は天保二年開墾の初めより徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字北島に同じ。

大字北加賀屋

本地は明治十五年七月十五日加賀屋新田の北部と川上新田とを合併して一となし、南加賀屋新田に對して北加賀屋新田と改稱せられし所にして、同三十二年十月六日海面埋立地貳町六反參畝六歩を編入して中川と字し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字北加賀屋と稱す。加賀屋新田の開發等は大字南加賀屋の條に記せし所の如くにして、川上新田はもと木津川の押海堤に沿へる寄洲なりしが、和泉國大鳥郡堺の人山中喜平、官許を得て明治三年之を開墾し、川上新田と名づけて住吉郡に屬せしものなり。

押海堤

押海堤は東北方西成郡津守村の界より起り、木津川口に沿ひて一洲長く海中に送れるもの即ち是れなり。其の狀恰も大象の鼻を伸ばせるが如く、堤上は松林をなして世に千本松と稱せられ、一に避波松とも呼ばる。好風佳景譬ふるに物なく、丹後の天橋立・駿河の三保の松原の畫幅を觀るが如し、入津船舶の目標となり、且砲臺のありし所なり。砲臺は安政三年七月幕府より安治・木津の兩川口に四箇所(其の二箇所は天保山・二箇所は此の木津川口)築立の調査を大坂城代土屋寅直に傳へ、同四年四月安治川口の防備を松江城主松平定安に、當木津川口の防備を高松城主松平頼胤に命じ、翌五年六月兩侯の警備を罷めて、更に鳥取城主池田慶徳・岡山城主池田慶政・高知城主山内豊信に命せられ、元治元年五月一日に至り、安

木津川砲臺

木津川燈臺

治・木津の兩川及び市中の川々を浚渫して、一は以て通船に便し、一は其の土砂を以て臺場を築造せんとする一舉兩得の議を決し、以て築造せられたるもの即ち此の砲臺なり。然るに明治十一年五月其の桔梗形砲臺の跡に、當時の區長金澤卯右衛門・北尾重兵衛其の他の有志者發起し、寄附金を得て燈臺を建設し、木津川燈臺と稱し、同月十日初めて點燈し、晴天の夜は其の光海上八里に達し、經費はまた有志者の寄附金に依り來りしも、同二十五年大阪府の所管に移れり。

木津港

發崎 武江

萬福舟泊木津川 一點燈臨瀑浦波 東語西音互相問 明朝風候空如何

本地舊加賀屋新田は大字南加賀屋の條に記せしが如く、延享二年より徳川氏代官の支配となり、川上新田は其の開墾當時より大阪府司農局の支配となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字北島に同じ。

大字櫻井

本地は住吉郡出見濱の寄洲たりしが、天保元年加賀屋新田の人櫻井甚兵衛、幕府の許可を得て開墾に着手し、其の田畑七町九反壹畝九歩は同二年代官岸本武太夫檢地して高四拾貳石五斗七升五合、其の同七反五畝貳拾四歩は同十二年代官柴山茂左衛門檢地して高參石參斗貳升六合五勺と定まりたるも

の本地にして、地名は開墾者の姓に因みて櫻井新田と名づけ、西成郡に屬せしも、明治五年九月住吉郡に轉屬し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字櫻井と稱す。

大阪府達 (壬申九月御)

櫻井新田 庄左衛門新田

右兩新田は西成郡高入に及び候處、實地住吉郡へ入交請雜之憂も不少候に付、今般便宜を以て西成郡に有之高六拾六石壹斗壹升五勺住吉郡へ高入申付候事、(管内には壬申十月申取三百石、十石三斗を以て地味名に據り)

本地は開墾の初めより徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、明治五年五月西成郡第一區五番組(同年十月住吉郡第二區九番組に組替となる)となりたるの外は、大字北島に同じ。

大字庄左衛門

本地は住吉郡出見濱の寄洲たりしが、天保二年西成郡今在家村の人村上庄左衛門、幕府の許可を得て田畑八町六反拾八歩を開墾して、同六年代官大原吉左衛門の檢地あり、開墾者の名を採りて庄左衛門新田と名づけ、西成郡に屬せしが、明治五年九月住吉郡に轉屬し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字庄左衛門と稱す。

本地は開墾の初めより徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、明治五年五月西成郡第一區五番組(同年十月住吉郡第二區九番組に組替となる)となりたるの外は、大字北島に同じ。

大字嬰木

本地は住吉郡出見濱の寄洲たりしを、嘉永四年加賀屋新田の人櫻井甚兵衛之を開墾し、代官設樂八三郎の檢地を受けて嬰木新田と名づけ、住吉郡に屬し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字嬰木と稱す。嬰木は開墾者の姓たる櫻井の櫻の字を分ちて二字となしたるものなりといふ。

本地は開墾の初めより徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字北島に同じ。

大字柴谷

本地は住吉浦の寄洲たりしを、慶應元年東成郡天王寺村天下茶屋の人柴谷利兵衛之を開墾し、其の姓を採りて柴谷新田と稱し、住吉郡に屬す。明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字柴谷と稱し、同三十九年五月九日本村に編入せられたる海面埋立地貳拾六町九反九畝拾六歩を、同月二十一日本地に編入して木津川口と字せらる。

天満宮は字下にあり、菅原道真を祀れり。柴谷利兵衛の本地開發當時鎮守として勸請せしものなりといふ。明治五年村社に列せらる。境内は四拾坪にして、本殿のみを存す。氏は本地一閭にして、

祭日は九月二十五日なり。

本地は慶應二年より徳川氏代官の支配となり、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字北島に同じ。

大字釜口

本地は大字南加賀屋の地先に沿へる洲渚の所なりしが、同大字の人釜口政吉明治三十九年十一月十五日公有地面埋立の許可を得て、之が工事に着手し、同四十五年二月二十二日竣工せし四拾町九反八畝拾貳歩の地なり。依て大正元年十月十日敷津村の區域に編入せられ、同二年正月十八日大字名を釜口とし、北島新田大悪水路以西を大正・其の以東を明治と小字せり。而して釜口の名は開墾者の姓を採りしものなり。

大字	石高	明治九年改正 百租別反別	明治九年一月一日現在人口	町制施行 當時の人口	村制施行 當時の人口	大正元年一月一日現在人口	大正九年七月一日 國勢調査の人口
北島	131,000	3,156	327	1,571	276		
南加賀屋	8,608	2,507	224	2,162	555		
北加賀屋		2,883		1,013	17		
櫻井	8,950	2,333		1,610	10		
嬰木	16,866	3,927		1,533			

庄左衛門	村	釜口	計
10,620	27,811	55,322	56,705
11,775	21,878	25,811	33,595
14,653	125	4,598	85
1,013	4,553	15	5,581
1,474	23	1	1,502
2,790			2,790

備考 北加賀屋新田に右高を記せざるは、加賀屋新田右高の分割し得らざるに依り南加賀屋新田の部に其の全額を記したると、川上新田に右高のなかりしに依る、其の明治八年改正反別もまた分割し得ざるを以て、北加賀屋新田の部に記して川上新田分のみを掲ぐ。

第五項 依羅村

本村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、寺岡村・堀村・前堀村・荻田村・庭井村・我孫子村・山の内村・杉本村・杉本新田の九ヶ村は、従來團結の習慣あるを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内には依羅の池ありて著名なるに依り、其の名を採りて依羅村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依り住吉郡所屬たりしが、同二十七年十月二十五日寺岡・堀・前堀の三大字を割きて長居村を置かれ、本村は荻田外五大字となり、同二十九年四月一日東成郡に屬す。

大字 苧田

薬師寺

本地は古來關郡たりしが、後住吉郡に屬し、苧田村と稱す。

薬師寺に字垣外にあり、瑠璃峰醫士院と號し、眞言宗醍醐派西明寺末にして薬師如來を本尊とす。創建の年月詳ならず。境内は參百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・薬醫門を存す。外に鎮守堂・地藏堂・吒枳尼天堂あり。

西光寺

西光寺は字苧田にあり、的場山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百五拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・太鼓堂・薬醫門を存す。

本地村高八百九石五升の内、七百七石五斗貳升九合四勺九才は慶長年間より片桐東市正且元の領地となり、其の壹百壹石五斗貳升五勺壹才は豊臣氏の直轄たりしが、片桐氏の領地は元和五年麾下木村宗右衛門の采地に移り、寛永十七年松平若狭守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配となり、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日更に大阪府の管轄となる。又豊臣氏直轄の地は元和元年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新に御料となりて同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二

十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同年九月十九日大阪府の管轄となり、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區三番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 庭井

本地は古來關郡たりしが、後住吉郡に屬す、もと大羅郷にして、五ヶ莊の内に入り、庭井村と稱せり。寶永元年新大和川の開鑿に依り、六町參反六畝八歩・村高九拾壹石五斗七升參合の地は同川敷とされると共に、兩斷せられて同川の南北に分かれ、村高貳百拾貳石六斗七升參合の内、四拾貳石四斗壹合九勺は河南・壹百七拾石貳斗七升壹合壹勺は河北となる、河北は即ち本地にして、河南の地は明治四年七月の國界改定に依りて和泉國大島郡に屬す、今の泉北郡五個莊村大字庭井是れなり。舊郷名は和名抄に「住吉郡大羅郷（佐賀縣）」と載せ、姓氏錄攝津國皇別に「依羅宿禰、日下部同祖、彦座命之後也」と見え、續日本紀孝謙天皇天平勝寶二年の條に「攝津國住吉郡人外從五位下依羅我孫忍麻呂等五人賜依羅

宿禰姓、神奴意支奈祝長月等九十三人依羅物忌姓」と見ゆれば、依羅氏の居りし所にして、郷は依羅氏に因みあるものならん。村名は清泉庭井のあるより起り、古の依羅の原・依羅の里なり。

萬葉 あなみつらよさみのばらの人にあへるかも いしほしる淡海のか
たのものがたりせむ

柿木人丸

夫木 袖かはす人もたふ身をいかにせんよさむの里にあらしふくなり
もろともになき明したるきりくすよさむの里の草の枕に

藤原顯仲

同 さらにもになき明したるきりくすよさむの里の草の枕に

藤原仲實

同 きくまに嵐かきてふ秋とてや依羅の里の衣うつらん

式賢門院御匣

大依羅神社

大依羅神社は西南字大依羅にあり、延喜式内の大社なり。祭神は社記に見ゆるが如く、底筒男命・中筒男命・表筒男命及び建豊波豆羅和氣王ならん。建豊波豆羅和氣王は開化天皇第四の皇子にして、古事記同天皇の段に「娶葛城之垂見宿禰之女鸚比賣生御子、建豊波豆羅和氣王」と見え、「建豊波豆羅和氣王者、道守臣忍海部造・御名部造・稻羽忍海部・丹波之竹野別・依網之阿毘古等之祖也」と見ゆれば、此の地に住せし阿毘古の其の祖神を祀りしもの當社の起原なるべし。依羅吾彦男垂見は仲天皇の西征に従ひ、同天皇の崩後神功皇后の將に新羅征伐の途に上らんとし給ひけるととき、三筒男之神の祭神主となる。即ち日本書紀同皇后の條に「既而神有誨曰、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、即得神教而拜禮之、因以依網吾彦男垂見爲神主」と見ゆれば、依羅吾彦男垂見は勅を奉じて三大神を拜祭し、後、當社に併祀して四座となりしものならん。歷代皇室の崇敬甚だ厚く、仁明天皇

の承和十四年七月丁卯社殿を修造し、且官社に列せられ、清和天皇の貞觀元年正月二十七日從四位下を授かり、醍醐天皇の延喜九年九月正二位に昇叙せられしのみならず、已に稱徳天皇の神護元年に於て攝津・備前の十八戸を神戸に充てさせられ、清和天皇の貞觀六年九月十八日奉幣使を遣はされ、幣帛を奉りて風雨を祈り、同三年六月十四日使を遣はして神財を奉り、一條天皇の正暦五年四月には中臣氏人を宣命使とし幣帛を奉りて疫疾火災の除難を祈らせ給ひ、延喜式に依れば八十島祭にも預かり給へり。從て社頭繁榮し、吾彦の裔なる依羅氏(姓氏系に依羅宿禰を開化天皇の皇孫吾彦命の後とせるは)は相繼ぎて神主となり、以て祭祀の典を擧げ來りしも、降て南北朝の戦亂に及び、依羅氏一族の滅亡と共に社運漸く傾き、神田・神池は蠶食せられて減縮し、祭祀は大聖寺の僧之を司り、後住吉神社の攝社となりて一年一度の例祭を擧ぐるに止まり、其の間祭神に紛亂を生じ、殆ど世に忘れられんとし、萬治二年祝融の災に罹り、同年八月附近部落の協力に依りて造營せしもの、即ち現在の社殿是れなり。かくて明治の後に至りても尙無格社たりしが、同九年二月十二日初めて郷社に列せられ、爾來漸く社運復興の氣運に向ひ、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ。同年十一月十一日大字菟田字菟田の村社草津大歲神社(大歲神)・大字我孫子字ヲタリの同我孫子神社(速素盞)・大字杉本字松平の同八阪神社(鳴命)及び同大字々奴能田の無格社奴能太比賣神社(奴能太比賣命)・大字山内字山内の村社山内神社(鳴命)・大字庭井字大山の同大山咋神社(大山咋命)を本社に合祀し、大字菟田字菟田の無格社道神神社(八稻比賣命)を合併して

境内末社とす。合祀社中に於ける草津大歳神社・奴能太比賣神社は共に延喜式内の舊社なり。境内は壹千四百八坪を有し、本殿を初め拜殿・幣殿・神樂所・倉庫・社務所・社宅等彼此に散點せり。氏地は本地及び大字菟田・同我孫子・同山の内・同杉本にして、例祭は四月十六日・夏祭は七月十二日に行はる。社頭は謂ゆる依羅森にして、千古の松籟は長へに神殿を護り、瀟洒高潔人をして自ら敬意を拂はしむ。

續日本後紀 仁明天皇承和十四年七月丁卯、修造攝津國大依羅社、爲官社、

三代實錄

清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙惣二百六十七社、奉授勅八寺大依羅神・難波生國魂神・下照比女神・座摩神從五位下、

同 同年九月八日庚申、攝津國住吉神・大依羅神・難波大社神・廣田神・生田神・長田神・新屋神・垂水神・名次神等、遣使奉幣、爲風雨祈禱、

同 陽成天皇元慶元年六月十四日癸未、奉幣石清水八幡大菩薩宮並加茂御祖・別雷・松尾・木島・乙訓・大依羅・垂水・廣田・生田・長田・新甘雨也、

同 同三年六月十四日癸酉、遣使於大和國廣瀨、龍田、攝津國住吉・大依羅等四神社、奉神財、
日本紀畧 醍醐天皇延喜九年九月、奉授攝津國大依羅神社正二位、

本朝世紀 一條天皇正曆五年四月廿七日戊申、今日伊勢大神宮諸神臨時奉幣日也、

拾遺愚草 君か代はよさむの杜のとことには松と杉とや干たひさかえん 藤原定家

水たまる依羅の池の底よりも清きは神のこゝろなるらん

ト部夏樹

御神輿塚
依羅井
(墓)

雨乞井

社の西南に小高きは御神輿塚にして、往古黄金の神輿を埋めし所なりと傳へ、本殿の西なる古井は依羅井なり、一に庭井の清水とも呼び、村名の庭井は此の井に因めり。攝津名所圖會にも「依羅井は神前にあり、清潔にして寒暑に調ず、炎暑に田園旱天の時此井を汲んで神供とす、忽雨降りて潤澤す」と記せり。數十年前までは古風なる井戸側ありて、傍に依羅井戸と刻せる碑石を存せしも、今はなし。井戸は填まりたれども、尙清水湧出せり。又社地の西部に二の宮・三の宮といへる字地あり、往時祭神四座は各其の社殿を別にし、一の宮・二の宮・三の宮・四の宮と唱へしことのある遺址ならんかといふ。又東部には神酒田及び後藤といへる字地を存す、後藤は御燈田の轉省にもあらんか。又社の西南に當れる田圃中に雨乞井あり、俗に龍神井と呼び、周圍に木柵を繞らせり。里傳に依れば、井戸は往古より清水湧出の所なりしが、依羅池の中に一疋の龍蛇住みけり。或る日河内在の一農夫所用ありて其の北堤を通行せる折柄、美婦人ありて後より聲をかけて呼び止めれば、農夫は立ち止りて其の故を問ひしに、婦人答ふらく、我身は此の池中に年久しく住める龍神なるに、先づ頃より鐵の池底に沈めるありて、妾が身之に觸るれば忽ち傷を受けて苦痛に堪へず、故に情ある人に遭ひなば彼の鐵の取り除き方を乞はんと思ひ居りしに、御身の如き情深き人幸にも今日此處を通行せらるゝは、全く天の冥助にもやありなん、哀れ妾の願を叶へてよと涙と共に語りけり。農夫は熟ら其の物語を聞き、いと

哀れに感じ居たりしが、聽て婦人に向ひて言ひけらく、我目のあたり御身の話を聞きて同情の念に堪へず、身に協はん事にしあれば、之を救ひ參らせんはいと安き事にはあれど、我泳ぎの業を知らざれば、いかでか此の滄海の如き池の底に沈みつる鐵を取り出し得んや、願くは他の人に乞ひ給へよとて行き過ぎんとせしに、婦人は暫しと呼び留め、いやとよ、御身が池底に潜り入りて取り來らんは素より出來難き事になん、されば妾が力にて此の水邊まで波もて打ち出さん程に、御身暫く此の岸邊に待ち給ひて、其の水邊に現はれしを取り除き給はれよとて、忽ち水底に消え失せにけり。農夫は奇異の思を爲し、婦人のいひしがまゝに暫し其の岸邊に腰打かけ休らひ居たるに、俄に天地晦暝となり、歎忽として暴風起り、波は池水を捲きて天を衝き、恐ろしなどいふばかりなかりしが、少時して天地清明に復し、風波また鎮まりしと思へば、婦人は忽ち現れ來りていひけらく、妾のいへるは彼れなる水邊の鐵なり、是れ妾の取り除かんことを願ひ侍りし所のものなり、速に他所に持ち退きて再び池中に入らざらしめ給へかし、妾は之が爲め日頃の難義を免れぬるは、全く御身の情なり、御身に添ひ侍りて御身の願望に任せ、萬の幸福を得させまらせん、又水乏しき時には此の井水を汲み大神の御前に供へ奉りて甘雨を祈らせ給は、必ず水を得させ參らせん、夢疑ひ給ふこと勿れとて、此の清水の井戸に入りて失せにけり。依て農夫は其の鐵を取出し見るに農具の萬鐵なりければ、己が住地に持歸りて固く封じ置きにけり、是れより其の地を萬願地村といひ、其の萬鐵は祭られて今に存せりと、龍神

井の名は蓋し是に因めるならん。爾來水旱ある毎に此の井戸を開きて、大依羅神社に祈雨祭を行へば、必ず甘雨沛然として至るを例としければ、平安朝の歴代に於かせられては、畏くも大旱ある毎に奉幣使を立て、甘雨の御祈を擧げさせ給ひしといふ、雨乞井の名は是れより起れり。近くは大正二年の旱魃に際し、諸方に於て祈雨祭を行はれしも靈驗なかりしかば、八月十五日此の井戸を開きて七日間祈雨祭を行ひしに、其の十八・二十一の兩日に大雨沛然として臻り、近郷土民の愁眉を開きたるは、今も人口に膾炙せりとなん。

依網池は大依羅神社の南方約壹町大和川北堤防の下にあり、依網は一に依羅に作る。池は日本書紀崇神天皇六十二年の條に「冬十月造依網池」と見ゆるもの是れにして、古事記仁德天皇の段に依網池を作ると見ゆるは、之を修理せられたるものならん。其の區域はもと本地及び大字我孫子・同杉本、泉北郡五莊村大字北花田、中河内郡天美村大字芝・同油上に亘れる十萬餘坪の大池なりしが、寶永元年新大和川開鑿の土功に依り、其の三分の二は同川敷となりて參萬壹千七百坪に縮少し、同二年十二月姫路・明石兩城主の池普請奉行となりて池床を埋め田圃と爲したる爲め、更に減じて今は數百坪の小池となり、水草密生して僅に附近一部の田地を灌漑せり。攝津名所同會には「上古土人崇めて御依網池と稱す、これを音に讀んで御依網といふ、後世尙訛て味右衛門池といひ、又謬て今は仁右衛門池とよぶ」と記せり。然れども他の一説にはいふ、其の之を仁右衛門池と呼べるは、新大和川の開鑿を企圖して成

依網池

らざりし仁右衛門の身を投じて死せしより起れるの稱なりと。思ふに其の仁右衛門池の名を爲せしは、後説眞に近からんか。

日本書紀

崇神天皇六十二年秋七月乙卯朔丙辰、詔曰、農天下之大本也、民所恃以生也、今河内狭山埴田水少、是以其國百姓處於農事、其多開池溝以寬民業、冬十月遣依網池、

古事記

仁德天皇の段 又作丸瀨池・依網池、

安樂寺

安樂寺は字大山にあり、菊池山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿十年檀家の協力して創立せし所なり。境内は壹百參坪を有し、本堂・庫裏・長屋を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字苅田に同じ。

大字我孫子

本地は古來住吉郡に屬し、もと大羅郷にして、五個莊の内にあり、我孫子村と稱す。我孫子は一に吾彦又は吾孫に作れり。依羅吾彦の居りし所にして、其の名を地名に傳へしものならん。字地に源左衛

網子濱
安胡浦
網子海
阿古の行宮

門受所といへるあり、依羅池の水に依りて灌漑せられし所なりしに、寶永元年新大和川の開鑿以來、用水缺乏して耕作するを得ざるに至り、農民の離散するもの十餘戸に上り、耕地の荒蕪に屬せしこと數十年なりしが、明和年間に至り西成郡今在家村の人源左衛門幕府の許可を得て該地を開墾し、初めて我孫子村源左衛門請所の名を爲せり。而して本地は往時海に近かりしを以て、網子濱・安胡浦・網子海等の名を古詠に留め、且持統天皇の行幸し給ひし阿古行宮のありし所ならん。

日本書紀 持統天皇六年五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮、

網子濱

夫木 しくち引網子の濱屋に年ふりていかみにまはしめられにけり 藤原俊賴

安胡浦

萬葉 あこの浦にふなのりつらん乙女らかあかもすそに鹽みつらんか 讀人しらす

網子海

萬葉 とさつ風ふかまくしらす阿胡の海にあさけの鹽に玉藻かりてな 讀人しらす

同 網子の海のあら磯の上にさくら涙わか戀らくばやむ時もなし 同

同 吾妹子に戀つくればあこの浦の荒磯の上に濱な摘あま乙女らか 同

大聖寺

大聖寺は字蓮池にあり、吾彦山不動院と號し、眞言宗山階派勸修寺末にして聖觀世音を本尊とす。

俗に我孫寺観音と呼べり。寺傳に依れば、聖德太子の開基に係り、當時は寺域廣潤にして内に三十六の支院を有し、寺門隆盛を極めしも、幾多の變遷を経て僧空海中之坊を再興し、錫を留めしこと數年、後圓照・明寛等の高德相繼ぎ、法燈灼々として今に至る迄六十七世なり。古來縉紳ルビ武家の歸依するもの尠からず、池の大納言頼盛は自筆紺紙金銀泥の法華經を寄附し、後深草天皇は宸翰を賜ひ、楠正成は甲冑を納め、足利義滿・義種も深く歸依する所あり、殊に後水尾天皇は薄墨の繪旨を賜ひ、豊臣秀吉も亦陣袍を納め、皆寺寶として秘藏せられしを初めとし、多敷の寶物を有せしが、明治十四年四月火災に罹りて、堂宇と共に烏有に歸したるは惜むべし。然れども同二十二年再建の工成りて、全く舊觀に復するを得たり。本尊は深き山緒を有せり、即ち聖武天皇寶算四十二に渡らせ給ひしとき、御不豫なりしかば祈願を神佛に單の給ひしに、天平十四年二月初午の夜空中に微妙の聲あり、天皇之に感じ、僧行基に勅して泉州水間の瀧に至らしむ、行基石上に持念すること三晝夜にして一寸八分の觀音像と龍掌とを得、歸りて天皇に奏せしに、天皇歡感斜ならず、遂に水間山中に伽藍を建立して觀音の像を安置し給へり、今の泉南郡木島村の水間寺是れなり。然るに應仁の亂に水間寺の殿宇悉く灰燼に歸するや、寺僧は尊像及び龍掌等を護持して高野山の聖無動院に逃れ、後武藏國赤羽間明院に安置せしが、當寺の四十九世盛長法印は將軍徳川家光の歸仰する所となり、臺命に依りて遂に之を當寺に迎へて今に至れりと。賽者常に絶ゆるなく、殊に二月初午の日の如きは參詣する者夥しく、其の盛な

圓滿寺

ること他に多く其の比を見ざるところなり。境内は五百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・寄進所・茶所・鐘樓堂・繪馬堂・寶藏・土藏・藥醫門、及び不動室・地藏堂・開山堂・藥師堂・鎮守堂・位牌堂等を存す。寺寶に聖武天皇下賜の綴錦及び不動の短劍といへるものあり。

圓滿寺は字中形にあり、若江山と号し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾八坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・藥醫門を存す。

引接寺

引接寺は字オタリにあり、法性山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天和二年檀徒の協力にて再建せり。境内壹百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・南餘間・北餘間・太鼓堂・藥醫門を存す。

我孫子城址

我孫子城の址は中央なる舊我孫子神社のありし所にして、東西五拾間・南北參拾五間の地其れならんといふ。攝津志には今井兵部なる者の據りし所なりと記すれども、其の興廢の年月等詳ならず。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、文化十年大久保加賀守の領地となり、村高八百五石四斗九合内貳百四拾四石八斗九升九合は薄左衛門請所は同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第十分畫に入りたるの外は、大字庭井に同じ。

大字山の内

本地は古來住吉郡に屬し、もと餘戸郷にして、五個莊の内に入り、山の内村と稱す。舊郷名は和名抄に「住吉郡餘戸郷」と見ゆるものは是れなり。寶永三年大和川の開鑿に依りて、參町貳反貳拾六歩・村高四拾七石貳斗參升六合の地は同川敷となる。

金林寺

金林寺は慈靈山威徳院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。推古天皇十六年五月聖徳太子の建立・慧光の開基なりと傳ふ。元和元年五月大坂陣の兵燹に罹り、古記焼亡して寺歴詳ならず、貞享三年大雲慈門入寺の時に檀家の協力を以て再建せり。境内は參百六坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年土井大炊頭の領地に轉じ、文化十年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一

日第十分畫に屬し、同十三年七月二日杉本村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字杉本

本地は古來住吉郡に屬せしが、延寶年中東成郡に轉じ、元祿七年住吉郡に復す。もと榎津郷の内に於て、五個莊村の内にあり、杉本村と稱す。村名は依羅の森に杉を詠める歌など見ゆれば、其の杉に因めるの稱ならんか。寶永元年大和川の開鑿に依りて、拾四町七反參畝拾五歩・村高壹百七拾壹石六升四合は同川敷となり、明治十六年十一月九日杉本新田を分置す。

光明寺

光明寺は字松平にあり、信成山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・藥醫門を存す。

圓覺寺

圓覺寺は同字にあり、雲鶴山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は四拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、寛永年間片桐出雲守の采地に移り、延寶年間九鬼和泉守の領地に轉じ、文化十年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日

攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字山の内に同じ。

大字 杉本新田

本地はもと杉本村の屬地にして、享保年間住吉村より兩戸(氏名不詳)來住して田畑を開拓し、漸次人煙繁殖して遂に一部落を爲し、杉本新田と稱し來りしが、明治十六年十一月九日同村より分離して一村となれり。

教圓寺は字昔枕にあり、龍華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。本地の管轄及び區畫の變遷は、大字杉本に同じ。

教圓寺

大字	舊	石・高	明治九年改正 有租地反り	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 富島の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
山の内	四二・四七〇	三・七〇〇	三・七〇〇	四二	四二・二二二	一六八	
我孫子	八〇・四九	六・七四三	六・七四三	五五	八二・三二三	四〇五	
庭井	一七〇・七一一	三・七〇〇	三・七〇〇	一九一	二二・三三三	二七	
荻田	八〇・〇五〇	六・七四三	六・七四三	五五	七・八三三	三三	
計	二、八三・五二二	二、四八・八三	二、四八・八三	二、〇九一	三、七九・九三三	二、三四五	三、一五五

第六項 長居村

本村は明治二十七年十月二十五日、依羅村の内なる寺岡・堀・前堀の三大字を割きて新に一村を設け、長居村と名づけしものなり、村名は長居池に因めり。

大字 寺岡

本地は古來住吉郡に屬し、寺岡村と稱す。字地に西の町・東の町・中の町といへるあり。大御池は東北にあり、周圍七町貳拾餘間の大池にして耕地の養水なり。池は謂ゆる長居の池ならんといふ。水は流れて細江川となり、住吉村住吉神社の南邊なる墨江村大字青蓮寺と同濱口との間を過ぎ、安立町の西に至りて十三間川に注ぎ、其の沿川は一帶に低窪の形を爲せり。

堀川後百首

すめらぎの長居の池に水澄みてのとかに千世の影そ見えける

常陸

神須牟地神社

神須牟地神社は字東の町にあり、延喜式内の舊社なれども祭神は詳ならず。三の宮と呼び、邑の産

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第二節

東成郡 長居村

一三七

舊多米神社

土神なり。久しく荒廢に歸せしを、元和元年八月二十一日本地の多賀谷榎負外四名のもの協力して再建せりといふ。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月五日字播磨田の無格社多米神社及び字農神の同農神社(大巳命)を合祀せり。合祀せられたる多米神社は延喜式内の舊社にして、宇賀能賣・神稚魂神・保食神を祀り、書紀通證には「多米神、今在寺岡村西苗見杜、稱多禰加志宮、今荒廢」と見え、同書の記せるが如く衰微して、境内僅に四拾坪を有し來りしものなり。境内は壹百八拾五坪を有し、本殿・幣殿・拜殿を存す。氏は本地一圓にして、例祭は十月十一日・夏祭は七月二十一日なり。

慈光寺

慈光寺は字向山にあり、補陀山と號し、曹洞宗神應寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと同字なる隣地にありしが、明治二十七年十月二十三日現在の所に移轉せり。境内は貳百坪を有し、本堂・庫裏の外に地藏堂を存す。

臨南寺

臨南寺は字開にあり、含松山と號し、曹洞宗興聖寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。慶長四年の頃徳川氏の臣鈴木三良九郎大坂代官勤務中、信施を以て堂宇を再建せり。境内は八百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に禪堂・鎮守堂あり。鎮守堂には秋葉三尺坊・禪堂には觀世音菩薩を安置し、共に寶永元年三月の建立なり。眞光寺は字東之町にあり、辻本山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の人宗齋

眞光寺

本願寺蓮如法主の直弟となり、明德五年八月檀家と協力して創立せり。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

西法寺

西法寺は字西之町にあり。清凉山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿元年二月本願寺顯如法主の直弟明哲、檀徒と協力して創立せり。境内は壹百拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・長家門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、文化十年大久保加賀守の領地に轉じ、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區一番組に入り、同八年四月三十日第七大區二小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第八分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字堀

本地は古來關郡たりしが、後年紀不詳住吉郡に屬す。もと五個莊の内にして、堀村と稱す。字地に三軒家といへるあり、其の地は慈光寺(寺屬)と二軒の茶店(本地所屬)ありて、建家の三軒なりしより此の名ありしといふ。攝陽群談に「出在家茶屋」と記し、攝津志に「追分茶屋(寺岡・堀二村出戸)」と記するもの是れにして、其の追分茶屋といへるは、堺と住吉とに向へる道路の分岐點なるに依る。又村名の堀は、部落の四圍に濠池を繞らせしより起れるの稱ならんか。里傳に依れば、往時城のありし所にして、濠池は在城當時に掘られしものなりと傳ふ。依て思ふに左に掲記せる惣見記に、堺の近邊なる新堀と見ゆるは本地にして、本地は取出の城のありし所ならんか。

惣見記 信長公南方進發所々御働の事

信長公洛中御仕置大形に相濟ければ、同四月六日(無事)南方へ御發向あり、其日八幡に御陣どり、翌七日河内國若江に到て御陣被掛、大坂より若江へ指向け取置たるカイホリと云取出の城には、更に御手遣もなく、直に奥へ御通り、四月八日高屋の城へ取掛玉ふ云々、同月十日遠里小野に御本陣、御自身御下知にて近邊の耕作難捨させらる、堺の近所に新堀と云取出の城あり、三好方の香西越後・十河因幡兩將とし、多勢籠り居ける所へ、同月十七日信長公御馬被寄、諸勢きびしく取まき攻むる事三日三夜、同月十九日の夜諸手より採合せ、火矢を放し埋草入れて責詰るに、城兵堪へがたく追手兩手へ悉く打出、各討死し終に落城す、討取處の頸の姓名香西越後守・十河因幡守・同越中守・同左馬允・三木五郎大夫・藤岡五郎兵衛・東村大和守・同備後守等、此

外究竟の侍百七拾餘討とられぬ、就中香西越後守は生捕と成て出けるに、繩に掛りながら態と口をゆがめ、眼をすがめて御前に引出されても、見しつれまじきとするを、信長公夜中なれども香西と御見しり有て、只今まで幾度も敵となり味方となりし不届の條々被仰聞、忽に誅せらる、

保利神社

保利神社は東南字堀にあり、もと素盞鳴命神社と稱し、素盞鳴命を祀れり。創建の年月は詳ならず。里傳に依れば、足利時代に周防守なる者本地に城を築きて居りし時、城の守護神として勸請せしものなりといふ。明治五年村社に列し、同四十年十二月五日大字前堀字吉山の村社吉山神社(大巳命)を台祀して祇園社と改め、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十四年四月二十一日更に邑名に依りて今の社名に改めらる。境内は貳百拾六坪にして、本殿・拜殿・社務所を存し、數株の樟樹繁茂せり。氏地は本地及び大字前堀にして、例祭は十月十六日・夏祭は七月十八日なり。

瀧光寺

瀧光寺は字堀にあり、佛勇山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。誠諦なるもの寛文十年本願寺寂如法主の直弟となり、檀徒と協力して再建中興せり。境内は貳百四拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・下家・座敷・土藏・藥醫門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年土井大炊頭の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月土地せり、依て古河藩の支配となり、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫

の制定あるに及び同五年五月住吉郡第二區二番組に屬し、同八年四月三十日第七大區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日前堀村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字前堀

本地は古來關郡たりしが、後住吉郡に屬す、もと五個莊の内にして、前堀村と稱す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、文化十年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字堀に同じ。

大字	字	舊	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
寺岡	石	八六・二七〇	一、〇〇九	一、〇〇九	八六・〇三二	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九
堀	石	六六・四四〇	三・三三六	五五五	七・一〇一	五五五	五五五	五五五	五五五
前堀	石	二七・五三三	八・五七九	九二	九・九〇四	九二	九二	九二	九二
計		一八〇・二四三	一四・九〇四	一、九五五	一六〇・九六五	二、〇六六	二、〇六六	二、〇六六	二、〇六六

第七項 田邊町

本町 明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、南田邊村・北田邊村・松原新田・猿山新田の四ヶ村は、當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる南北田邊の冠字を省きて田邊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて住吉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日東成郡に屬し、大正三年四月一日より田邊町と改稱せらる。

大字南田邊

本地は古來百濟郡に屬せしが、後關郡となり、後住吉郡に入れり。もと百濟郡に於ける南部郷にして、南田邊村と稱す。舊郷名は和名抄に「百濟郡南部郷」と見ゆるもの是れにして、攝津志廢百濟郡郷名の條には「南部、已廢爲住吉郡南田邊、延喜式曰、凡諸國部内郡里等名、並用二字、必取嘉名、故源順省田字爾」と記せり。同志の記する如くなれば、郷名は南田部郷の田の字を省きたるものにして、村名は郷名の殘れるものなり。尙同志の説に従へば、南部郷のみならず舊百濟郡に於ける東部郷

及び西部郷も共に田の字を省きたるものなるべし。田部郷は住吉松葉大記にも、神戸郷と共に住吉七郷の一とせり。舊事記天孫本紀に「物部倭古連、依羅田部連祖也」と見え、氏族志に「聖武帝時、有攝津住吉郡田邊史真立」と見ゆれば、田邊氏の居りし所ならん。

山坂神社

山坂神社は西方字西脇にあり、天穗日命を祀り、一に山坂明神とも呼べり。攝津志に記せる田邊西神祠は即ち當社にして、清和天皇の貞觀四年十一月十一日田部東神と共に從五位下を授かり給へり。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年五月十五日大字松原字濱田の村社土公神社(猿田彦命)・同月二十二日大字猿山字柳ヶ原の同稻荷神社(宇賀能賣命)を境内に移轉せらる。境内は壹千六百五拾四坪を有し、綠樹鬱蒼として本殿・拜殿・繪馬舎を存し。末社に八王子社・野見宿禰神社あり。氏地は本町及び南百濟村大字砂子にして、例祭は十月十五日・夏祭は六月二十日なり。

三代實錄

清和天皇貞觀四年十一月十一日乙亥、遣散位從五位下末良王阿伊勢大神宮奉幣、詔以河内國從五位下栗栖神禰之官社、

攝津國正六位 田邊東神・田邊西神並授從五位下、

法樂寺

法樂寺は字猿ヶ山にあり、紫金山小松院と號し、眞言宗泉涌寺末にして如意輪觀世音を本尊とす。寺記に依れば、治承二年小松内大臣平重盛の開創なり。重盛曾て佛に志し、宋の育方山佛照國師の徳風を聞き、一門菩提の爲の祠堂料として贈るに黄金三千兩を以てせしかば、國師其の篤志に感じ、酬ゆる

に紫金の舍利二顆を以てせり、依て重盛は此の地に佛宇を創建し、藏むるに舍利を以てし、其の熊野に詣づるの途次立寄りて落成しければ、小松院の稱是れより起り、殿堂巍然として聳え、結構甚だ壯麗なりしが、後平盛家剃髮し快祐と號して寺職せり、即ち中興の祖なり。降て天正年中に至り兵燹に罹りて烏有に歸し、慶長十四年冬十月豊臣秀頼其の臣片桐且元に命じ、檢地の際東西四拾參間・南北五拾參間半を除地とし、後徳川氏に至り中興以來六世の普照之を再興し、方丈・書院・總門は大和國宇陀城主織田家の殿宇を移して、寺觀亦備はりしも、舊時の偉觀に比すべくもあらず。然れども其の建築中に桃山時代のものあるは、即ち之が爲めにして、殊に書院の鏡板は幅貳尺餘・長參間の唐桑壹枚板にして稱するに勝へたり。山號の額は黄檗山の書にして、法樂寺及び小松院の兩額は寶鏡寺宮理豐徳嚴尼の筆に成り、梵鐘の銘は東湖堪堂律師の撰なり。天井は狩野家の筆にして、櫻・水仙の極彩色を施さる。境内は八百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓堂・門を存す。門内に重盛手植の唐松ありて、千載の緑を漂はせしも、明治維新前枯死しければ、今は植繼の松樹を存し、石に鐫して之を標せり。門前に大門池といへる字地あり、古の大門の址にして、舍利田といへるは重盛の佛供に寄附せし田園なり。寺寶に重盛寄附の銅羅を藏せり、其音清亮にして、之を打てば聴く者をして肅然襟を正さしむといふ。

性應寺

性應寺は字永富にあり、護命山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳なら